

伊豆小笠原諸島沿岸
海岸保全基本計画

令和7年3月



東 京 都

目 次

第1章 海岸保全基本計画改定の概要	1-1
1-1 計画の背景	1-1
1-1-1 海岸法改正の経緯	1-1
1-1-2 海岸保全基本方針の変更概要	1-2
1-1-3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項	1-3
1-2 計画対象	1-5
1-2-1 計画対象範囲	1-5
1-3 計画改定の流れ及び各章の構成	1-7
第2章 伊豆小笠原諸島沿岸の現況	2-1
2-1 自然的特性	2-1
2-1-1 地象	2-1
2-1-2 気象	2-3
2-1-3 海象	2-6
2-1-4 生物相	2-10
2-1-5 国立公園等の指定状況	2-11
2-2 社会的特性	2-12
2-2-1 特殊な社会環境	2-12
2-2-2 人口	2-14
2-2-3 産業	2-14
2-2-4 交通及び観光	2-15
2-2-5 歴史・文化・生活	2-18
2-3 海岸保全の現状	2-20
2-3-1 海岸保全区域の指定状況	2-20
2-3-2 海岸事業の変遷	2-21
2-3-3 災害による被災状況と復旧費用	2-22
2-4 関連法規及び関連計画	2-27
2-4-1 関連法規	2-27
2-4-2 関連計画	2-28

第3章 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全に関する基本的な事項	3-1
3-1 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全の基本理念と基本方針	3-1
3-1-1 基本理念	3-1
3-1-2 伊豆小笠原諸島の基本方針	3-2
3-1-3 沖ノ鳥島の基本方針	3-2
3-2 伊豆小笠原諸島の海岸保全の方向性	3-3
3-2-1 防護に関する施策	3-3
3-2-2 環境に関する施策	3-13
3-2-3 利用に関する施策	3-14
3-3 沖ノ鳥島の海岸保全の方向性	3-16
3-3-1 防護に関する施策	3-16
3-3-2 環境に関する施策	3-17
3-3-3 利用に関する施策	3-17
第4章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	4-1
4-1 地区毎の海岸整備の方向性	4-1
4-1-1 海岸整備の方向を検討する手順	4-1
4-1-2 ゾーニング	4-1
4-1-3 各島の地区区分と海岸整備の方向	4-2
4-2 海岸保全施設の整備に関する事項	4-41
4-2-1 海岸保全施設を整備しようとする区域	4-41
4-2-2 海岸の状況	4-43
4-2-3 海岸保全施設の状況（施設の種類、新設又は改良、規模）	4-43
4-2-4 受益の地域及びその状況	4-43
4-2-5 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	4-43
4-2-6 海岸整備の方針	4-43
第5章 今後の海岸の保全に当たっての留意事項	5-1
5-1 関連計画との整合性の確保	5-1
5-2 関係行政機関との連携調整	5-1
5-3 気候変動への対応.....	5-2
5-4 地域住民の参画と情報公開	5-2
5-5 計画の見直し	5-2

卷末資料

1	委員会設置要綱.....	資-1
2	伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 経過資料.....	資-3
3	参考文献.....	資-4
4	情報検索サイト.....	資-7
5	海岸事業に関する問い合わせ先.....	資-9

【別冊資料】

はじめに

東京都では、平成11年に改正された海岸法に基づき、平成15年7月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定しました。

本計画の対象である伊豆小笠原諸島の海岸は、豊かな自然が残されており、多くの観光客が訪れるとともに、島の基幹産業である水産業が営まれる場所でもあります。このため、本計画の基本理念を“「自然があふれ美しい特色ある海岸」を保全していくこと”とし、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりをこれまで推進してきました。

一方、策定後13年が経過し、社会情勢等が変化していること、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とし、津波防護について新たな考え方が示されたこと、及び平成26年12月に施行された改正海岸法施行令において「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたことなどを踏まえ、平成29年4月に本計画を改定しました。

この度、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更しました。この方針で、気候変動がもたらす影響への対応方針が示されたことにより、本計画を改定しました。

改定に当たっては、東京都関係部署及び沖ノ鳥島の管理者である国土交通省を委員とする「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定検討委員会」を設置しました。本委員会では、関係9町村にもオブザーバーとして検討に加わって頂くとともに、学識経験者である委員からの御意見を踏まえ、幅広い視点で検討を行いました。さらに、地元自治体からの御意見や、東京都のホームページを通じて寄せられた御意見を踏まえ、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（改定）」を取りまとめました。

都は改定された本計画に基づき、今後とも環境に配慮し、利用との調和を図りながら海岸の保全を行っていくとともに、予防保全型の効率的・効果的な海岸保全施設の維持・修繕を推進していきます。

本計画の改定に当たり、御指導、御協力頂いた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

（改定履歴）

平成15年7月：伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 策定

平成29年4月：伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 改定

第1章 海岸保全基本計画改定の概要

1-1 計画の背景

1-1-1 海岸法改正の経緯

海岸法は、昭和31年に、津波、高潮、波浪等の災害から、海岸を防護し、国土の保全を図ることを目的に制定された。

海岸法制定から40年が経過した平成11年、国民の環境意識の高まりや多様な利用に供される海岸の利用の適正化等が求められるようになるとともに、海岸整備に関する計画策定過程に住民参加が求められるなどの要請があり、海岸法が改正された。この法改正では、防護に加えて環境、利用の3つの視点から、調和の取れた総合的な海岸保全を目指すこととなった。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における未曾有の津波災害により、内閣府の中央防災会議で今後の海岸防護、防災について新たな考え方が示されたことや、国において施設の老朽化に伴う長寿命化を踏まえた維持・管理計画の必要性が示され、平成26年6月に海岸法の一部改正が行なわれた。

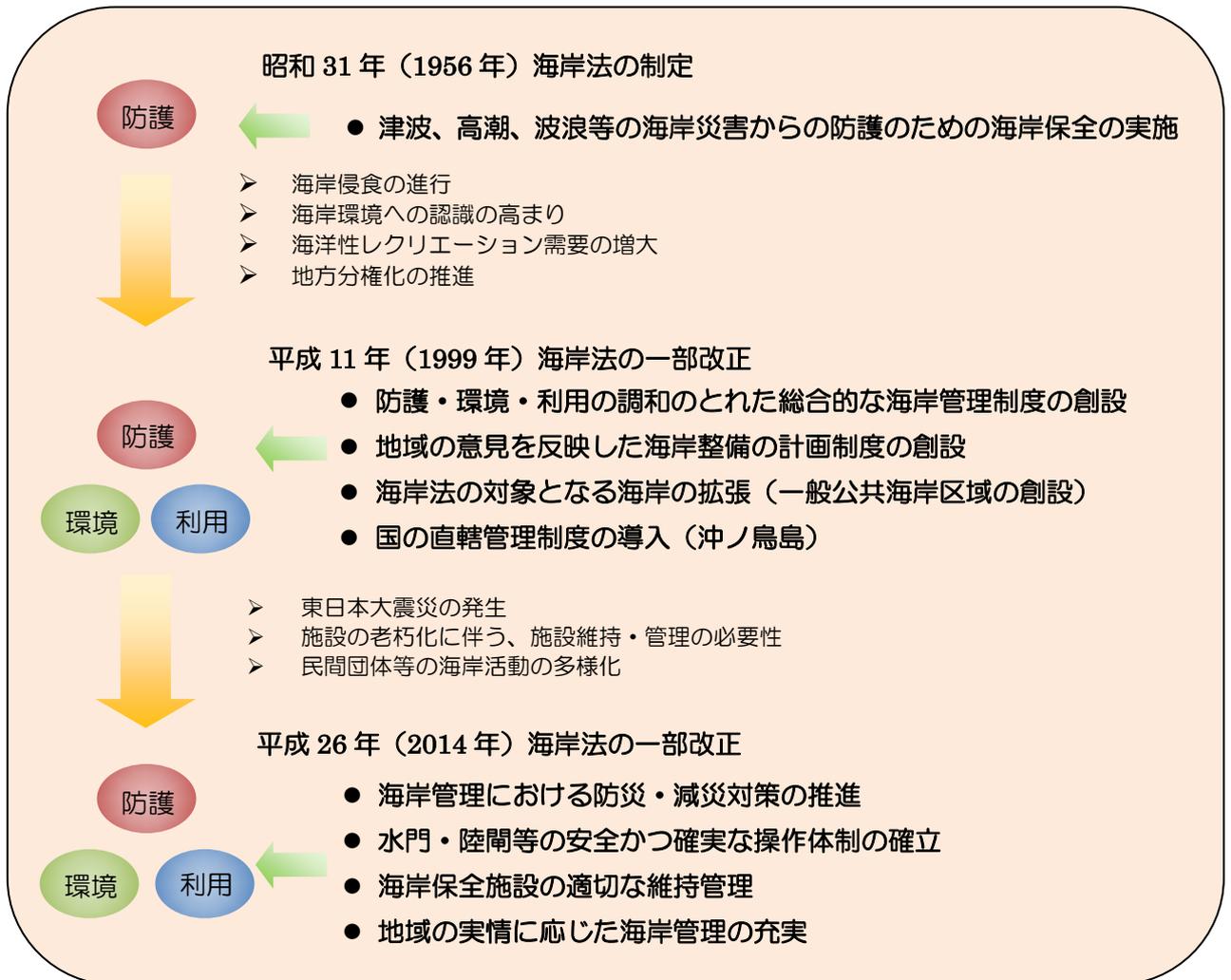


図 1-1 海岸法改正の経緯

1-1-2 海岸保全基本方針の変更概要

平成 26 年の海岸法改正に伴い、平成 27 年に海岸保全基本方針が変更され、今般「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。

以下に海岸保全基本方針（令和 2 年）の変更概要を示す。

海岸保全基本方針の変更概要

① 海岸の保全に関する基本的な事項

地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

➤ 海岸の防護に関する基本的な事項

- 各々の海岸において、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- 高潮からの防護を対象とする海岸にあっては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。
- 津波、高潮対策については、施設の整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、土地利用の調整、都市計画等のまちづくりと連携を行うなど、ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。
- 侵食対策については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定し、将来変化の予測に基づき対策を実施する。さらに、その効果をモニタリングで確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

➤ 海岸保全施設の新設または改良に関する基本的な事項

- 今後は、気候変動の影響による平均海面水位の上昇などの外力の長期変化にも対応していく必要がある。
- このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を進める。整備に当たっては、堤防や消波工に沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式による整備を推進する。

1-1-3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画で定めるべき事項及び留意すべき重要事項として以下が示されている（赤字部分が令和2年の変更部分）。

(1) 定めるべき基本的な事項

① 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的なあり方を定める。
- 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
 - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - イ 海岸保全施設の存する区域
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
 - ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

(2) 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

① 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

② 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。

③ 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

④ 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画の改定は、上記を踏まえて以下の点に着目して計画見直しの検討を行った。

- 前計画改定から7年を経過していることから、社会情勢の変化や現地の諸環境の現状を調査した上で基本方針の施策や前計画の整備方針等の見直した。
- 令和2年の海岸保全基本方針の変更に伴い、気候変動の影響による外力の長期変化および気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備等の考え方を追加した。

(2) 計画対象海岸の範囲

計画の対象となる海岸の範囲は、海岸保全区域（陸側・海側については汀線からそれぞれ50mを基本とする）及び一般公共海岸区域を基本とし、新たな施策の展開を視野に入れながら必要となる海域及び陸域を含める。

① 海岸保全区域

海岸管理者は、高潮や侵食による災害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要な一定区域を「海岸保全区域」に指定し、護岸等の施設の整備や工作物の設置規制等を行うことができる区域。

② 一般公共海岸区域

平成11年の海岸法改正に伴い、これまでの海岸法の対象となっていなかった公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の国有海浜地についても、「一般公共海岸区域」として位置づけられ、海岸管理を行う。

なお、公共海岸とは、国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして知事が指定し、公示した汀線までの水面である。

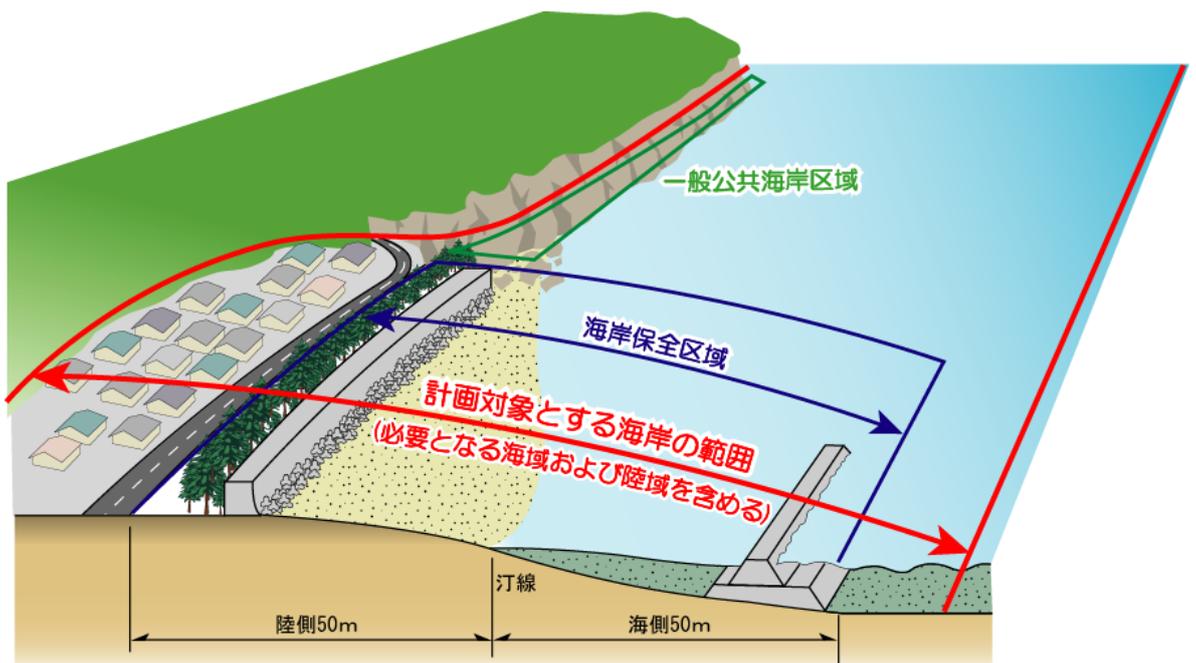


図 1-3 計画対象とする海岸の範囲

1-3 計画改定の流れ及び各章の構成

変更された海岸保全基本方針に基づく海岸保全基本計画の策定フローを図 1-4 に示す。

なお、基本計画の見直しに当たっては、委員会、地元アンケート等による意見募集を行い、海岸保全に関する意見等を十分に反映させた。

第1章では、海岸保全基本計画の概要（経緯、変更概要、改定事項等）を記載するとともに、計画対象とする沿岸、町村及び海岸の範囲等を示した。

第2章では、伊豆小笠原諸島沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸保全区域の指定状況、海岸事業の変遷、災害の状況、関連法規及び関連計画等を示した。

第3章では、伊豆小笠原諸島沿岸の防護・環境・利用の考え方を示した。また、海岸保全基本方針の変更を踏まえ、気候変動の影響への適応方針等を示した。町村アンケート結果、第2章で示した伊豆小笠原諸島沿岸の現況等をもとに、伊豆小笠原諸島及び沖ノ鳥島の基本方針や海岸保全の方向性について修正を行なった。

第4章では、第3章で示した海岸保全の方向性を踏まえて、各島のゾーニングと海岸整備・保全の方向を示すとともに、これに基づく海岸保全施設の整備に関する事項を示した。

第5章では、今後の海岸保全施設整備に当たっての留意事項を示した。

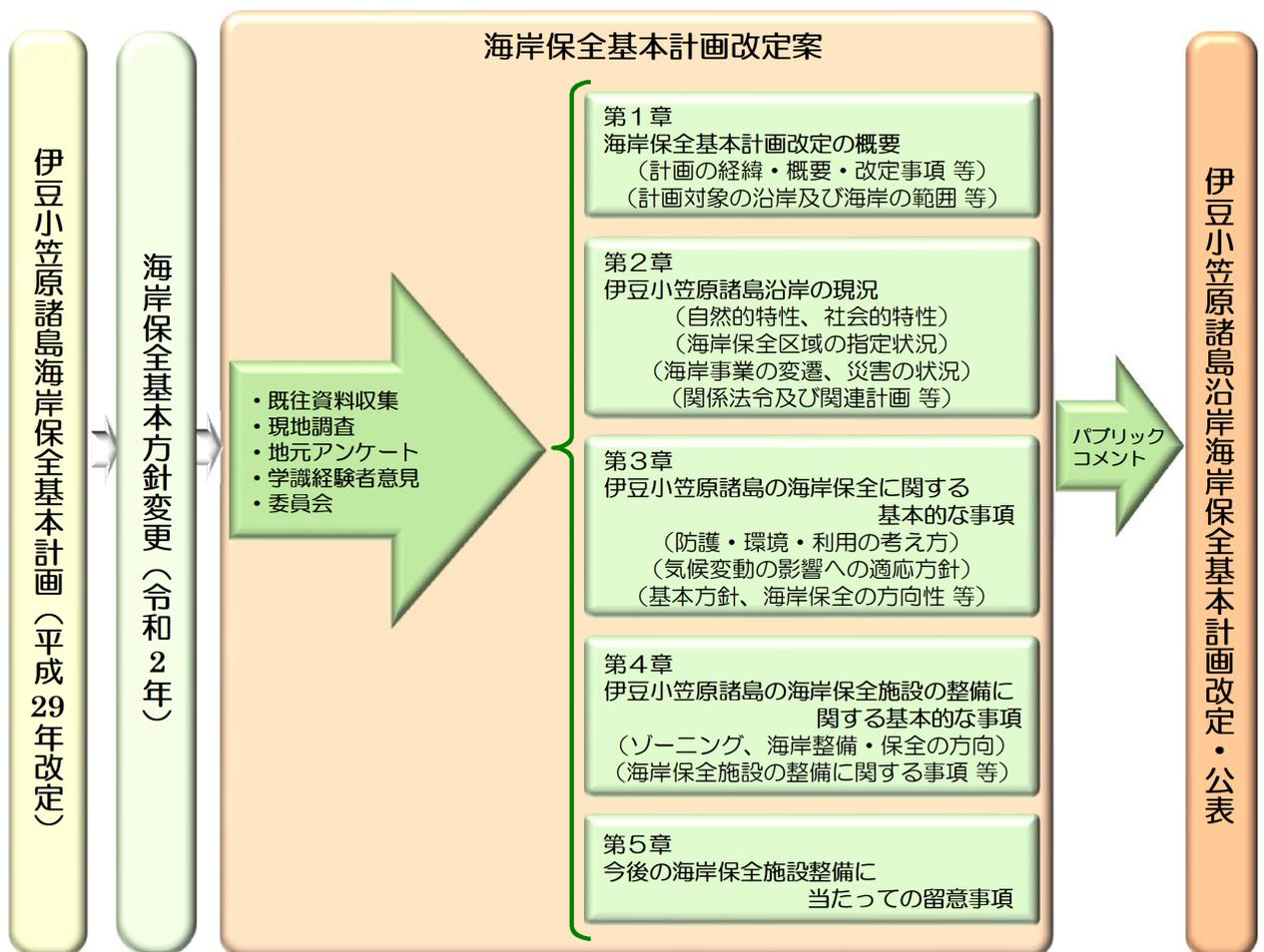


図 1-4 海岸保全基本計画改定の流れ

第2章 伊豆小笠原諸島沿岸の現況

2-1 自然的特性

2-1-1 地象

(1) 位置

- 伊豆小笠原諸島は、東京から約 100km～2,000km までの太平洋上に点在している。
- 伊豆小笠原諸島に係る排他的経済水域は、我が国の排他的経済水域全体の約 38%を占めている。

伊豆諸島の各島を取り巻く海岸線延長は 260km を超える。

小笠原諸島の海岸線延長は、これを上回って 300km を超えている。

これらの海岸線は、多様な地質により多彩な地形を形成しているため、各海岸に適した海岸保全計画が必要である。

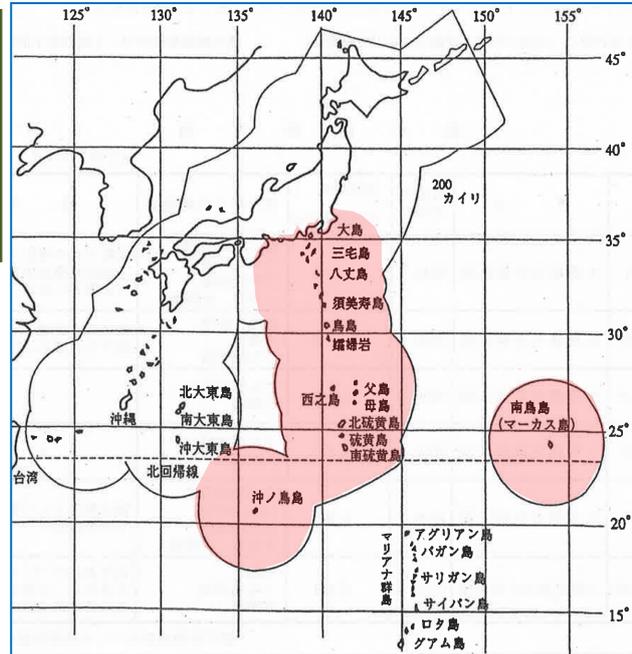


図 2-1 伊豆小笠原諸島が占める排他的経済水域

表 2-1 主な島の面積と海岸延長

町村名	島名	面積 (km ²)	海岸延長 (km)	緯度比較
大島町	大島	90.73	54.0	伊豆稲取、浜名湖、神戸市
利島村	利島	4.04	7.7	伊勢市
新島村	新島	22.97	53.5	広島市 高松市
	式根島	3.67		
神津島村	神津島	18.24	33.3	和歌山市、大崎上島
三宅村	三宅島	55.20	38.4	尾鷲市、徳島市、対馬南端
御蔵島村	御蔵島	20.36	16.4	松山市、北九州市
八丈町	八丈島	69.12	51.3	室戸岬、佐世保市
	八丈小島	3.07		
青ヶ島村	青ヶ島	5.95	9.4	八代市
八丈支庁直轄	烏島	4.78	※ 8.4	屋久島、種子島
小笠原村	弟島	5.20	302.8	与論島
	兄島	7.88		
	父島	23.45		
	母島	19.88		
	西之島	2.89		
	硫黄島	29.86		
	北硫黄島	5.56		
	南硫黄島	3.54		
	南鳥島	1.47		
	沖ノ鳥島			
				沖縄・名護市 沖永良部島 宮古島 魚釣島
				西表島、台湾
				ホノルル、ハノイ

※島の周囲を示している。

出典：面積：令和6年全国都道府県市区町村別面積調 付3島面積 令和6年4月1日時点 国土地理院

八丈小島：令和3年度 八丈支庁事業概要 令和3年11月 東京都八丈支庁

海岸延長：海岸統計令和5年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)

周囲：令和3年度 八丈支庁事業概要 令和3年11月 東京都八丈支庁

緯度比較：東京諸島の概要(伊豆諸島・小笠原諸島) 令和5年 令和6年3月

(2) 地形・地質

- 伊豆諸島は、地質（構成岩石）の違いにより多様な地形が形成されている。
- 小笠原諸島は、世界的にも希少な地形、地質を有している。

① 伊豆諸島の地形・地質

伊豆諸島は、約 4,800 万年前に太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成され、伊豆・小笠原弧と呼ばれる海洋性島弧のうち、硫黄島に続く火山性の内弧として誕生した海洋島である。

火山に起源を有する島々から成る伊豆諸島は、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島の玄武岩を主とするものと、新島、式根島、神津島の流紋岩より成る島々と二つに大別できる。

この内作用としての火山活動と、黒潮によって起こる波、風等の外作用により、各島は相互に関連を持ちながらそれぞれ異なった地形的な特色を形成している。

大島、三宅島は噴火活動が著しく、新旧の溶岩、砂漠、爆裂火口湖等の火山地形が見られ、新島、式根島、神津島は、流紋岩系で地形的に変化に富み、御蔵島、利島はほぼ円形の成層火山で、海食崖に特色を持ち、八丈島は、二頭火山で、八丈富士と八丈三原山の対比に特色がある。

② 小笠原諸島の地形・地質

小笠原諸島は、4,800 万年前に太平洋プレートが沈み込みを開始したことによって、海洋地殻の上に誕生した海洋性島弧である。

聳島、父島、母島の各列島は、古第三紀から新第三紀の初め頃（約 4,500 万年～2,000 万年前頃）の海底火山が一度海面上に現れ、侵食で消滅した後、海底に残っていた堆積層が第四紀に隆起してできたものであり、北硫黄島、西之島は第四紀以降の活動による海底火山の頂部が海上にできたものである。

父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。

小笠原諸島では、無人岩（ポニナイト）が、千尋岩など父島南部と初寝浦、長崎展望台・宮之浜など同島北東部、兄島や西島の全域等に広く分布しており、太平洋プレート沈み込み初期の海底火山の活動の証拠となっている。

以上のように、伊豆小笠原諸島の地形は、海洋性島弧（伊豆・小笠原・マリアナ島弧）内のそれぞれ異なった火山活動により形成された、希少な地形を有している。

表 2-2 各島の構成岩石と火山形式

島名	主な岩石	火山の形式・構造
大島	玄武岩・安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘、溶岩流および小型楕状火山
利島	玄武岩・安山岩	複成火山
新島・式根島	流紋岩・玄武岩	火砕丘、溶岩ドーム
神津島	流紋岩	火砕丘、溶岩ドーム
三宅島	玄武岩・安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘
御蔵島	玄武岩・安山岩	複成火山、溶岩ドーム
八丈島	玄武岩・安山岩・デイサイト	複成火山-カルデラ、複成火山、火砕丘
青ヶ島	玄武岩、安山岩	複成火山-カルデラ、火砕丘
父島以北	ポニナイト・安山岩・デイサイト・流紋岩	海底火山(深海噴火)、枕状溶岩噴火
母島	玄武岩、安山岩	海底火山、火砕流

2-1-2 気象

- 伊豆諸島は、
 - ・全国でも有数の強風地帯である。
 - ・比較的温暖多雨な海洋性の気候である。
- 小笠原諸島は主に亜熱帯に属し、比較的気温の変化が少ない。
- 沖ノ鳥島は熱帯に属し、年間平均気温が高い。

(1) 風速

伊豆小笠原諸島は、海洋性島弧の島しょであり、国内でも有数の強風地帯である。冬季の季節風が厳しい日本海側等と比べても年間平均風速が大きくなっている。特に三宅島では、1年間のうち10m/sec以上の風（気象庁による概ね強風注意報の基準値で、波頭が崩れはじめ大波が発達し始める）の発生日数が約170日間と年間の約1/2であり、大島、八丈島でも年間の約1/4である。

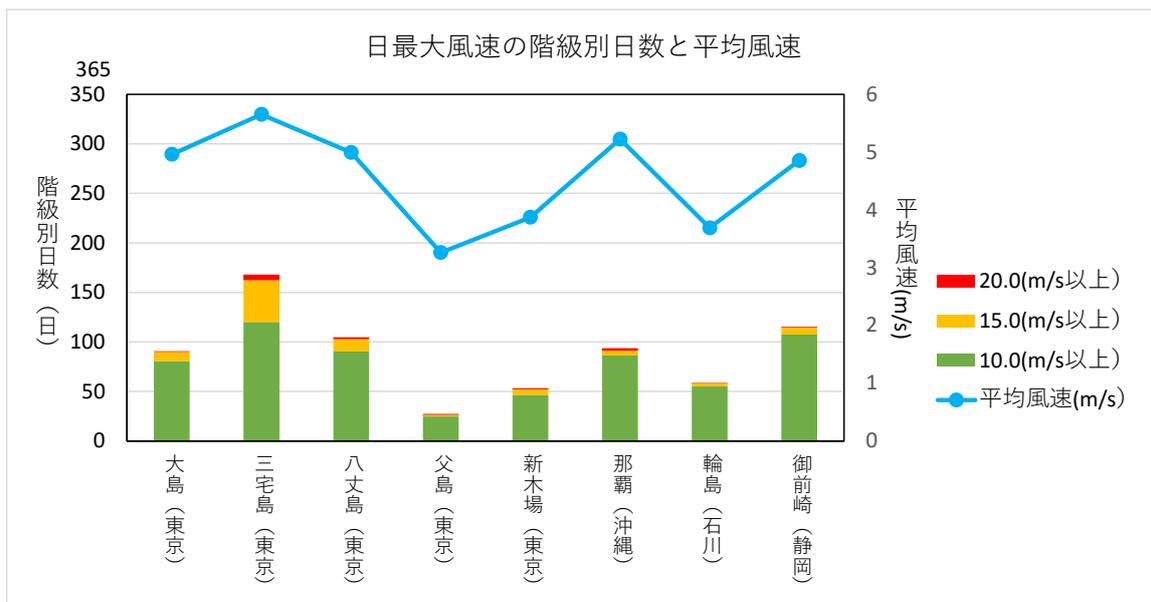


図 2-2 日最大風速の階級別日数と平均風速

出典：平年値：統計期間 1994～2023 年の 30 年平均値 気象庁

(2) 気温・降水量

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候である。年平均気温は約16℃から18℃で、降雪をみることはほとんどない。降水量は年間平均3,000ミリ程度であり、全国の平均降雨量1,700ミリに比べて多い。

小笠原諸島の気候区分は主に亜熱帯に位置する。気温の変化が少なく、年平均気温は約23℃であり、降水量は年間1,300ミリ程度である。

小笠原諸島のうち沖ノ鳥島は、日本で唯一北回归線より南にある島で熱帯に位置する。年間平均気温が26.9℃と高く、季節変化が少なく、年平均降水量は939ミリと全国平均より少ない。

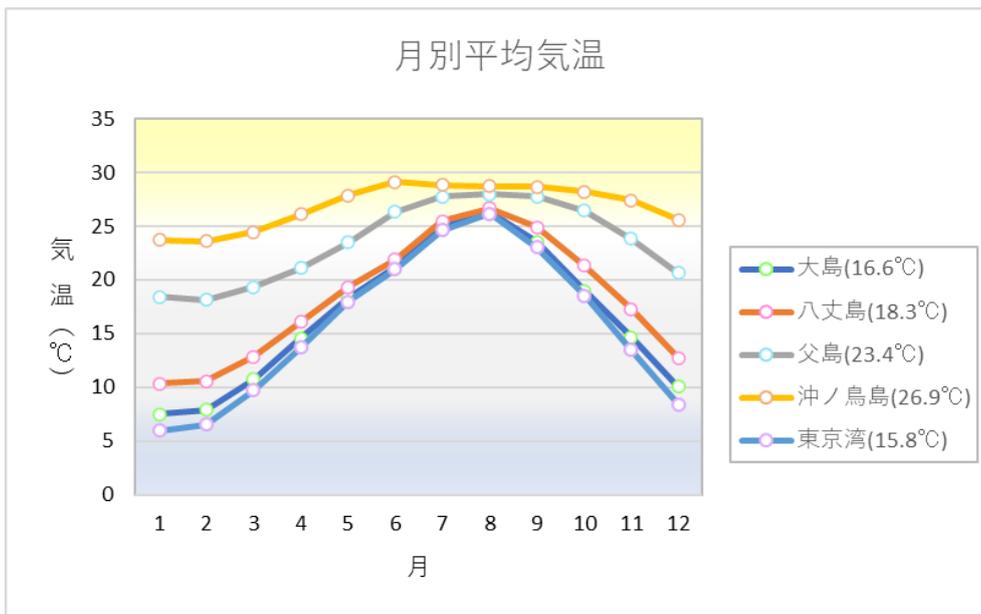


図 2-3 月別平均気温

出典：統計期間 1994～2023 年の 30 年平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1994～2023 年）

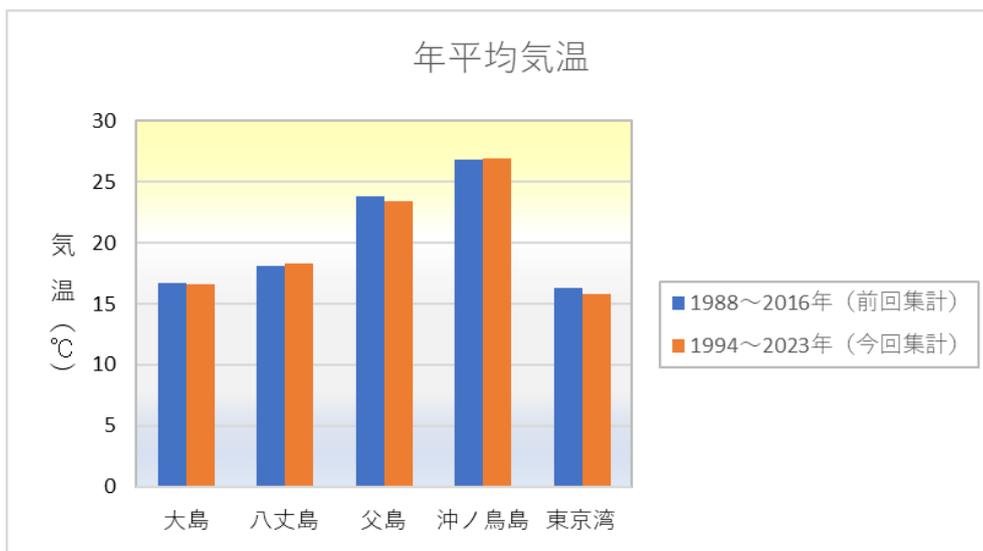


図 2-4 年平均気温

出典：統計期間 1988～2023 年の平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1988～2023 年）

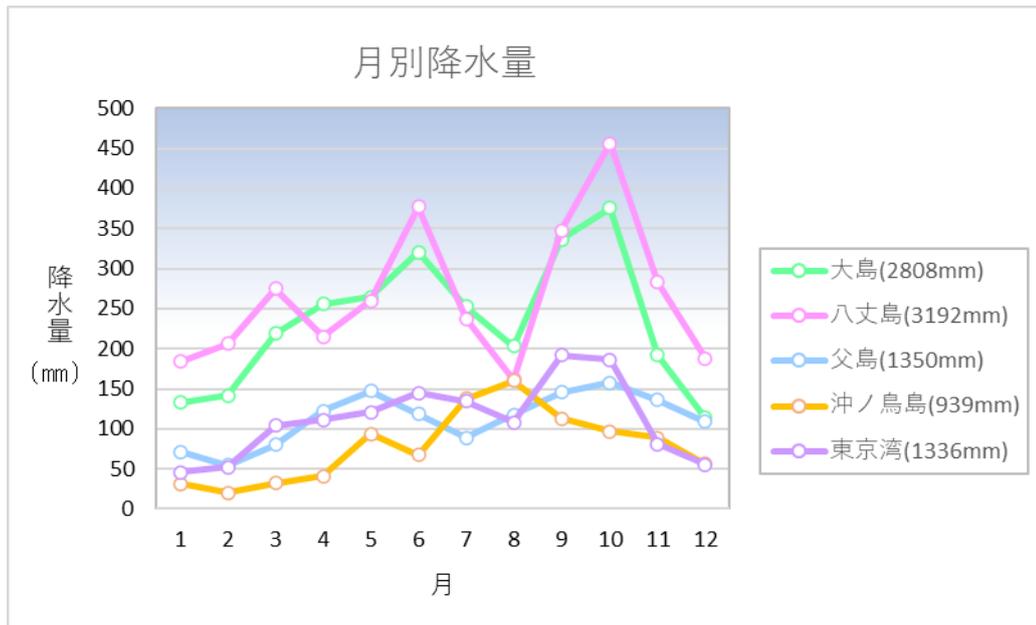


図 2-5 月別降水量

出典：統計期間 1994～2023 年の 30 年平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1994～2023 年）

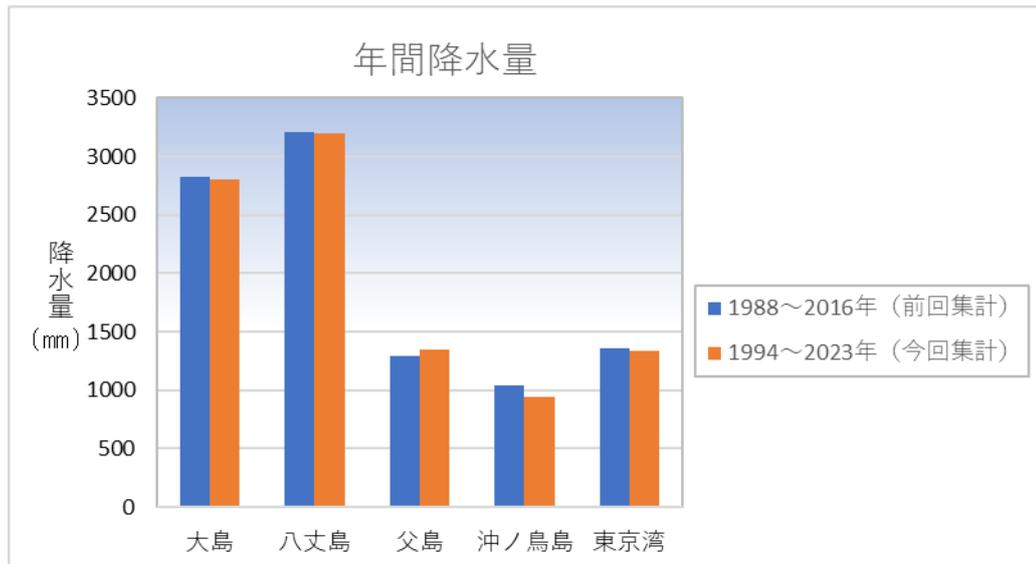


図 2-6 年間降水量

出典：統計期間 1988～2023 年の平均値 気象庁
 沖ノ鳥島：京浜河川事務所資料（統計期間 1988～2023 年）

2-1-3 海象

- 伊豆小笠原諸島沿岸は全国的にみても、波浪条件が厳しい(波高が高く、周期が長い)。
- 伊豆諸島の海域には、世界屈指の海流である黒潮が流れている。
- 小笠原諸島は、海水浴の適温期が長い。
- 伊豆小笠原諸島には閉鎖性水域はなく、周辺海域の水質は良好である。
- すべての海水浴場の水質は良好である(水浴場水質基準「適」に該当する)。

(1) 波浪

伊豆小笠原諸島沿岸は、国内でも有数の波浪条件が厳しい地域である。

波浪(波高、周期)の年平均値をみると、冬季波浪の厳しい日本海側等と比べても波高が高く、周期も長い。

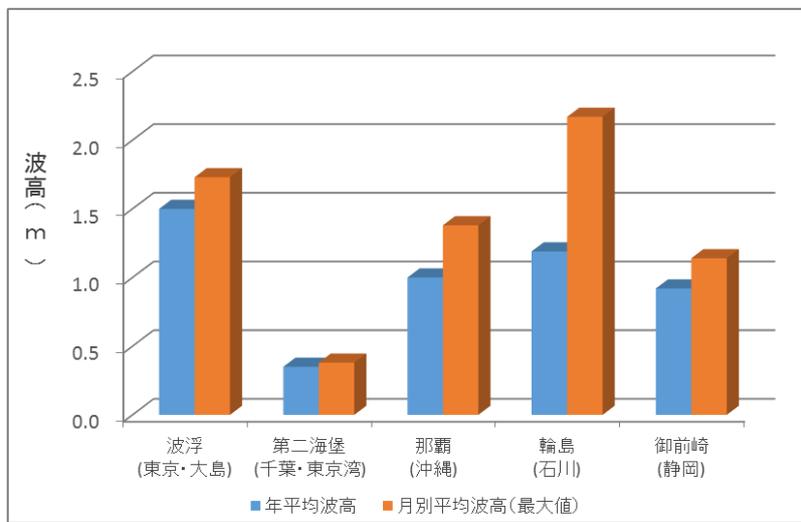


図 2-7 平均波高

出典：全国港湾海洋波浪観測 30 年統計 (NOWPHAS 1970-1999) ※
 平成 14 年 12 月 港湾空港技術研究所 資料 1035 国立研究開発法人港湾空港技術研究所
 (※全国港湾海洋観測 30 年統計は【1970-1999】以降未発行)

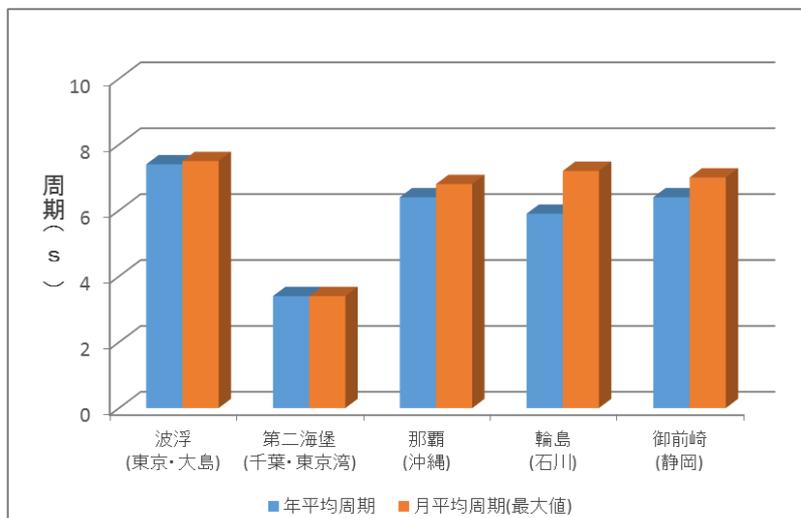


図 2-8 平均周期

出典：全国港湾海洋波浪観測 30 年統計 (NOWPHAS 1970-1999) ※
 平成 14 年 12 月 港湾空港技術研究所 資料 1035 国立研究開発法人港湾空港技術研究所
 (※全国港湾海洋観測 30 年統計は【1970-1999】以降未発行)

(2) 黒潮

伊豆諸島の海域には、暖流である黒潮が北東方向に流れている。流速は速いところで時速7km（秒速2m）程度に達し、その流路はいくつかのパターンがあり、大島～八丈島の島しょは流路によって受ける黒潮の影響が変わる。

黒潮はカツオ、マグロ等の回遊性浮魚類の回遊路であり、伊豆諸島付近の海域は好漁場となっている。

海上保安庁より航海上の安全のため黒潮情報が出されており、漁業活動等にも利用されている。

表 2-3 黒潮流路型の説明

ABC型分類	遠州灘沖から伊豆諸島周辺海域の流路	大蛇行／非大蛇行流路
A (典型的)	八丈島の北を通過 136E以东で32N以南まで蛇行 (蛇行流路が南端139E以东に位置する場合を含む)	典型的大蛇行流路
A (非典型的)	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が136E～139Eで32N以南	非典型的大蛇行流路
C (東偏大型)	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が139E以东で32N以南	非大蛇行離岸流路
C	八丈島の南を通過 蛇行流路の南端が32N以北	〃
B	八丈島の北を通過 流路の南端が32N以北かつ33N以南	非大蛇行接岸流路
D、N	八丈島の北を通過 流路の南端が33N以北	〃

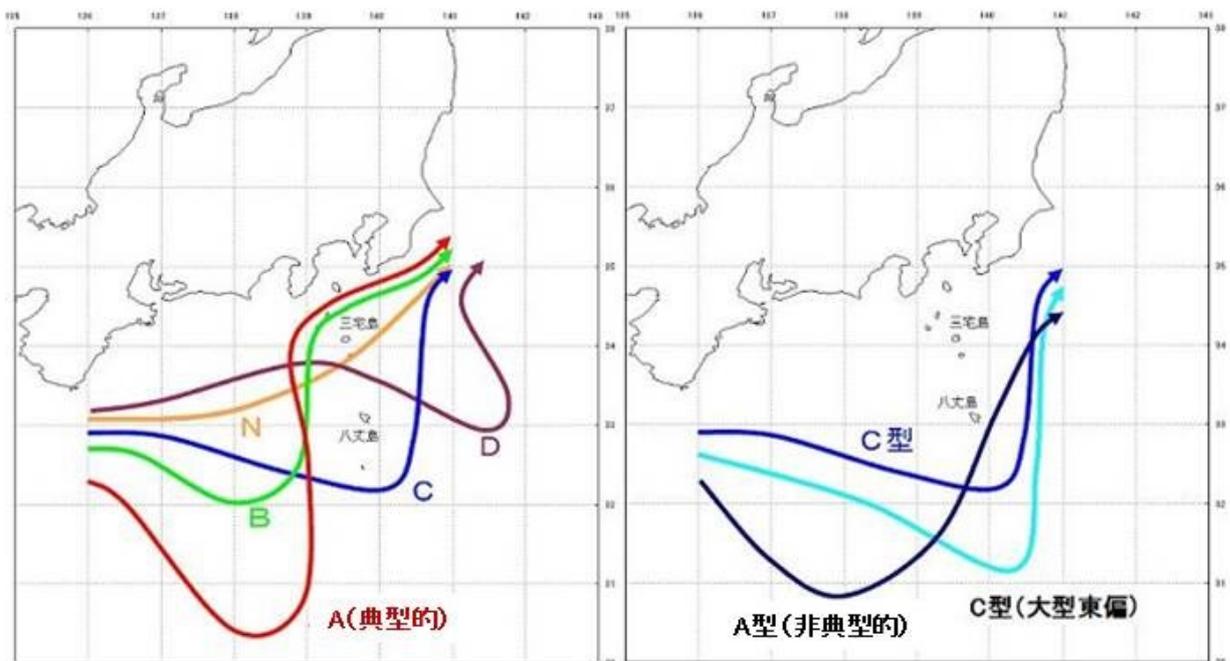


図 2-9 黒潮流路型

出典：海上保安庁ホームページ

(http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/exp/kuroshio_type.html)

(3) 海水温

伊豆諸島の海水温は、1年間のうち最も低温となる2月でも18.7℃程度であり、最も高温となる8月は27.8℃に達する。年平均値は22.8℃である。

小笠原諸島の海水温をみると、1年間のうち最も低温となる2月でも20.6℃程度であり、最も高温となる8月～10月は27℃を超える。年平均値は24.5℃である。また、海水浴の適温（23℃以上）の期間が5～12月の8箇月間にも及ぶ。

また、小笠原諸島の中で熱帯に属する沖ノ鳥島の海水温は、年平均28.4℃と高く、月別にみると最低の1月でも26℃程度となっている。

年平均水温について、前回計画改定時（平成27年3月～平成28年2月）と今回集計（令和5年3月～令和6年2月）を比較すると、横ばい～増加傾向である。

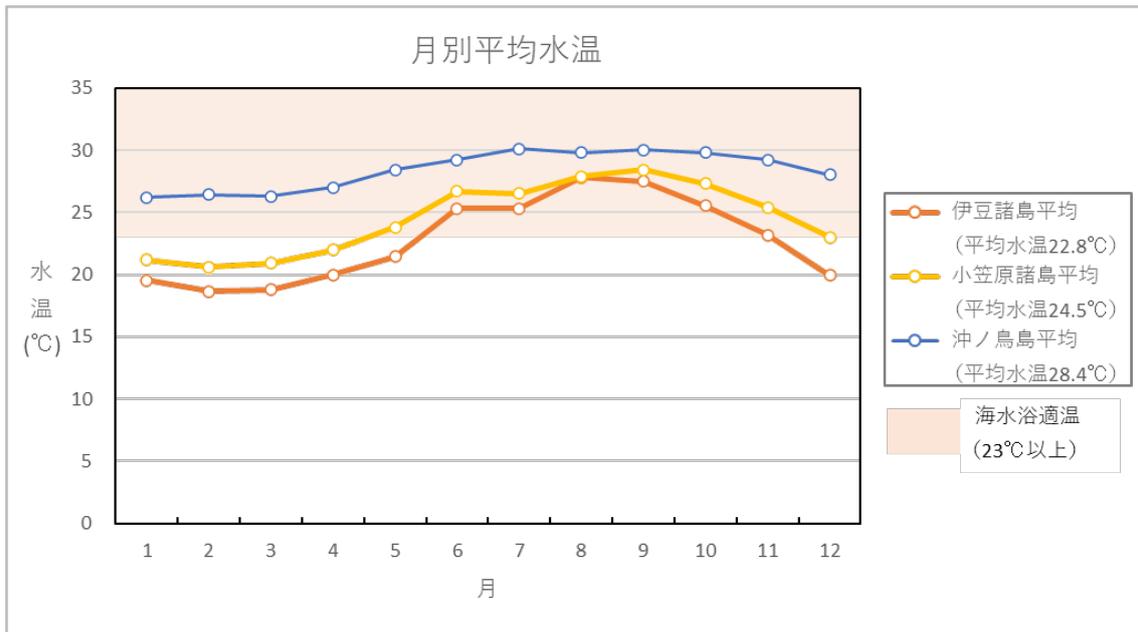


図 2-10 表層海水温（月別平均）

出典：伊豆諸島平均：定地水温観測表 東京都島しょ農林水産総合センター
 小笠原諸島平均：おがさわら海の情報 東京都小笠原水産センター
 沖ノ鳥島平均：京浜河川事務所資料
 （集計期間：令和5年3月～令和6年2月）

注）平均化した観測地点の詳細は以下のとおりである。

- ・伊豆諸島平均：大島波浮港,新島若郷,式根島野伏,神津島前浜,三宅島阿古,三宅島坪田,御蔵島御蔵港,八丈島大賀郷,八丈島三根)
- ・小笠原諸島平均：父島西沖,母島西沖
- ・沖ノ鳥島平均：沖ノ鳥島

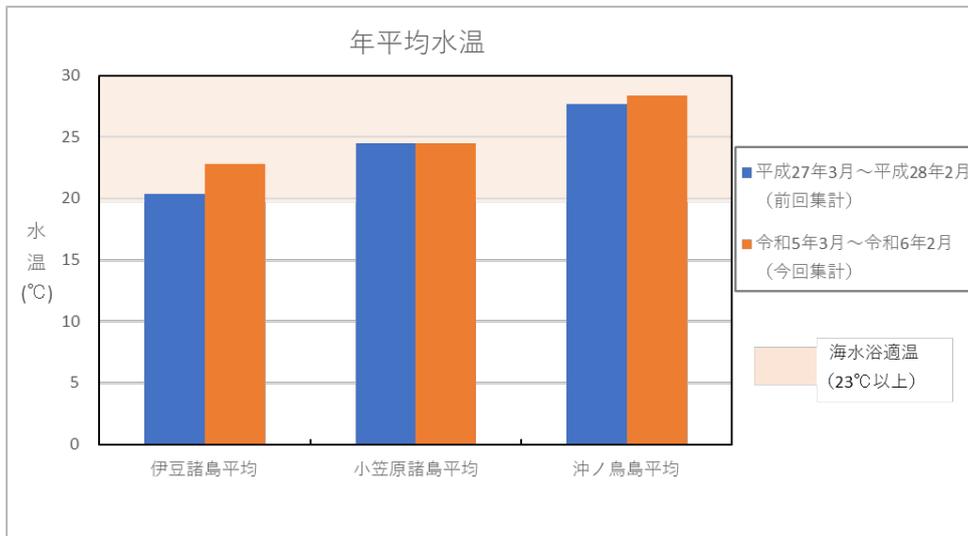


図 2-11 表層海水温 (年平均)

出典：伊豆諸島平均：定地水温観測表 東京都島しょ農林水産総合センター
 小笠原諸島平均：おがさわら海の情報 東京都小笠原水産センター
 沖ノ鳥島平均：京浜河川事務所資料
 (集計期間：平成 27 年 3 月～平成 28 年 2 月[前回集計]、令和 5 年 3 月～令和 6 年 2 月[今回集計])

注) 平均化した観測地点の詳細は以下のとおりである。

- ・伊豆諸島平均：大島波浮港,新島若郷,式根島野伏,神津島前浜,三宅島阿古,三宅島坪田,御蔵島御蔵港,八丈島大賀郷,八丈島三根)
- ・小笠原諸島平均：父島西沖,母島西沖
- ・沖ノ鳥島平均：沖ノ鳥島

(4) 水質

伊豆小笠原諸島の周辺海域には閉鎖性水域はなく、水質は良好である。

伊豆小笠原諸島沿岸の海水浴場 37 箇所の水質 (令和 6 年度水質検査結果、検査項目：ふん便性大腸菌群数、COD (化学的酸素要求量)、透明度、油膜の有無、腸管出血性大腸菌 (O157) の 5 項目) は、すべて水質基準「適」を満足している。特に、環境省「日本の水浴場 88 選」に選定された新島村本村前浜、新島村泊 (式根島) をはじめ全ての海水浴場が水質 AA (水質がとくに良好な水浴場) であり、海水浴場としての水質は良好な状態である。

表 2-4 海水浴場の水質調査結果

島名	採水月日	調査箇所数	ふん便性大腸菌群	COD (化学的酸素要求度) ミリグラム/リットル	透明度 メートル	油膜の有無	判定	腸管出血性大腸菌 (O157)
大島	5月15日	5	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
新島	5月15日	2	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
式根島	5月14日	4	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
神津島	5月14日	5	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
三宅島	6月11日	6	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
八丈島	5月8日	7	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
小笠原父島	4月23日	5	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出
小笠原母島	4月23日	3	不検出	2以下	1以上	なし	適 全て水質AA	不検出

※判定は水浴場水質判定基準 (環境省) によります。

出典：令和 6 年度 島しょ地区海水浴場の水質調査結果 (東京都保健医療局)

2-1-4 生物相

- 特別天然記念物などを含む貴重な動植物が多い。

伊豆小笠原諸島には、学術上貴重な野生生物が多く、保護が必要とされる多数の動植物が天然記念物や絶滅危惧種に指定されている。

特に、島の誕生以来、大陸と地続きになっていない小笠原諸島は、他の地域では見られない動植物の固有種が数多く存在する。

(1) 植物

伊豆諸島は常緑広葉樹林に覆われている。海浜部にはハマゴウや磯菊等の海浜植物が見られ、大島海浜植物群落は天然記念物に指定されている。海岸では防潮林・防砂林や松による緑化が見受けられる。

小笠原諸島は亜熱帯性のものが多く、ワダンノキ、シロテツ、オオハマギキョウ等、世界的に珍しい固有植物も多い。

(2) 動物

伊豆諸島は、三宅島や八丈島等に生息する天然記念物のアカコッコをはじめ、イジママムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ等、貴重な鳥類の生息地、繁殖地となっている。鳥島のアホウドリは特別天然記念物に指定され、国際保護鳥になっている。また、沿岸ではサザエ、イセエビ、テングサ、トサカノリ、ユウゼン、クマノミ、沖合ではカツオ、マグロ、キンメダイ、クジラなどの豊かな海生生物が生息・生育している。

小笠原諸島は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラトンボ等が国の天然記念物に指定されている。特に、母島の上に生息するハハジマメグロは国の特別天然記念物に指定されている。海岸近くで見られるオカヤドカリやカサガイも天然記念物に指定されている。また、サンゴ礁が発達し周辺にチョウチョウウオが生息するなどの多様で特有な生態系が形成されており、夏には砂浜で、アオウミガメの産卵が行われる。

海岸・海洋の生態系は海水温や潮流の変化の影響を受けるため、黒潮の大蛇行や海水温の上昇等により一部生態系の変化が確認されている。



オオミズナギド



ユウゼン



クマノミ



アオウミガメ

写真提供 オオミズナギドリ：御蔵島村
ユウゼン、クマノミ、アオウミガメ：三洋テクノマリン(株)

2-1-5 国立公園等の指定状況

- 伊豆諸島は「富士箱根伊豆国立公園」、小笠原諸島は「小笠原国立公園」にほぼ全域が指定されている。
- 日本の渚・百選に選定された筆島（大島）などの優れた自然景観（海岸・岬等）が存在する。

(1) 国立公園

① 富士箱根伊豆国立公園

伊豆諸島地域は、大島・利島・新島・式根島・神津島・三宅島・御蔵島・八丈島とそれを取り巻く小島からなる地域で、昭和39年7月7日に伊豆七島国立公園から富士箱根伊豆国立公園（面積121,755ha、うち東京都27,505ha）に編入・格上げされた。なお、平成6年に三宅島の2地区、令和4年に大島の4地区、式根島の2区、神津島の1区が海域公園地区に指定されている。（計270ha）

② 小笠原国立公園

小笠原諸島は、日本列島南方約1,000kmの北西太平洋上に位置し、亜熱帯の島々で構成されており、昭和47年10月16日に小笠原国立公園（面積6,629ha）に指定されている。なお、特に海中景観の優れた14箇所（780ha）が海域公園地区に指定されている。

(2) 自然環境に係わる地域の指定

南硫黄島（小笠原諸島）では全島が天然記念物としての指定を受けており、昭和50年5月17日には全国で5箇所しかない「原生自然環境保全地域」にも指定された。

また、伊豆小笠原諸島では、新島鳥獣保護区、三宅島富賀山鳥獣保護区等の17箇所が鳥獣保護区として指定されている。

(3) 自然景観

日本の渚・百選に選定された筆島（大島町）、新東京百景に選定された羽伏浦海岸（新島村）や波浮の港（大島町）をはじめ、前浜海岸（神津島村）、サタドー岬（三宅村）、御幸之浜（小笠原村）等、自然景観に優れる海岸・岬が存在する。



筆島（大島町）（令和6年9月撮影）



羽伏浦海岸（新島村）（令和6年7月撮影）



波浮の港（大島町）（令和6年3月撮影）

(4) 世界自然遺産

小笠原諸島の豊かで独特な自然の価値が認められ、平成23年6月に「小笠原諸島」が世界自然遺産として登録された。日本における世界自然遺産は、平成5年に「屋久島」「白神山地」、平成17年に「知床」が登録されており、『小笠原諸島』は4番目の登録となった。

2-2 社会的特性

2-2-1 特殊な社会環境

- 伊豆諸島は、「離島振興法」により、離島振興対策実施地域として指定を受けている。
- 小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的に、「小笠原諸島振興開発特別措置法」が制定されている。
- 伊豆諸島の一部及び小笠原諸島は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を目的とした「低潮線保全区域」として指定を受けている。
- 伊豆諸島の南部地域は、領海・排他的経済水域保全などの活動拠点としての機能を維持するために、居住環境整備の施策が必要な「特定有人国境離島地域」に指定されている。

(1) 離島振興法

伊豆小笠原諸島は、離島という特殊環境の中で社会活動が営まれている。

離島は、四方を海に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件の下にあることから、国は、このような社会条件を改善するために「離島振興法」を制定し、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用の改善や、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正解消、地理的及び自然的特性を生かした振興を示唆している。

伊豆諸島は、「離島振興法」において、離島振興対策実施地域として指定を受けており、「離島振興法」に基づいて振興計画の推進が図られている。

(2) 小笠原諸島振興開発特別措置法

小笠原諸島は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情を踏まえて、国が小笠原諸島の振興開発に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的な小笠原諸島振興開発計画の策定や、これに基づく事業を実施する等の特別な措置を講ずるために、「小笠原諸島振興開発特別措置法」を制定し、小笠原諸島における基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図ること、及び、帰島を希望する旧島民の帰島促進、小笠原諸島の自立的発展、住民の安定的生活等の小笠原諸島における定住の促進を図ることを示唆している。

(3) 低潮線保全区域

伊豆諸島の一部（八丈島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島、孀婦岩）及び、小笠原諸島は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等を目的として設定された「低潮線保全区域」として指定されている。

低潮線保全区域を設定している「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」は、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を閣議決定したものであり、海洋を管理する立場から国の明確な政策を示しているものである。



図 2-12 伊豆・小笠原の低潮線保全区域
出典：地理空間情報ライブラリ（国土地理院）より作成

(4) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

国境地域に位置する離島が有する、我が国の領海・排他的経済水域保全等に関する活動拠点としての機能を維持することを目的として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行された。この中で、伊豆諸島南部地域の4島（三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）は、「特定有人国境離島地域」に指定されている。

ここでは、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要であるとして、航路・航空路の運賃の低廉化、生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等が施策として規定されている。

2-2-2 人口

- 人口は、大島町及び八丈町に多い（全体の6割を占める）。

伊豆小笠原諸島の人口総数は、23,793人（令和6年1月1日現在、住民基本台帳による）である。島別にみると、伊豆諸島に位置する大島町（6,982人、島しょ全体の30%）と八丈町（6,968人、29%）に人口が集中しており、両町で島しょ全人口の約6割を占める。また、島しょの高齢者人口の比率は36%であり、都全体の比率23%と比べて高い。

島しょでは可住地面積が少なく、港湾・漁港やその周辺海岸の背後の平坦地に人口が集中しているところが多い。

2-2-3 産業

- 第1次産業就業者割合は、全国平均値に比べて高い。
- 観光産業に関連したサービス業の割合が高い。
- 各島の周辺に漁業権が設定されている。
- 海岸の岩礁部では藻類、貝類、イセエビ等の漁業が行われている。

○ 産業別就業者割合

伊豆小笠原諸島の就業者数は全島で13,817人であり、第1次産業就業者は1,246人で、就業者数に対する割合は約9%と全国平均の約3%に比べて大きく、島しょでは第1次産業への依存度が高い。第2次産業就業者数は2,240人（約16%）で、全国の約23%に比べて、約7%低いが、建設業と製造業の就業者割合は、全国（約7%、約16%）に比べて、島しょでは建設業が約14%、製造業が約2%と建設業の割合が高くなっている。第3次産業のうち宿泊業・飲食サービス業と公務の就業者割合は全国（約7%、約5%）に比べて、島しょでは宿泊業・飲食サービス業が約14%、公務の就業者が約17%と就業者割合が高くなっている。

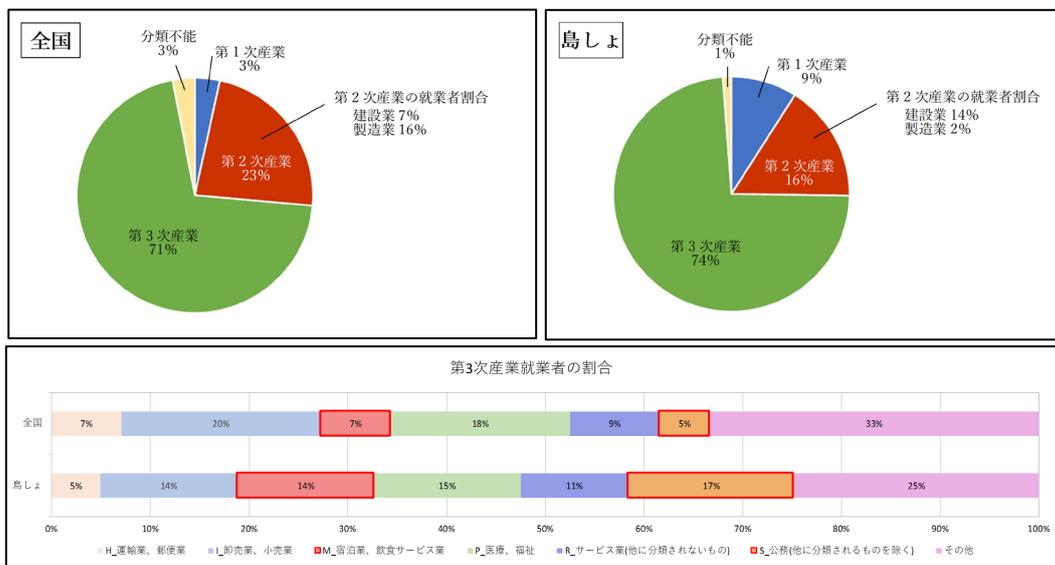


図 2-13 産業（大分類）別 15 歳以上就業者の割合

出典：令和2年国勢調査より作成 令和4年5月2日公表（更新） 総務省統計局

○ 漁業

各島周辺の海岸線から沖合へ 1,000m~2,000m の間の海域においては漁業権（共同漁業権）が設定されている。

伊豆小笠原諸島周辺海域では、漁獲高の約 85%を占める魚類のほか、沿岸部ではテングサ等の採藻、サザエ等の採貝、イセエビ漁業などが行われている。

2-2-4 交通及び観光

(1) 交通

- 主に航路で東京と結ばれている。
- 平成 14 年度に東京と大島～神津島を結ぶ超高速船が就航し、大幅に時間短縮した。
- 伊豆諸島 6 島（大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）はヘリコプターで結ばれている。

伊豆小笠原諸島の交通体系は、東京と各島、伊豆半島と各島、そして各島間の 3 つに大別される。このうち東京と各島間を結ぶ航路が、重要な交通路になっている（図 2-14 参照）。

交通機関については、大型船や高速船による定期海路と羽田や調布からの空路が整備されている。さらに、伊豆諸島には全国で唯一の島しょ間を結ぶヘリコプターが就航している。

平成 14 年 4 月より、東京と大島、利島、新島、式根島、神津島を結ぶ超高速ジェット船が日中便として就航し、所要時間が大幅に短縮（例えば東京-大島間は 8 時間から 1 時間 45 分に短縮）され、日帰りでの利用も可能となり、利便性は向上した。

平成 28 年 7 月より「三代目おがさわら丸」が就航し、東京-父島間が 1 時間 30 分短縮され、所要時間は、24 時間となった。

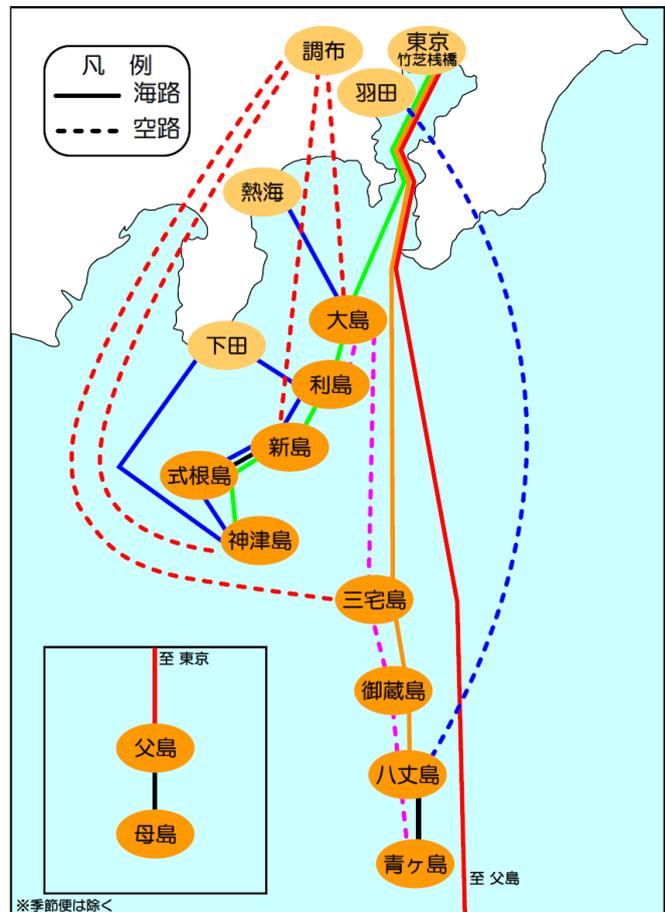


図 2-14 伊豆小笠原諸島の交通体系

(2) 観光

- 観光客は新型コロナウイルス感染症等の影響で落ち込んだものの、前計画改定時(平成29年)の約80%まで回復している。
- 来島者は約50%が観光目的であり、自然観賞や海洋性レクリエーション(ダイビング、釣り)が、観光目的の上位に位置している。

東京都観光客数等実態調査によれば、伊豆小笠原諸島への旅行者数は新型コロナウイルス感染症等の影響で令和2年以降落ち込んだものの、近年は増加傾向である。また、島しょ部への旅行の目的(令和5年調査)は約50%が観光である。

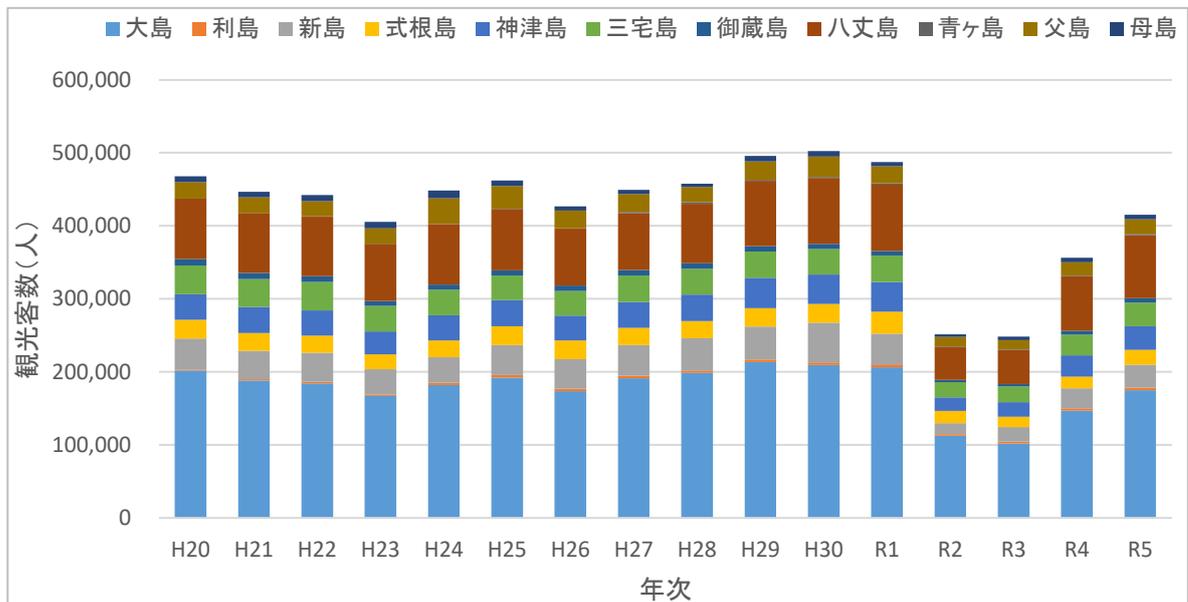


図 2-15 年次観光客数の推移

出典：伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査(東京都産業労働局)より作成

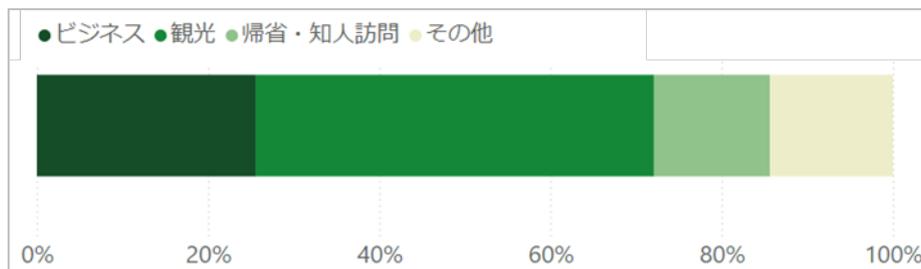


図 2-16 旅行の目的

出典：令和5年東京都観光客数等実態調査(東京都産業労働局)より作成

「島しょ地域における観光ニーズに関する意識調査（平成23年度：一般社団法人東京市町村自治調査会）」に、伊豆小笠原諸島を観光目的に訪れる可能性のある「潜在観光客」に関する調査が行なわれており、来島による遊びの内訳としては、ほぼ全島で「ダイビング」関係のキーワードが多いことが特徴であり、伊豆小笠原諸島全体に共通した観光イメージとなっていることが分かる。

伊豆大島、利島、新島、神津島、八丈島等では、「釣り」の割合も比較的高くなっているほか、新島では、「サーフィン」の割合が非常に高いことが特徴になっている。海岸域におけるスポーツ活動等も主要な観光目的になっていることから、伊豆小笠原諸島における海岸域の整備は、島しょの観光に対してとても重要な役割を果たしていると言える。

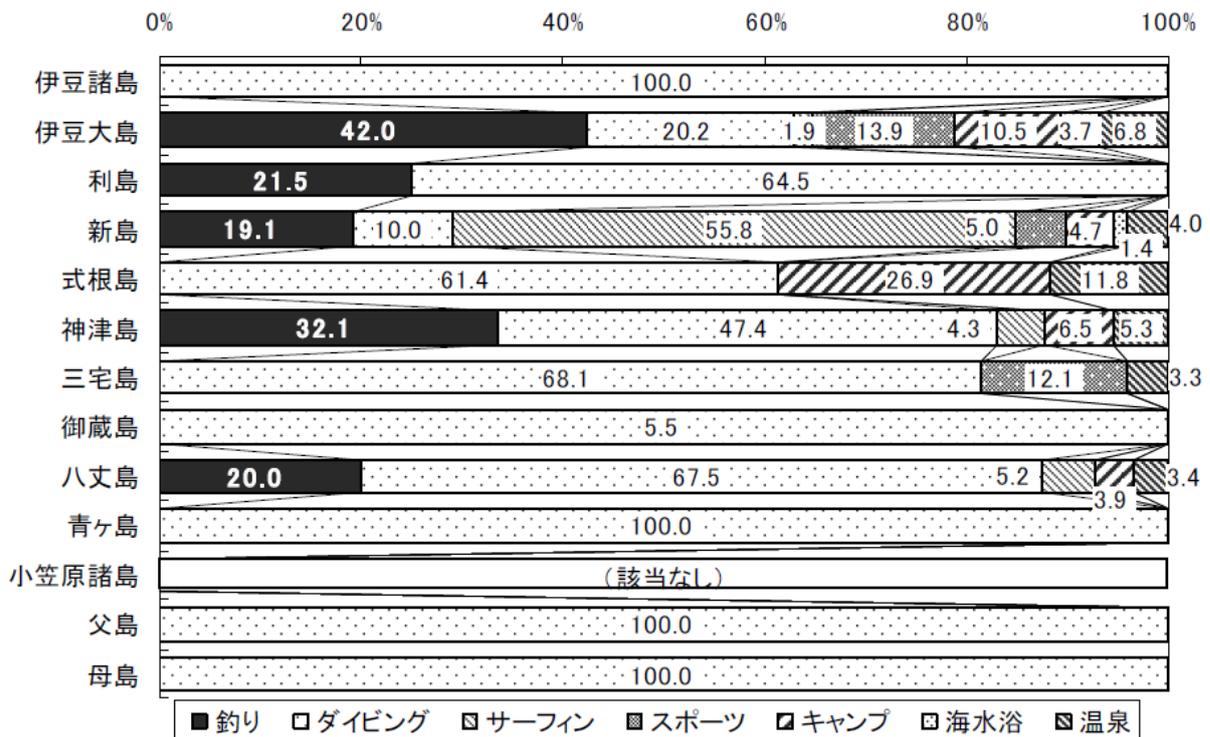


図 2-17 ネット検索による観光（遊び）の島名とのクロス集計結果

出典：島しょ地域における観光ニーズに関する意識調査 平成24年3月 財団法人 東京市町村自治調査会

2-2-5 歴史・文化・生活

(1) 歴史・文化

- 伊豆小笠原諸島は、くり船等を巧みに操る海洋民族の歴史を有しており、各島で、特色ある歴史・文化が培われている。
- 伊豆諸島は明治11年に東京府に編入、小笠原諸島は昭和43年に日本に返還された。
- 伊豆小笠原諸島の歴史・文化は、沿岸域における生活文化を継承している。

日本の離島は、オホーツク文化を伝える千島列島、東シナ海文化を伝える南西諸島など、文化の交流に深く関わっている。伊豆小笠原諸島は、本土の文化と黒潮により運ばれる南方文化との結節点となっている。

伊豆諸島は江戸時代、公家や武家、僧侶などの高貴な身分の者が流罪によって流されることが多かったため、京の都の文化や風俗が持ち込まれることも多かった。

また、徳川幕府の直轄地として本土と異なった制度のもとにあったが、明治11年(1878年)東京府に編入され現在に至っている。

一方、小笠原諸島は明治9年に国際的に日本領土として認められ、戦後の米軍統治等の特異な歴史を経て昭和43年に日本に返還され、現在に至っている。

各島では、源為朝にまつわる史跡や、流人塚等の様々な歴史にちなんだ名所・旧跡がある。また、歴史に係わる各神社のまつりや地域の特産品等を活かした椿まつり、あじさいまつり等の祭事、八丈太鼓や南洋踊り等の地域に伝わる郷土芸能など、多くの祭事・郷土芸能が行われている。

中でも、神津島の鎮守(ちんじゅ)である物忌奈命神社(ものいみなのみことじんじゃ)の例大祭に行われる「神津島のかつお釣り行事」は、我が国の基盤的な生活文化の特色を有するものであるとともに、我が国の漁撈(ぎょうろう)民俗を考えるうえで貴重であるとして、重要無形民俗文化財に指定されている。

このように、伊豆小笠原諸島の歴史・文化は、沿岸域における生活文化を現在に残す貴重なものである。

また、近年においても、海岸域において、花火大会、海辺のコンサート、サーフィン大会、トライアスロン等の新たな各種イベントが開催されており、歴史・文化の伝承に海岸域が重要な役割を果たしている。



神津島かつお釣り行事風景

(2) 生活

- 集落の多くは海岸背後の平坦地に形成されている。
- 污水处理施設の普及率は平成14年に比べて、格段に向上（30%から81%に向上、父島・母島では100%）。
- 生活排水や雨天時の濁水が河川等を通して海岸に流れ込んでいるところもある。
- 集落を結ぶ道路や港と連絡する道路は生活道路や避難路として重要であり、海岸近くにも整備されている。

○ 集落

島しょの海岸地形は、火山島であることから急峻で急深なところが多い。集落の多くは、港湾・漁港やその周辺海岸の背後の平坦地に形成されている。

海岸近くの比較的低い場所にある集落では、津波や高潮に対しては、高低差のある避難場所への避難が容易ではないのに対し、海岸近くで標高の高い場所にある集落では、噴火などの際、港や海岸へのアクセスが悪いなど、災害に対する脆弱性を備えている。

○ 汚水と濁水

島しょ部の污水处理は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で行っており、污水处理施設の普及率が平成14年当時の30%から81%と向上している。

これは、父島・母島のコミュニティプラント、新島の漁業集落排水処理施設、神津島の農業集落排水処理施設等の利用が含まれている。

島しょの一部では、雨天時の濁水が生活排水と共に河川等を通じて海岸に流れ込み、水質等に影響を及ぼしているところも見受けられる。

○ 道路

島内の道路は生活や経済活動の動脈として、また、観光道路、災害時の避難路として重要な役割を担っており、島の玄関口である港や空港及び集落間等を連絡している。

これらの道路は、地形的な制約条件から海岸沿いを通るものが多いため、波浪や高潮等の影響を受けやすくなっている。



三宅島 大久保浜背後の集落

2-3 海岸保全の現状

2-3-1 海岸保全区域の指定状況

- ▶ 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸線総延長は約 567km である。
- ▶ 海岸保全区域として海岸線延長約 74km を指定している（全体の約 13%）。
- ▶ 海岸保全区域の管理者は、東京都（47 箇所、約 63km）と国（1 箇所、11km）である。

伊豆小笠原諸島沿岸の海岸線総延長は約 567km（伊豆諸島約 264km、小笠原諸島約 303km）であり、このうち海岸保全区域を指定しているのは約 74km（海岸線総延長の 13%）である。その内訳は、東京都が管理する海岸約 63km（一般海岸約 44km；25 箇所、港湾海岸約 13km；12 箇所、漁港海岸約 6km；10 箇所）と国が管理する海岸約 11km（沖ノ鳥島；1 箇所）となっている。また、一般公共海岸区域の海岸線延長は約 455km である。

表 2-5 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸（令和 6 年 3 月現在）

項目	海岸保全区域				一般公共海岸区域	合計
	一般海岸 (直轄管理)	一般海岸	港湾海岸	漁港海岸		
箇所数	1 箇所	25 箇所	12 箇所	10 箇所	—	48 箇所
海岸線延長	約 11km	約 44km	約 13km	約 6km	約 455km	約 567km
管理者	国土交通省	都建設局	都港湾局	都港湾局	都建設局	—
所管官庁	水管理・国土保全局		港湾局	水産庁	水管理・国土保全局	—

表 2-6 各島の海岸保全区域（令和 6 年 3 月現在）

島名	海岸保全区域				合計	
	一般海岸 (直轄管理)	一般海岸	港湾海岸	漁港海岸	箇所数	延長
大島 (54.0km)	—	7 箇所	3 箇所	5 箇所	15 箇所	24,514m
利島 (7.7km)	—	1 箇所	1 箇所	—	2 箇所	1,930m
新島 (41.6km)	—	5 箇所	1 箇所	1 箇所	7 箇所	12,669m
式根島 (12.2km)	—	1 箇所	—	—	1 箇所	520m
神津島 (33.3km)	—	2 箇所	1 箇所	—	3 箇所	9,066m
三宅島 (38.4km)	—	3 箇所	2 箇所	1 箇所	6 箇所	5,181m
御蔵島 (16.4km)	—	1 箇所	1 箇所	—	2 箇所	1,010m
八丈島 (51.3km)	—	5 箇所	2 箇所	3 箇所	10 箇所	7,481m
青ヶ島 (9.4km)	—	—	1 箇所	—	1 箇所	440m
父島 (52.0km)	—	—	—	—	—	—
母島 (58.0km)	—	—	—	—	—	—
沖ノ鳥島 (11.0km)	1 箇所	—	—	—	1 箇所	11,000m
合計	1 箇所	25 箇所	12 箇所	10 箇所	48 箇所	73,881m

注)島名称の欄の()内数値は各島の海岸線延長を示す。

2-3-2 海岸事業の変遷

伊豆小笠原諸島沿岸における海岸の整備は、一般、港湾、漁港それぞれの海岸事業として、海岸法が定められた昭和30年代以降に始められた。

当初は台風や高潮等の災害実績を踏まえ、高潮及び侵食対策等の国土保全が主目的であり、経済的かつ効果的な施設（直立護岸等）の整備を主体に進めてきた。

しかし、良好な海岸環境を求める時代の要請に応えるため、海岸環境整備を昭和48年度から実施し、防護面だけでなく、環境面・利用面に配慮した緩傾斜護岸、人工リーフ、人工海浜等の整備にも取り組んでいる。海岸事業費の推移は図2-18に示すとおりである。

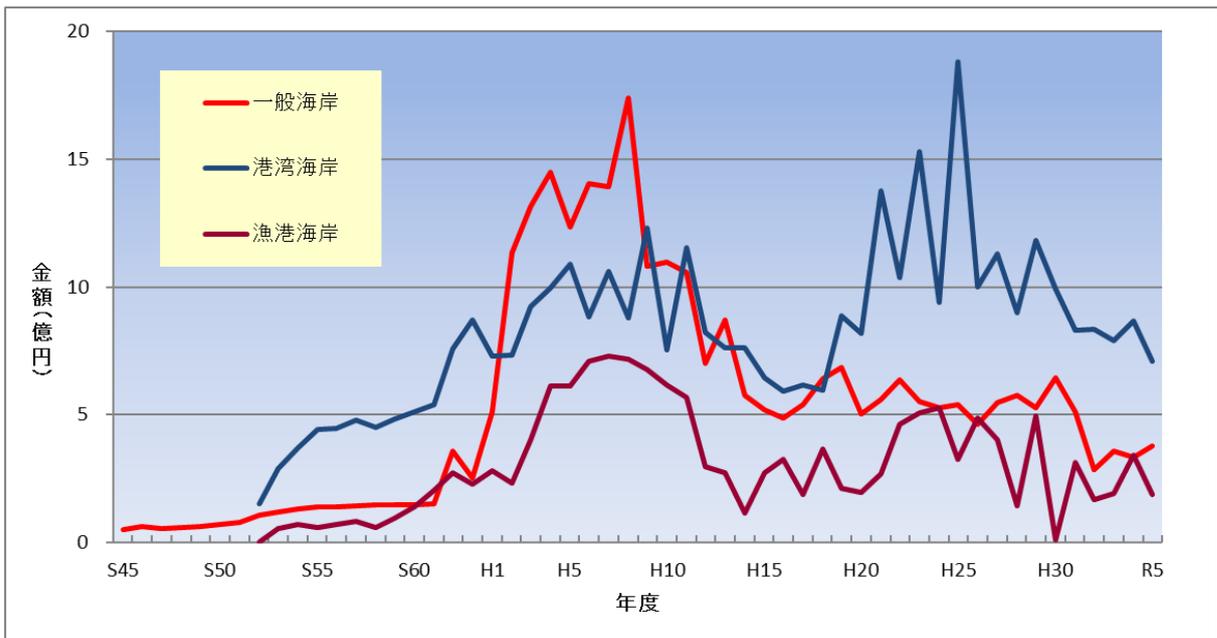


図 2-18 海岸事業費の推移（一般・港湾・漁港海岸）

沖ノ鳥島は、満潮時には2つの小島（北小島、東小島）が海面上に残るのみとなり、この2つの小島が長年の侵食により水没の恐れがあったことから、昭和62年度から護岸設置等の保全工事を実施した。

沖ノ鳥島の気象・海象条件は極めて厳しく、護岸の破損など保全施設の劣化が急速に進行し、平成9年度には東小島が被災したため、災害復旧を実施した。

2-3-3 災害による被災状況と復旧費用

(1) 災害

① 台風

伊豆諸島に被害を及ぼした近年の主な台風等と被災状況は、次のとおりである。また、主な被災を生じた台風等の擾乱数は平均で約 0.7 件/年度であるが、年度によって発生頻度のばらつきがある。

表 2-7 伊豆諸島の海岸保全施設の台風等による主な被災状況（1 / 2）

島名	区分	海岸名	起因	年月日	被災施設
大島	一般	泉浜海岸	台風 20 号	S54.10.19	コンクリート護岸工、水叩き工
			台風 18 号	H21.10.8	転落防止柵他
			台風 19 号	R1.10.12	付帯施設（排水工）一部飛散
		湯の浜海岸	台風 18 号	H21.10.8	転落防止柵他
			台風 15 号	H23.9.22	転落防止柵他
			台風 4 号	H24.6.19	転落防止柵他
		行者海岸	台風 13 号	H30.8.8	護岸一部破損
		砂浜海岸	台風 21 号	H29.10.23	護岸一部破損
			台風 19 号	R1.10.12	護岸一部破損
	港湾	元町港海岸	台風 21 号	S57.10.9	護岸根固工被災
			台風 19 号	H2.9.20	離岸堤ブロック散乱
		波浮港海岸	台風 20 号	S54.10.19	護岸根固工、水叩き破損
		漁港	元町漁港海岸	台風 20 号	S54.10.19
	野増漁港海岸		台風 6 号	S60.7.1	離岸堤、護岸
			台風 23 号	H16.10.20	護岸被災、離岸堤ブロック飛散他
	利島	港湾	利島港海岸	台風 23 号	H16.10.20
台風 18 号				H21.10.8	消波ブロック飛散・破損
台風 15 号				H23.9.21	消波ブロック飛散・破損
台風 4 号				H24.6.19	消波ブロック飛散・破損
台風 24 号				H30.10.1	護岸（防波）、岸壁 被覆ブロック飛散、中詰材流出
新島	一般	間々下浦海岸	台風 19 号	R1.10.12	既設護岸一部破損、新設根固め一部破損
			台風 15 号	S56.8.22	根固工被災
		羽伏浦海岸	台風 15 号	H13.9.10	緩傾斜護岸被災
			台風 22 号	H14.10.16	緩傾斜護岸被災
			台風 21 号	H29.10.23	緩傾斜護岸一部破損
			台風 22 号	H29.10.30	緩傾斜護岸一部破損
			台風 12 号	H30.7.28	緩傾斜護岸一部破損
			台風 19 号	R1.10.12	緩傾斜護岸一部破損 天然海食崖崩落
		和田浜海岸	台風 6 号	H16.6.22	緩傾斜護岸被災
			台風 15 号	H23.9.22	消波ブロック崩落
			台風 21 号	H30.9.5	付帯施設（法枠、階段等）一部破損
	台風 19 号		R1.10.12	護岸一部破損、付帯施設（法枠・階段）一部破損	
	若郷海岸	台風 15 号	H23.9.22	消波ブロック崩落	
	港湾	新島港海岸	冬季波浪	S63.1.24	離岸堤崩壊
			台風 19 号	H2.9.19	離岸堤崩壊
台風 23 号			H16.10.20	離岸堤消波ブロック飛散	
台風 15 号			S56.8.22	護岸工、根固工	
神津島	港湾	神津島港海岸	台風 7 号	H14.7.16	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 6 号	H16.6.21	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 23 号	H16.10.20	離岸堤(潜堤)基礎マウンド洗掘他
			台風 9 号	H19.9.6~7	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			風 浪	H20.4.1	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 18 号	H21.10.8	離岸堤(潜堤)ブロック破損・飛散
			台風 10 号	H18.8.30	防砂潜堤 被覆ブロック飛散
	漁港	三浦漁港海岸	台風 21 号	H29.10.23	防砂潜堤 被覆ブロック飛散
			台風 12 号	H30.7.28	防砂潜堤 方塊ブロック・消波ブロック飛散

表 2-8 伊豆諸島の海岸保全施設の台風等による主な被災状況（2/2）

島名	区分	海岸名	起因	年月日	被災施設
三宅島	一般	阿古海岸	台風 6 号	H14.7.10	護岸被災
			台風 21 号	H29.10.23	護岸背面の陥没
		横まま海岸	台風 19 号	R1.10.12	新設・施工中の建造物の破損、変形等
		ナゴラ海岸	台風 13 号	H14.8.19	護岸被災
			台風 21 号	H14.10.1	護岸被災
	港湾	三池港海岸	台風 19 号	R1.10.12	管理用道路法肩崩落
			台風 21 号	S57.10.8	護岸水叩き破損
			台風 13 号	H14.8.19	防潮堤倒壊
	漁港	阿古漁港海岸	地震・噴火	H12~H16	地盤沈下による防潮堤天端不足
御蔵島	一般	御蔵海岸	台風 24 号	S63.10.8	護岸
			台風 12 号	H30.7.28	護岸一部倒壊
			台風 24 号	H30.9.30	護岸一部倒壊
八丈島	一般	乙千代ヶ浜海岸	台風 19 号	R1.10.12	護岸一部倒壊
			台風 18 号	H21.10.8	排水施設他
	港湾	神湊港海岸	台風 26 号	H25.10.16	護岸被災
			台風 13 号	S62.9.17	離岸堤ブロック飛散
	漁港	八重根漁港	台風 13 号	H5.10.8	I 型突堤上部工破損、ブロック飛散
			台風 21 号	H29.10.23	防砂堤 堤体の滑動・前傾・沈下、上部工破損

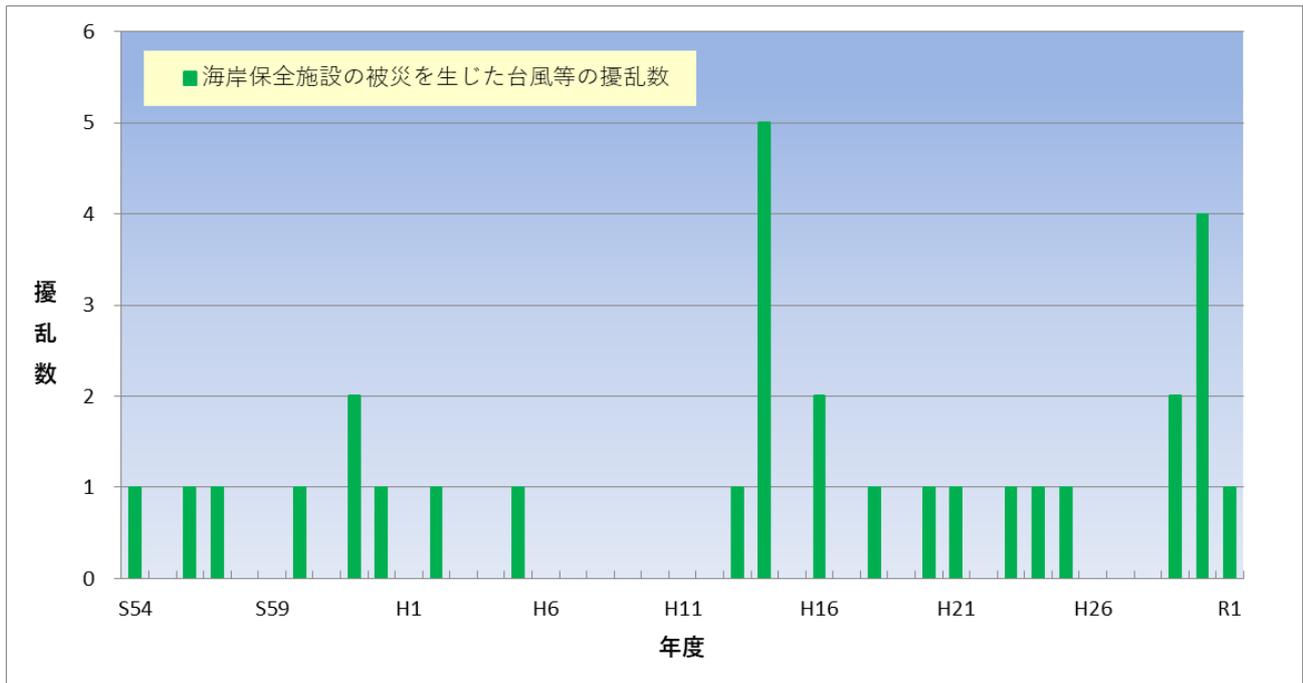


図 2-19 海岸保全施設の被災を生じた台風等の擾乱数

② 津波

伊豆小笠原諸島における主な津波被害は次のとおりである。特に、資料として残っているものとしては八丈島での記録が多い。

表 2-9 伊豆小笠原諸島の津波被害の実態

西暦年/月/日 (和暦年/月/日)	波源域	地震・津波の状況			主な被害等
		M※1	津波の 高さ (m)	地 名	
1498/9/20 (明応 7/8/25)	遠洲灘	8.6	3~4	八丈島	字ナガクラに津波上がり、港で荷役中の1名水死。 (注) 八丈島の記事は、新島についてのものではあったという説もある。
1605/2/3 (慶長 9/12/16)	房総沖	7.9	10~20	八丈島	谷ヶ里の在家のこらず流失、57名死亡。田畑損亡。大賀郷・三根の民家流失。 (注) 八丈島記事前半は八丈島宗福古記によるが、八丈島年歴矢部(1969)等によると、死者75名である。民家流失の記事は伊豆七島志による。
1677/11/4 (延宝 5/10/9)	房総沖	7.4	3~4 3	八丈島 青ヶ島	谷ヶ里まで波上がる。 漁船10隻余り流失、死者1名。
1703/12/31 (元禄 16/11/23)	房総近海	8.2	10 3	伊豆大島 八丈島	岡田で流失家屋58棟、死者56名、波浮で池が切れ港となる。 谷ヶ里、稲宮前崎まで波上がる。中ノ郷死者1名、末吉強い波上がる。
1707/10/28 (宝永 4/10/4)	南海道沖	8.4	4	八丈島	八丈島津波上がる、末吉とくに強し。 (注) 青ヶ島の記事は八丈島年歴によると青ヶ島では船ならびに水主壱人浪に払る。5ヶ村「八丈島」にて魚舟10艘余り浪に払はるとある。
1747 (延享 4)	房総沖	-	0	八丈島	八丈島大賀郷で漁船流失。
1854/12/23 (安政元/11/4)	遠洲灘	8.4	3	大 島	伊豆大島で船破損。
1923/9/1 (大正 12/9/1)	相模湾 (関東地震)	7.9	12* 0.6* *検潮記録による	伊豆大島 (岡田) 父 島	(注) 大島の津波の高さは、正確には判らないが、水路部による海底調査(内田 1925)の図には、「岡田村は約13米の津波来襲せりと云う」とかかかれている。また田中館(1926)には、「岡田村は津波のため漁業全滅せり」とある。文献：羽鳥他(1973)
1953/11/26 (昭和 28/11/26)	房総沖	7.5	1.5	八丈島	不明
1960/5/22 (昭和 35/5/22)	チリ沿岸	8.5	1.0 0.6 2.3~3.5	岡田 八丈島 父島	二見湾内で海水面の上昇として現れ、最大の遡上高は5.3mである。人的被害はなかったものの家屋の流出・全壊・床上浸水や水産関係に及んだ。
1978/1/14 (昭和 53/1/14)	伊豆大島 近海	7.0	0.7	伊豆大島	不明
1980/6/29 (昭和 55/6/29)	伊豆半島 東方沖	6.7	0.6	岡田	不明
2010/12/21 (平成 22/12/21)	父島東方	Mw※2 7.4	0.22 0.40 0.20	父島 八丈島 大島~三 宅島	不明
2011/3/11 (平成 23/3/11)	三陸沖	9.0	1.82	父島二見	不明
2015/5/30 (平成 27/5/30)	小笠原諸島 西方沖	8.2	不明	不明	震度5強。負傷者13名、物的被害なし。
特記事項	下記文献より抜粋。 1) 「東京都の島しょ地域における災害に関する総合調査報告書」昭和58年及び理科年表 2) 「津波工学研究報告 第10号」平成5年3月 東北大学工学部災害制御研究センター 3) 「日本付近で発生した主な被害地震(平成8年以降)」気象庁ホームページ 4) 「津波工学研究報告 第29号」平成24年 東北大学工学部災害制御研究センター 5) 「H25 小笠原管内概要」 東京都小笠原支庁 ※1 M: マグニチュード(従来の表現)、※2 Mw: モメントマグニチュード(従来とは別方法で算出したマグニチュード)				

③ 噴火

伊豆小笠原諸島における主な火山活動（明治以降）と被害の概要は以下のとおりである。

表 2-10 伊豆小笠原諸島における主な火山活動（明治以降）と被害の概要

島 (火山)	主な火山活動時期	被害の概要
大島 (三原山)	明治9年～10年 明治45年～大正3年 昭和13年～15年 昭和25年～26年 昭和32年10月 昭和61年11月	三原砂漠埋没、岩滓丘（がんしきゅう）が新たに出現 噴石で死者1名、負傷者53名 全住民が約1ヶ月間島外避難
新島	886年以降活動していない。しばしば地震群発（1703年元禄の大地震による大津波によって新島と式根島に分離された）。	
神津島	838年以降活動していない。しばしば地震群発。	
三宅島 (雄山)	明治7年 昭和15年7月～8月 昭和37年8月 昭和58年10月 平成12年6月、9月 平成17年2月 平成20年3月 平成27年6月 平成27年9月	1村落45軒全滅 死者11名、負傷者20名、家屋被害62棟、 山林耕地水産被害 家屋焼失5棟、山林耕地被害、学童島外へ避難 阿古地区家屋340棟全壊（避難人口：島内避難所1,774人、島外自主 避難859人）、山林耕地水産被害 家屋被害等、全島民避難 避難指示解除 火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制） 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）から1（平常）に引き下げ 居住地区全域で規制解除
八丈島	1605年以降活動していない。	
青ヶ島	1785年以降活動していない（1780年代の噴火により、50年間無人島となった還住の歴史を有す）。	
鳥島	明治35年 昭和14年 昭和40年	中央火口丘爆砕消失、全島民125名死亡 中央火口丘再生、全住民島外に去る。 昭和22年から気象観測業務が開始されたが、地震群発のため引き揚げる。
西之島 (西之島新島)	昭和48年 昭和49年8月 平成25年 平成25年12月 平成27年12月 平成28年8月 平成29年2月 平成29年4月 平成30年6月 平成30年7月21日 平成30年7月 平成30年10月 令和元年12月6日 令和元年12月 令和2年12月 令和5年12月1日	噴火。西之島の東南東沖600mに新島を確認。 新島と西之島が一体化。 噴火。西之島の南南東沖500mに新島を確認。 新島と西之島が一体化。 噴火活動継続中。 火口周辺警報（入山危険）から火口周辺警報（火口周辺危険）に警戒 レベルの引き下げ 火口周辺警報（火口周辺危険）を解除 火口周辺警報（入山危険）を発表 火口周辺警報（入山危険）から火口周辺警報（火口周辺危険）に引き 下げ 火口付近からの噴火を確認。 火口周辺警報（入山危険）に引き上げ 火口周辺警報（火口周辺危険）に引き下げ 噴火を確認。その後も断続的に噴火を繰り返している。 火口周辺警報（入山危険）に引き上げ 火口周辺警報（入山危険）が継続 山頂火口から概ね1.5kmの範囲に火口周辺警報 （入山危険）が発令されている。

出典：記録 昭和58年 三宅島噴火災害 昭和60年9月30日 東京都総務局

東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）令和6年3月 東京都総務局行政部振興企画課

噴火警報、噴火予報の発表状況（西之島）令和6年8月現在 国土交通省気象庁ホームページ

伊豆・小笠原諸島の活火山 令和6年8月現在 国土交通省気象庁ホームページ

火山に関する情報の発表状況 国土交通省気象庁ホームページ

(2) 保全施設の災害

① 一般海岸の災害の実態

伊豆小笠原諸島における昭和27年～平成25年の62年間の一般海岸での災害の発生件数は38件であり、災害復旧のための費用は約26億円を要した。被災金額・発生件数とも台風による被害がほとんどを占める。

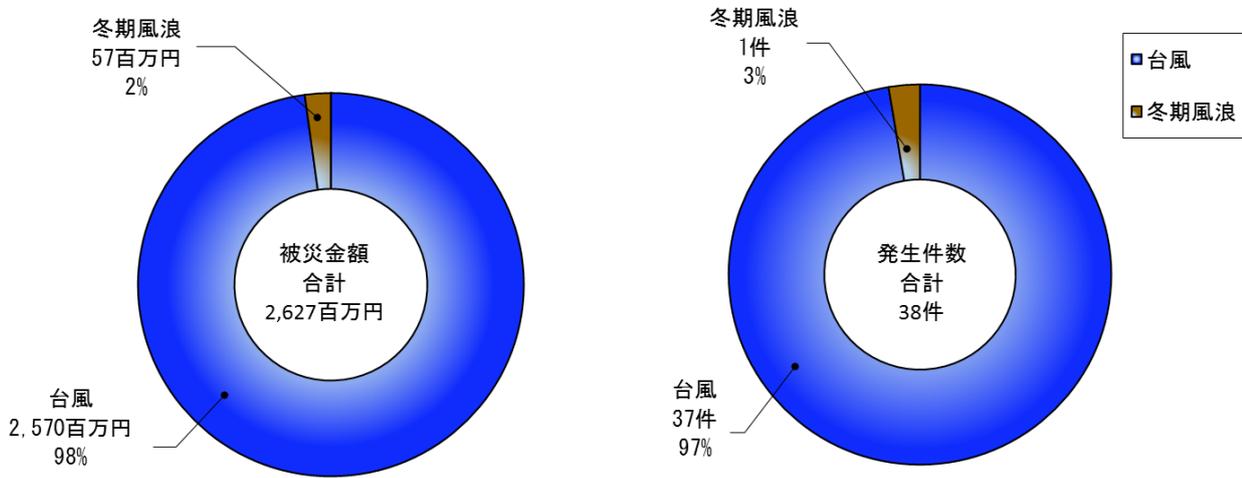


図 2-20 一般海岸の災害の実態

出典：東京都建設局資料

② 港湾・漁港海岸の災害の実態

伊豆小笠原諸島における昭和23年～令和6年の77年間の港湾海岸及び漁港海岸での災害の発生件数は67件であり、災害復旧のための費用は約40億円を要した。被災金額・発生件数とも台風による被害が85%以上を占める。

グラフタイトル

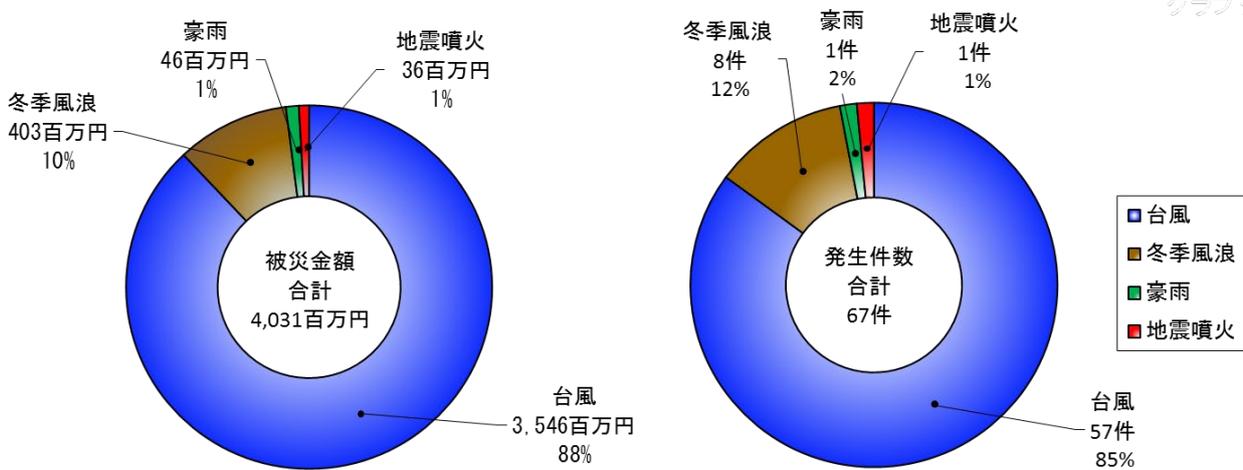


図 2-21 港湾・漁港海岸の災害の実態

出典：東京都港湾局資料

2-4 関連法規及び関連計画

2-4-1 関連法規

海岸保全基本計画に関連する法律とその概要を以下に示す。

平成15年以降には、海岸保全基本計画に関連する法律として、国土形成、国土利用に関する法律として平成19年に海洋基本法が策定され、沿岸域の総合的な管理のあり方が示された。また、国土保全、環境保全、適正な利用に関して新たな関連法規も策定されている。

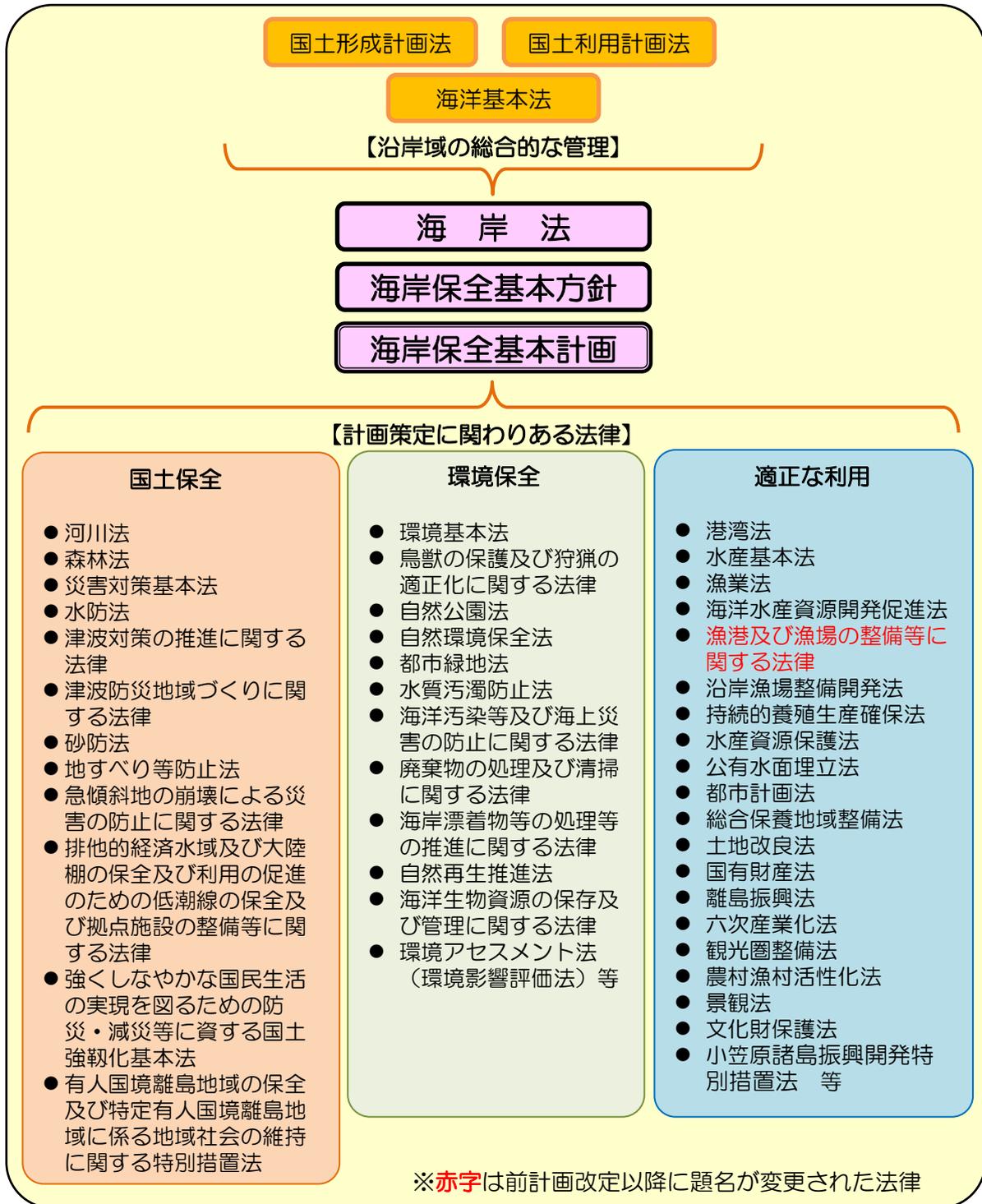


図 2-22 海岸保全基本計画に係る法律

出典：沿岸域管理に関する国内主要法令 海洋政策研究財団

平成24年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究[我が国における海洋政策の調査研究] pp.50～86
をもとに作成

2-4-2 関連計画

伊豆小笠原諸島は、国土の利用、開発、保全に関する法令や計画（国土総合開発法や全国総合開発計画等）に加え、離島振興法に基づく離島振興計画（国及び東京都）や小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島振興開発計画がある。

防災については、東京都地域防災計画（東京都）を策定している。また、平成25年に改正された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」では、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」が指定され、伊豆諸島及び小笠原諸島の有人島すべてがこの指定を受けた。また、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」が指定され、伊豆諸島の有人島すべて（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）が指定を受けた。

環境については、自然公園法に基づき、伊豆小笠原諸島のほぼ全域が国立公園に指定されている。また、東京都環境基本計画を策定し、野生動植物の保護と生育・生息環境の保全と再生に配慮するとともに、豊かな自然環境を活かした自然とのふれあい・親しむ場の確保に努める等の指針を定めている。

東京都の総合計画・構想としては、「『未来の東京』戦略（R3.3）」、「TOKYO 強靱化プロジェクト（R4.12）」が策定され、島しょの振興策として、水産資源の有効利用や担い手の確保・育成などによる水産業の振興、島の地域資源を生かした観光振興・産業振興、希少種・外来種対策による自然環境の保全などの施策を展開し、島しょ地域の発展をめざすとしている。

また、島しょの各町村においても独自の構想や計画が策定されている。各町村の本計画に係わる主要な構想・計画の概要を以下に示す（表 2-11 参照）。

表 2-11 各町村の主要な関連計画における位置づけ

町村名	名称・目標年（策定期間）	基本構想	海岸保全に関連する内容
大島町	<ul style="list-style-type: none"> 第7次大島町基本構想 令和6～13年度 (令和6年) 第7次大島町前期基本計画 令和6～9年度 (令和6年) 	「郷土大島を豊かにし、共につくる島」	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を考慮し限られた土地を最大限に活用し、また、台風、波浪など自然災害から住民の財産と生活を守るため、火山防災対策の促進、治山、治水、砂防、海岸保全事業の計画的な対策を関係機関に要望するとともに、支援の確保に努める。
利島村	<ul style="list-style-type: none"> 利島村第4次総合計画 平成30～令和7年度 (平成30年) 利島村第4次総合計画 後期基本計画 令和4～7年度 (令和5年) 	「生き生きとした活力のある島 自立する村 利島」	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・台風・波浪などによる海岸線の崩壊を防止するため、港湾海岸・建設海岸の保全を推進する。 ● 人工海浜で島の子供たちが安全に安心して遊べるよう、適正に管理を行うとともに、利島の原形である玉石の磯場づくりを進めていく。
新島村	<ul style="list-style-type: none"> 新島村第3次総合計画 基本構想・基本計画 令和3～12年度 (令和3年) 	「3, 2, 1, でつながる島 にいじまいんど ～モヤイの心～ あられる島」	<ul style="list-style-type: none"> ● 都と協議、協力した海岸・山林の保全。 ● 地震・津波対策の更なる加速化・拡充を行うため、新島村地域防災計画の改訂を行うとともに、土砂災害や巨大台風等の他自然災害対策の充実・強化を目指す。
神津島村	<ul style="list-style-type: none"> 神津島村第5次総合計画 令和3～12年度 (令和3年) 	「誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂浜の維持・保全に向け浸食対策を推進する。 ● 観光客や住民のレクリエーションの場であり、ウォーキングやランニングコースとして活用されている本島西海岸を引き続き整備するとともに、歩道の整備・改修を進める。

町村名	名称・目標年（策定期期）	基本構想	海岸保全に関連する内容
三宅村	<ul style="list-style-type: none"> 第6次三宅村総合計画 令和4年度～13年度 (令和3年) 	<p>「ともに創り出す^{ふるさと}島の未来」 「思いやりが環(めぐ)る豊かな島」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然の脅威に配慮した減災・防災対策を積極的に推進するとともに、防災学習の場の充実や、非常時に適切な行動を取れる人材の育成などを通しハード・ソフト両面で取り組みを進める。
御蔵島村	<ul style="list-style-type: none"> 御蔵島村基本構想 平成22～31年度 (平成22年) 後期基本計画 平成27～31年度 (平成27年) 	<p>「みどり豊かな自然に恵まれ、ゆとりある暮らしとすべての人々に親しまれる御蔵島(グリーン愛ランド・御蔵島)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●点検や維持管理等を継続的かつ適切に行い、確実な防護機能の確保と海岸保全施設の延命化に努める。 ●防災意識を高め、行政―消防団―地域防災組織で連携し、災害時のルールや情報伝達手段を整理し、島としての防災を向上させる。
八丈町	<ul style="list-style-type: none"> 八丈町基本構想 令和3～12年度 (令和3年) 八丈町基本計画 令和3～7年度 (令和3年) 八丈島人口ビジョン 令和3年 	<ul style="list-style-type: none"> ●「住民が主役の町」 ●「島を生かす町」 ●「歴史と文化を生かす町」 ●「クリーンアイランドを目指す町」 	<ul style="list-style-type: none"> ●相互応援協定により、大規模災害時の体制強化に努める。 ●避難所や行政防災無線等の整備を通じ、設備的な防災力向上を図る。 ●より実践的な避難訓練の実施や町民への防災意識の醸成などを通じ、運用上の防災力向上を推進する。
青ヶ島村	<ul style="list-style-type: none"> 青ヶ島村新総合開発計画 基本構想 平成14～23年度 (平成14年) 青ヶ島村総合基本計画 前期基本計画 平成14～18年度 (平成15年) 	<p>豊かな心づくり、生きがいづくり、活力の基盤づくりに基づいて21世紀初頭にふさわしい「心あたたか元気な青ヶ島(21世紀ユートピア丸・青ヶ島)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●島を取り囲む断崖絶壁の海岸線は、島の景観の象徴であることから土砂崩壊、落石防止等の防災的見地から保全を図る。
小笠原村	<ul style="list-style-type: none"> 第4次小笠原村総合計画 基本構想・基本計画 (後期5カ年) (令和6年) 	<p>心豊かに暮らし続けられる島</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの防災教育とともに、避難計画の確立や発災時の情報発信の充実を進め、村民や観光客の災害への対応力の強化を図る。

第3章 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全に関する基本的な事項

3-1 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全の基本理念と基本方針

3-1-1 基本理念

伊豆小笠原諸島は、台風や冬季の風浪など厳しい自然条件にさらされており、人口・資産の多くが海岸背後の平坦な場所に集中している。

島しょの海岸は、砂浜、磯場などの多様な形態と美しく個性的な自然景観を有し、様々な生物が生息するなど、国内有数の自然が残された貴重な空間となっている。

また、海岸では採貝等の漁業が行われている他、マリンスポーツやレジャー活動、海岸の生態系学習・教育等、多種多様な利用がなされている。

これまでの海岸事業では、背後の集落や公共施設など防護の必要性が認められる区域を海岸保全区域に指定し、海岸保全施設の整備及び管理を行ってきた。また、砂浜など多くの観光客が訪れる海岸では、養浜や潜堤の整備など、環境や景観に配慮した整備も進めてきた。これらにより海岸背後の生活空間の安全性は向上し、海岸は海水浴をはじめとするマリンスポーツなどの場として観光産業にも大きく寄与している。しかし、未だ越波や飛沫の被害を受けている地域、あるいは施設の老朽化や劣化等により施設補修や施設更新を必要とする箇所が存在し、さらに、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は、既に顕著化しつつあり、今後、さらなる平均海面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、美しく、豊かな海岸環境が損なわれる可能性がある。そのため、気候変動の影響を考慮した防護や良好な海岸景観や環境保全、多様化する海岸利用の推進を図る必要がある。

一方、沖ノ島島を国が管理する上での基本理念は、第一に、国民共有の財産である日本の国土および排他的経済水域を次世代に継承することである。あわせて、同島の位置的・立地的特性を最大限活用することにより、日本国はもちろんのこと、環太平洋並びに全地球的な視野のもとで、防災活動・学術研究・海洋資源開発等を推進することにより、国際社会および経済の発展に貢献し、人類の重要課題である地球環境の保全に資するものとする。

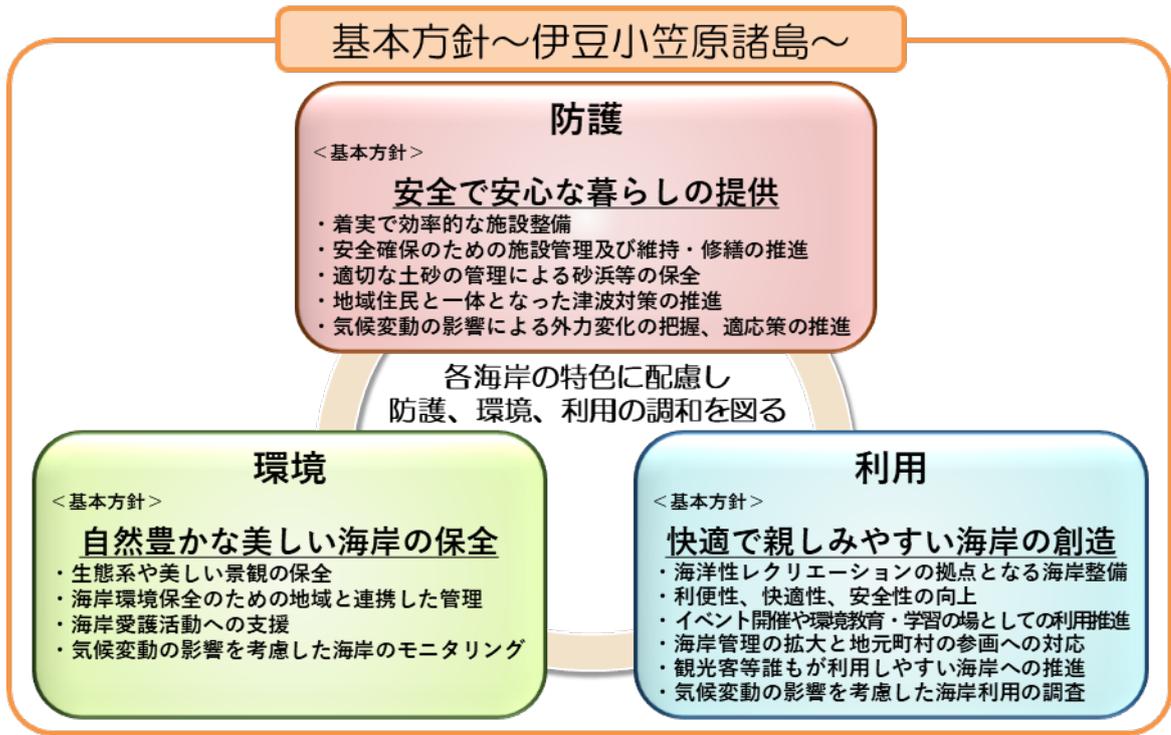
これら、伊豆小笠原諸島沿岸の自然的特性や社会的特性等を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、「基本理念」を以下に示す。

基本理念

「自然があふれ美しい特色のある海岸」を
保全していくこと

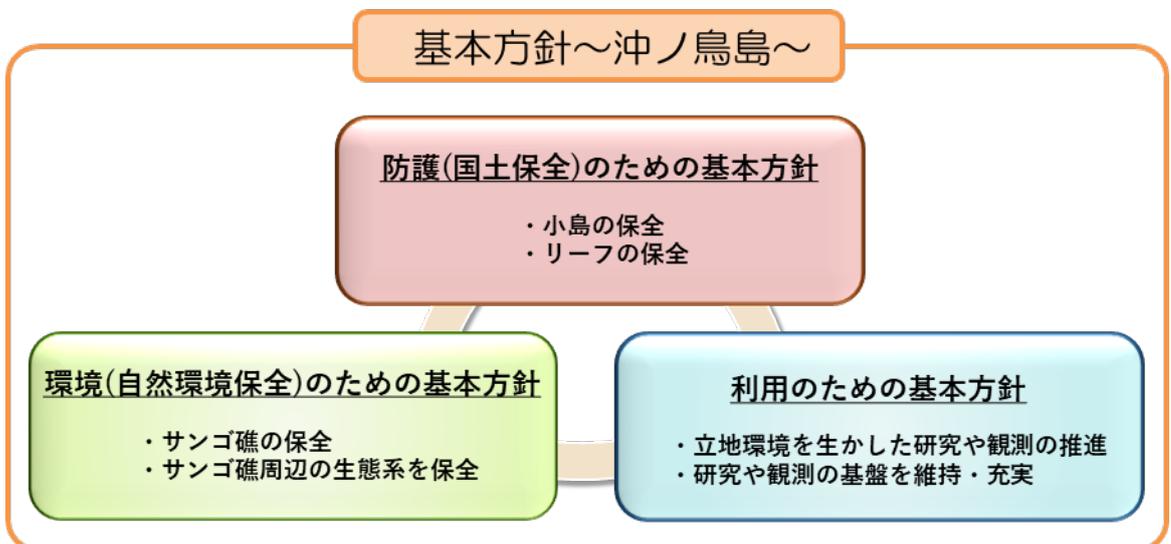
3-1-2 伊豆小笠原諸島の基本方針

伊豆小笠原諸島沿岸の基本理念を実現するための活動方針を「基本方針」と定め、各々の海岸の特色を生かしながら、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを推進していく。



3-1-3 沖ノ鳥島の基本方針

沖ノ鳥島は日本国最南端に位置する国土保全上極めて重要な島であることから国が管理しており、また、他の海岸とは利用形態等が異なることから、別途、海岸保全の基本方針を定めるものである。沖ノ鳥島の海岸保全の基本理念を踏まえた、海岸の整備、維持又は修繕に関する基本方針を以下に示す。



3-2 伊豆小笠原諸島の海岸保全の方向性

3-2-1 防護に関する施策

昭和45年の第1次海岸事業実施にあわせ、地元町村から東京都へ所管が移されて以来、東京都は、海岸保全施設の整備を継続して実施し、津波及び高潮・高波による災害対策や侵食対策に成果をあげてきた。

適切な海岸保全施設整備を行うために、海岸域における環境・利用を踏まえた整備計画を示し、津波や高潮・高波及び侵食に対する海岸事業を推進してきた。加えて本計画では、東日本大震災に伴う設計津波の水位の見直しや、海岸保全施設の老朽化に対応した適切な維持修繕、気候変動による海面上昇・高潮・波浪の強大化等を踏まえ、基本方針に基づいた安全安心な暮らしの提供を目指し、以下の施策を推進する。

(1) 海岸の防護目標

防護目標として、津波や高潮・高波及び侵食に対する防護すべき地域及び防護水準を以下のように設定する。

① 防護すべき地域

防護すべき地域は、津波や高潮・高波及び侵食により海岸背後の家屋や土地に被害の発生が想定される範囲とし、次のとおり設定する。

- 津波：過去に発生した浸水の記録や気候変動の影響による潮位の長期変化を考慮した津波浸水予測等に基づいて、数十年～百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波（L1津波）に対する影響範囲。
- 高潮・高波：既往の最高潮位（過去の台風等に発生した高潮の記録に基づく）又は適切に推算した潮位（記録や将来予測に基づく）に、適切に推算した波浪（記録や将来予測に基づく）の影響を加え、これに基づく高潮による浸水範囲及び越波による飛沫の影響が及ぶと想定される影響範囲。
- 侵食：現在、侵食の進行している海岸について、現在の侵食速度（過去10年程度の平均）で今後50年間進むと想定した場合の侵食の影響範囲に加えて、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握した上で想定される侵食の影響範囲。

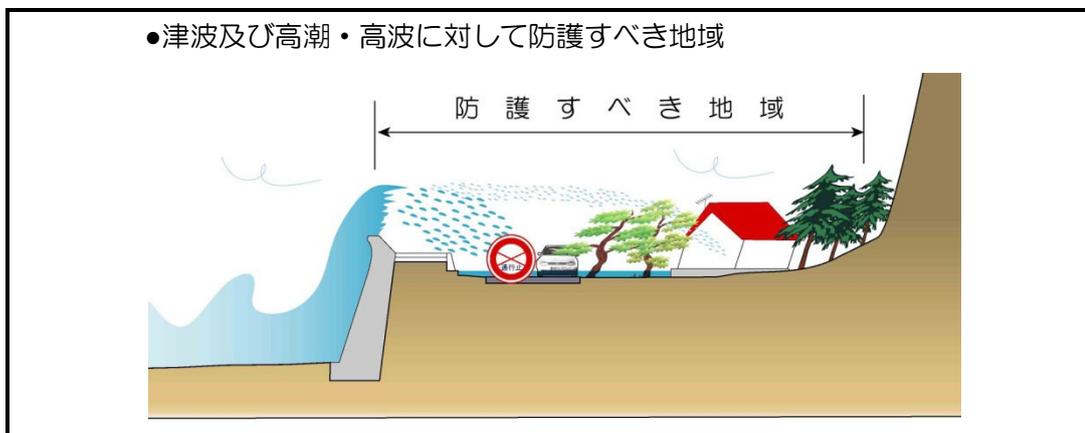


図 3-1 防護すべき地域（津波及び高潮・高波）

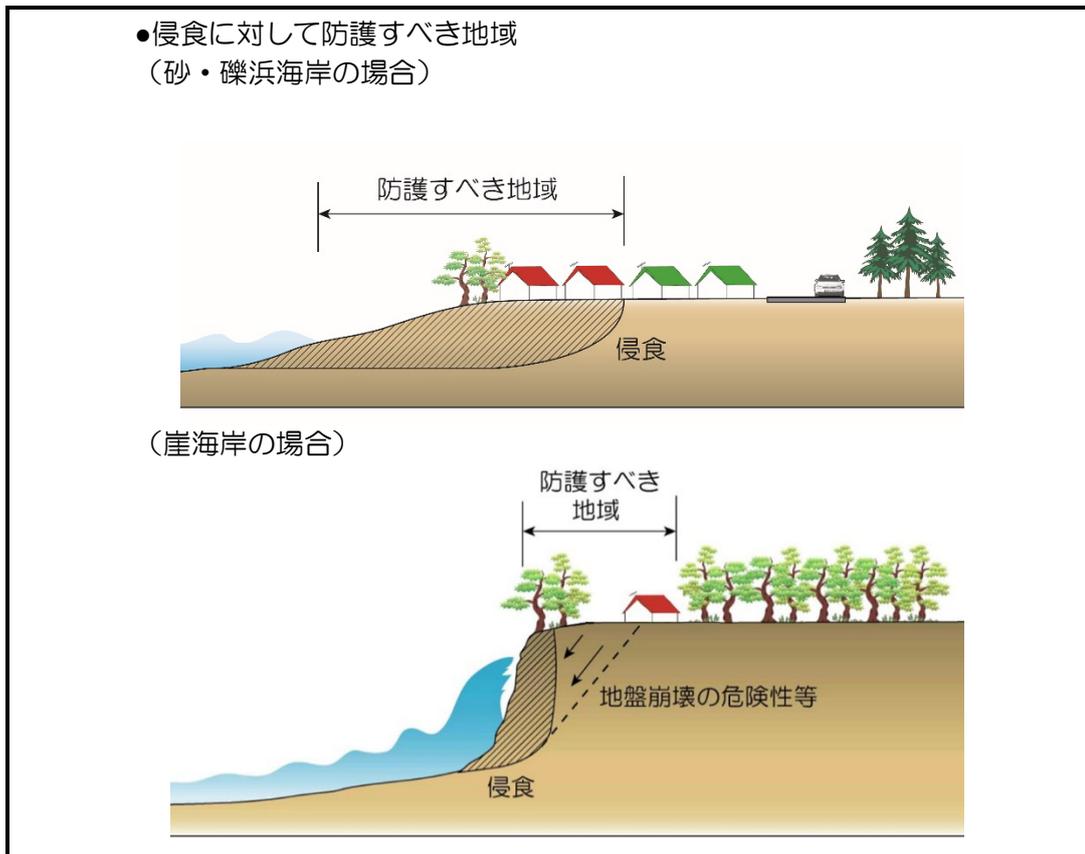


図 3-2 防護すべき地域 (侵食)

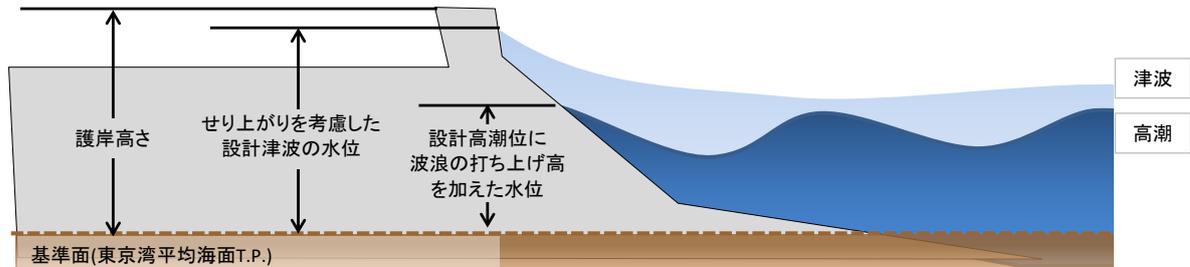
② 防護水準

- 津 波：過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）に対して、人命・住民財産を守るため、原則、施設整備により対策を進めることとし、気候変動による海面上昇の影響を加えて防護することを目標とする。
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2 津波）に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、住民避難を中心に、ハード・ソフトの総合的な対策を進める。
- 高潮・高波：既往の最高潮位（過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく）又は適切に推算した潮位（記録や将来予測に基づく）に、適切に推算した波浪（記録や将来予測に基づく）の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。
計画潮位を基準として推算波浪（一般・港湾海岸：50年確率、漁港海岸：30年確率）による越波量及び打上げ高さに対して必要な施設天端高を確保する。必要な施設天端高は、背後地の利用状況、既存海岸保全施設の状況を勘案し、安全性が確保できるよう適切に許容値を定め決定する。
- 侵 食：原則として侵食海岸に対しては、気候変動や人為的改変による影響を考慮し、海浜の保全に努める。
海浜の保全については、汀線測量、海浜勾配、砂の粒径、波浪、沿岸流等を指標とし、海岸の漂砂傾向、汀線の季節変動、気候変動による海面上昇等の影響を考慮する。

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に設定する。

1) L1 津波が高潮・高波より高い場合

⇒津波の高さに設定



2) 高潮・高波が L1 津波より高い場合

⇒高潮・高波の高さに設定

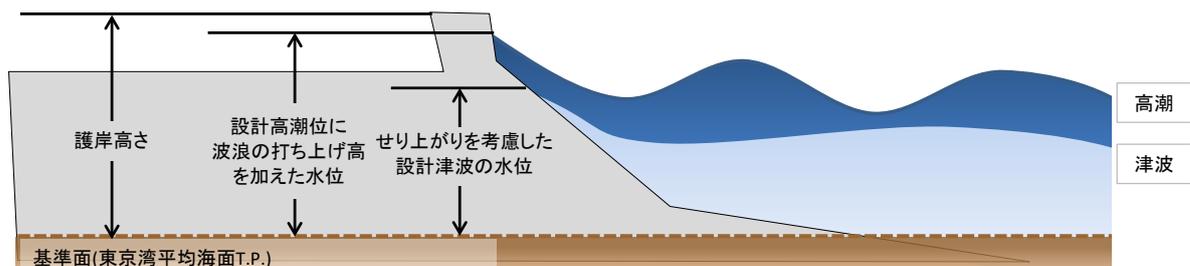


図 3-3 海岸保全施設等の天端高の設定

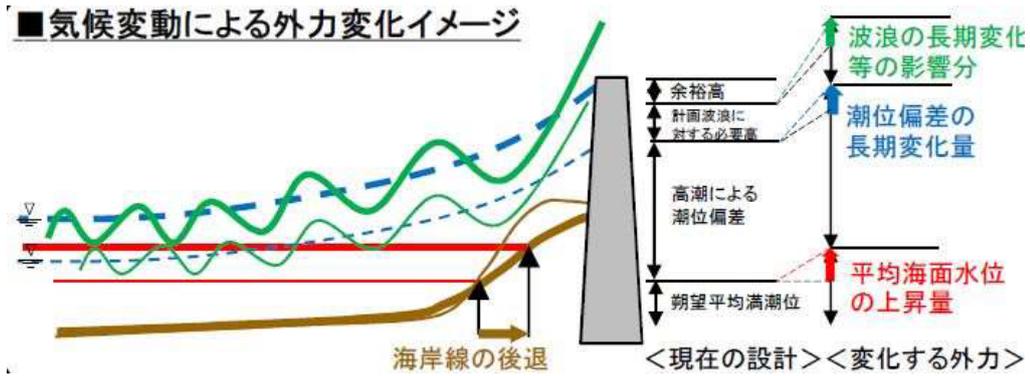
③ 気候変動の影響を考慮した防護の目標

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月 20 日に「海岸保全基本方針」が変更された。

基本方針では、気候変動の影響による高潮等に関する海岸保全施設の課題や対応について次のように記載されている。

- ・ 気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている
- ・ 気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保する
- ・ 気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める

以上を受け、本計画ではこれまでの地震、津波への備えに加え、将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化への取組を推進することとする。



出典：気候変動を踏まえた海岸保全あり方 提言

図 3-4 気候変動による外力変化イメージ

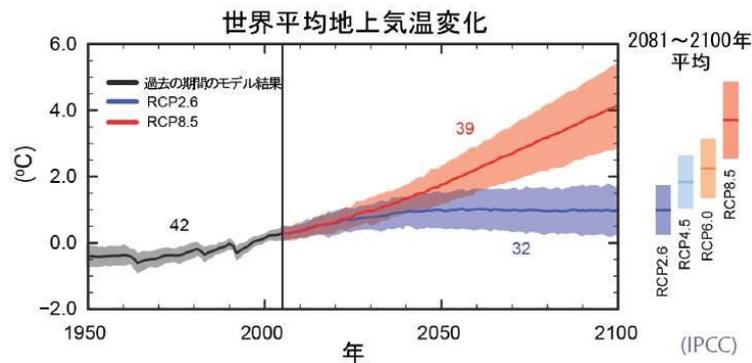
(a) 将来の気温上昇

RCP シナリオ*では、21 世紀末頃には産業革命以前と比べて 2℃及び 4℃程度気温が上昇する予測となっているが、2040～2050 年頃には、いずれのシナリオでも 2℃程度上昇すると予測されている（産業革命以前と比べると、すでに 1℃程度気温が上昇）。

国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言においては、パリ協定の目標と整合する RCP2.6（2℃上昇に相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することが方向性として示されるとともに、令和 3 年 8 月には「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等」が通知され、その中では RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）を基本とする方向性が示された。

これらを受け、本基本計画の気温変化については、RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）を設定することとし、この気候変動の影響に対する対策を講じることとする。

※「IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書（SROCC）」で想定する 4 つのシナリオ



出典：IPCC, 2019：SROCC Full report (<https://www.ipcc.ch/srocc/download/>)

図 3-5 世界平均地上気温変化

(b) 将来の海面上昇（潮位変化）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」と報告された。また、海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書（SROCC）では、2100 年までの平均海面水位の予測上昇範囲が上方修正された。

また、「日本の気候変動 2020（令和 2 年 12 月、文部科学省・気象庁）」では、RCP2.6 シ

ナリオ（2℃上昇相当）において、21世紀末における日本沿岸の平均海面水位の20世紀末からの偏差は約0.39m上昇、伊豆小笠原諸島沿岸を含む領域IIでは約0.38m上昇すると予測された。

これらを受け、本基本計画の海面上昇量については、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における0.38m上昇（20世紀末から21世紀末までの偏差）を想定する。

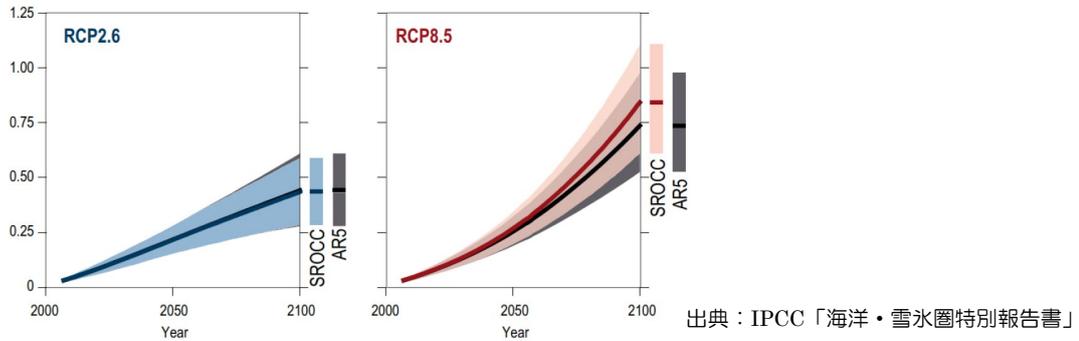
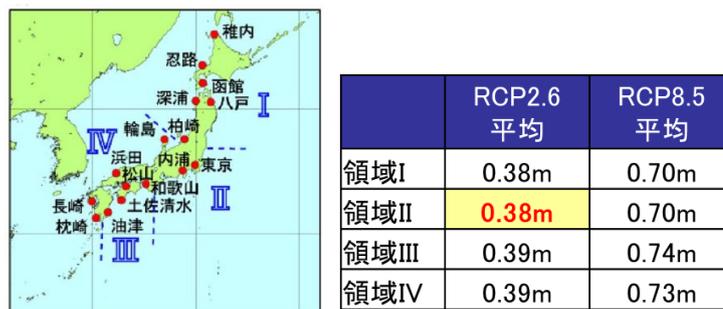


図 3-6 世界平均海面水位の予測（1986～2005年の平均からの偏差）

表 3-1 21世紀末における日本沿岸の平均海面水位の20世紀末からの偏差

	2℃上昇シナリオ による予測 <small>パリ協定の2℃目標が 達成された世界</small>	4℃上昇シナリオ による予測 <small>現時点を超える追加的な緩和策 を取らなかった世界</small>
日本沿岸の 平均海面水位	約0.39 m上昇	約0.71 m上昇
【参考】世界の 平均海面水位	(約0.39 m上昇)	(約0.71 m上昇)

出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」概要版 P.10 より



出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」

(左図：本編 P.31 より引用、右表：詳細版 P.154 より作成)

図 3-7 21世紀末における日本沿岸の平均海面水位の20世紀末からの偏差（領域別）

(c) 将来の高潮偏差、波浪

「海岸保全基本方針」においては、既往の最高潮位（過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく）又は適切に推算した潮位（記録や将来予測に基づく）に、適切に推算した波浪（記録や将来予測に基づく）の影響を加え、これらに対して防護することを目標とすると示されている。また、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言においては、潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予

測データベース（d4PDF）の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施とある。

これを踏まえ、将来の高潮偏差及び波浪については、d4PDF による不特定多数の台風に基づく高潮・波浪推算を行い、現行計画相当の潮位偏差や波浪の平均的な将来変化を算出した結果、21 世紀末までに潮位偏差（50 年確率）は約 1.05 倍、沖波波高（30～50 年確率）は約 1.03～1.04 倍増大することが予測された。なお、上記の予測結果は、気候変動予測の不確実性及び各島・各海岸の地理的特性による予測結果のばらつきを含むものである。

(d) 気候変動後に必要な防護水準

上記の海面上昇、高潮偏差、波浪の変化を考慮し、気候変動適応策として護岸等を嵩上げする場合の必要天端高を設定することとした。なお、各海岸の整備に際しては、気候変動予測の不確実性や施設整備の効率性等に留意し、各海岸の現地状況等を踏まえて対策の実施有無を検討し、面的防護等も考慮したうえで、必要な施設整備を進めていく。

また、海面上昇に伴う海岸線後退量を概算した結果、約 10m 程度後退すると予測される海岸もあることを踏まえ、現地状況に応じてモニタリングや詳細検討等を行い、海岸線の保全に必要な対策を進めていく。

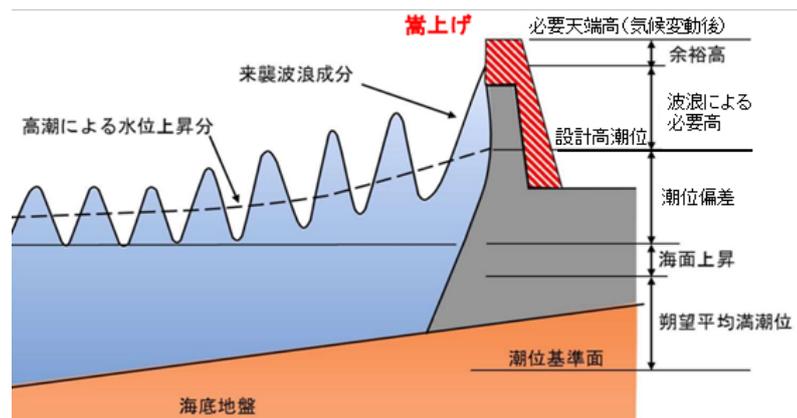


図 3-8 護岸等必要天端高の設定方法の模式図

(2) 防護目標を達成するための施策

海岸の防護目標を達成するために、以下の施策を推進する。

- 着実で効率的な施設整備
- 安全確保のための施設管理及び維持・修繕の推進
- 適切な土砂の管理による砂浜等の保全
- 地域住民と一体となった津波対策の推進
- 気候変動の影響による外力変化の把握、適応策の推進

① 着実で効率的な施設整備

伊豆小笠原諸島の海岸では、厳しい自然条件や施工期間の制約等により、未だ防護を必要とする海岸が存在している。これらの海岸では、津波の越流による浸水被害、背後集落への

越波の発生、海浜の侵食やこれに伴う崖地の崩壊などの危険な状態が認められる。

人々の安全を守るため、海岸背後の状況、海岸保全の緊急性、施設整備の効果等を勘案し、優先順位を付けたうえで、海岸保全施設の整備を着実に進め、防護目標の達成を図る。

なお、整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

また、現地での作業環境に適した工法・材料の選択や島内の資材の有効活用のほか、メンテナンスの容易性を考慮した構造形式の検討など、効率的でかつライフサイクルコストを低減する整備方法を採用していく。

さらに、海岸の防護のみならず景観や利用に配慮するとともに、人工リーフや砂浜、階段護岸など複数の施設を面的な広がりを持って配置し、安全性・耐久性に優れる面的防護方式の導入も検討する。

② 安全確保のための施設管理及び維持修繕の推進

既に海岸保全施設が整備されている海岸では、築後の経年変化による老朽化や厳しい風浪条件等による風化の進行、礫移動による損傷、離岸堤の沈下等が生じており、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

危険箇所の早期発見のため、地元町村や利用者と協力して情報提供の仕組みを強化するとともに、既存施設の変状や劣化に対する施設点検マニュアルの策定や、施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視及び点検・調査を行い、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考えに基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進し、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。また、効率的に点検診断ができるように新技術等の活用を積極的に進める。

危険箇所が発見された場合には、危険情報等の迅速な周知を図るとともに、必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置を行うなど、事故等の発生を未然に防止できる維持管理体制を確立する。

海岸保全施設の補修に当たっては、必要に応じて施設の更新も含め、経済性に優れた対策工法を比較検討し、適切な補修を行う。

また、伊豆小笠原諸島では定点での長期的な波浪観測がほとんど行われていないため、今後は、関連機関と連携しながら、波浪・潮位データ等の継続的な観測体制を確立し、施設整備や安全管理に活用していく。

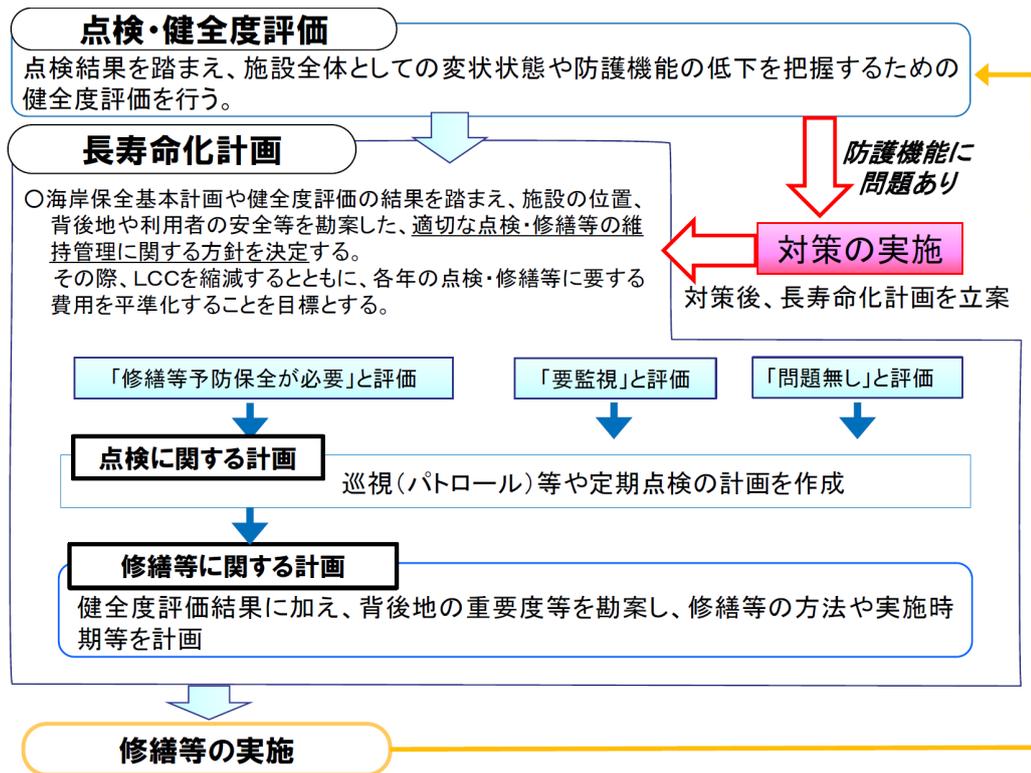


図 3-9 海岸保全施設の維持・修繕の流れ

③ 適切な土砂の管理による砂浜等の保全

砂浜は、それ自体が波浪のエネルギーを減衰させる機能を持っており、人と海とのふれあいの場としても重要な役割を果たしている。しかし、伊豆小笠原諸島では砂浜を有する海岸が少なく、厳しい波浪条件や海域への施設設置の影響に伴う流況の変化等による侵食を受け、さらに砂浜は減少している。

今後は、港湾・漁港整備に伴う浚渫土砂や島しょで発生する砂材を、砂浜の侵食箇所への養浜材として有効に活用するなど、事業者間の連携を図り、広域的な視点にたった総合的な土砂管理を行い、貴重な砂浜の維持・回復を図っていく。

砂浜については、砂の移動に関する事前調査や情報収集を十分に行い、メカニズムの把握に努め、効率的に海浜の安定化が図れる工法の検討を行う。また、玉石浜についても砂浜と同様に維持・回復を図っていく。

④ 地域住民と一体となった津波対策の推進

伊豆諸島及び小笠原諸島は、有人島すべてが「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、また、伊豆諸島の有人島すべてが「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されており、地震による津波への対応が緊急の課題となっている。津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策もあわせて講ずるものとする。また、危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、さらに、土地利用の調整等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。特に、急峻な地形や崖地が多い島しょでは、背後の安全な高所への適切な避難・誘導が重要となる。

このため、対象とする津波の予測結果等に基づく海岸保全施設の適切な整備に加え、地元

町村と連携して、ハザードマップの作成・周知や監視カメラ、主要場所での避難場所・避難路の案内板や標高標示板の設置などを進めていく。さらに、災害時における迅速な情報伝達や避難を確実にするため、防災訓練を実施するなど、地元町村や地域住民と一体となった防災活動体制を確立していく。

⑤ 気候変動の影響による外力変化の把握、適応策の推進

気候変動の影響に対応した海岸保全の適応策や整備のあり方については、これまで、社会資本整備審議会や国土交通省が設置する各検討委員会等で数多くの検討が行われ、答申やマニュアルなどの形で国及び海岸保全施設を管理する海岸管理者が対応すべき指針が示されている。

このうち、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」（平成20年6月）においては、嵩上げの考え方として以下のように記載されている。

（高潮への段階的な対応及び進行する海岸侵食への対応の強化）

- ・海面水位の上昇や台風の激化に対応するため、高潮堤防等を的確に整備する必要があるが、高潮堤防等はコンクリート構造が多いことから、施設更新時などにあわせて、その時点で今後増大する外力を見込んで嵩上げを行い、浸水頻度を減少させる必要がある。
- ・今後の海面水位の上昇や台風の激化に係る研究の進捗を踏まえ、嵩上げは段階的に実施する。（第Ⅰ段階：既にも上昇した海面水位上昇分を見込む。第Ⅱ段階：既にも上昇した海面上昇分に加え、構造物の耐用年数を考え、外挿や予測計算などでその期間における海面水位上昇分を見込む。第Ⅲ段階：第Ⅱ段階における考え方に加え、台風の激化に伴う高潮上昇分を見込む。）

「漁港施設等における気候変動適応策の設計に係る手引き（暫定版）」（令和5年4月）においては、気候変動適応策は、機能面、構造面の性能照査結果に基づき、適応策の実施時期のシナリオを考慮した上で総合的に検討するとして、先行型対策、直前型対策、順応型対策が記載されている。

また、「港湾における気候変動適応策の実装方針」（令和6年3月）においては、気候変動の影響に伴い設計供用期間内に想定される作用の時間変化に対し、施設の要求性能を確保する方策として以下のように記載されている。

（施設の要求性能を確保する方策）

- ・設計供用期間内に想定される作用の時間変化に対し、施設の要求性能を確保する方策として、①設計供用期間の初期段階で対応する「事前適応策」と、②設計供用期間中に段階的に対応する「順応的適応策」が考えられる。

これらを踏まえ、気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備を以下の考え方にに基づき実施していくものとする。

- ・ 気候変動の不確実性を考慮して、海岸保全施設の整備を順応的に行う。
- ・ 現地状況や嵩上げ高に応じて、事前適応策・段階的適応策、整備目標年次を選択する。
- ・ 将来の知見やモニタリング結果を踏まえ、整備高は適時見直していく。

- 各海岸の状況に応じて、面的防護による護岸嵩上げ高の低減や、砂浜やサンゴ礁による消波機能を活かした施策を実施していく。

また、気候変動には不確実性があるため、将来の知見やモニタリング結果により、外力の長期変化を定期的（概ね5年に1回程度）に確認していく。

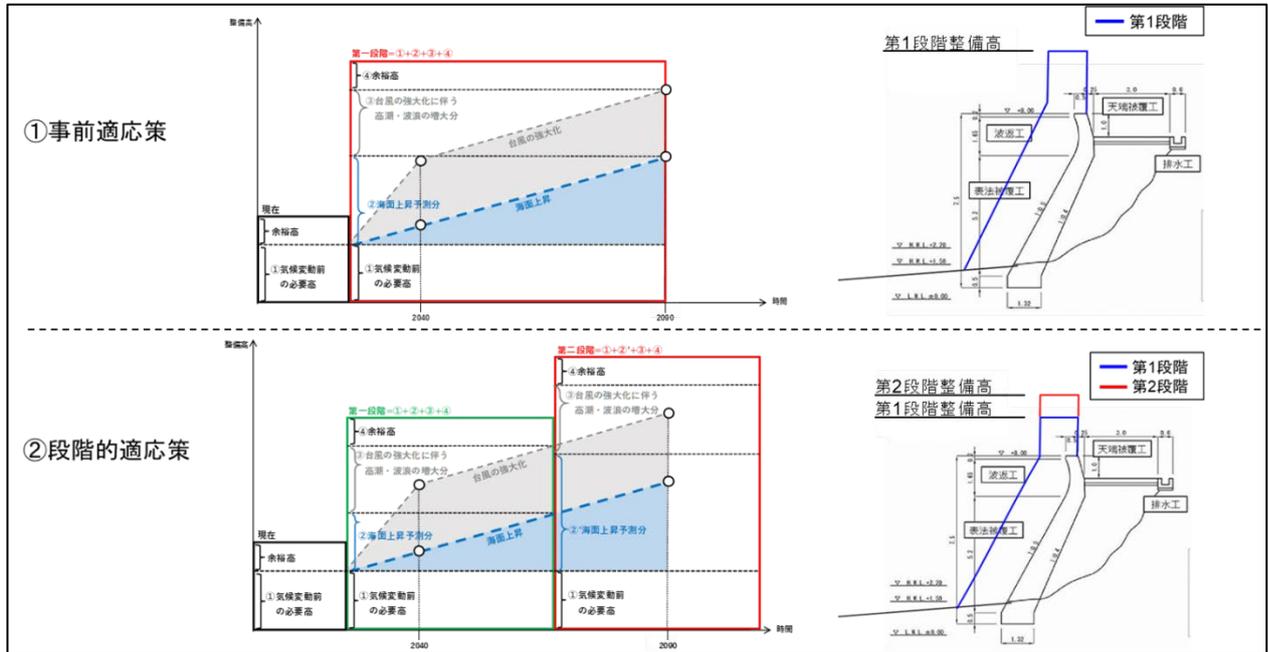


図 3-10 護岸嵩上げにおける順応的な適応策の模式図

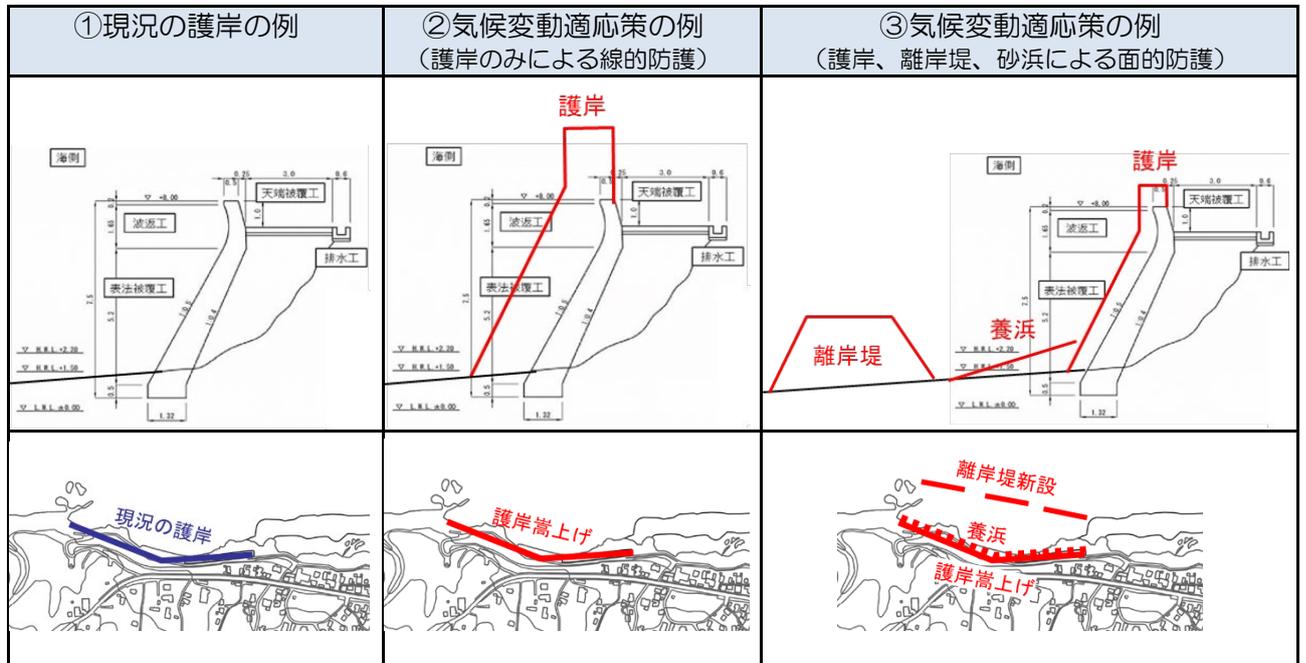


図 3-11 気候変動適応策の模式図

3-2-2 環境に関する施策

環境意識の高まりや心の豊かさが求められている今日、防護機能の確保・向上とあわせて、自然環境や景観の保全に対する住民の意識や関心は益々高まってきている。

伊豆小笠原諸島の海岸は、多様な生物が生息・生育する貴重な空間であり、また、日本の渚・百選に選出された筆島海岸や新東京百景の羽伏浦海岸など、自然景観の優れた海岸が多く存在しており、基本方針に基づきこれら自然豊かな美しい海岸環境を保全し、次世代へ継承していくことを目指し、以下の施策を推進する。

- 生態系や美しい景観の保全
- 海岸環境保全のための地域と連携した管理
- 海岸愛護活動への支援
- 気候変動の影響を考慮した海岸のモニタリング

① 生態系や美しい景観の保全

海岸保全施設の整備によって、例えば人工リーフ内へのイセエビ等の生息が確認されるなどの効果が見られる一方で、土砂の堆積により生物の生育環境を損なう等の影響が見られる。離岸堤等の設置により良好な景観を損なう等の影響も見られる。

海岸保全施設の整備に当たっては、藻類の生育しやすいブロックやイセエビ等の生息しやすい施設などの生態系に配慮した環境共生型施設の採用を推進する。また、磯場や海浜の回復、海水の滞留に伴う水質悪化の防止、海岸植生へ影響を与えない施工方法の選択等、海岸の環境保全に配慮する。

あわせて、周辺環境と調和した自然石等の採用、防風林を兼ねた海岸の緑化など、各島の特色ある景観の保全や新たな自然景観の形成に配慮する。必要に応じて、遊歩道や親水護岸等の整備による海岸と人とのふれあいの場の形成を図っていく。

また、地元関係者の協力を得ながら、生物と施設整備に係わるデータ等の観測・収集・蓄積に努め、生態系の保全や環境共生型の施設整備に反映させる。

② 海岸環境保全のための地域と連携した管理

海岸への車の乗り入れによりウミガメの産卵が阻害された事例や座礁船による海岸汚染の事例のほか、船舶から投棄される油や投棄ゴミ・流木等が海岸へ漂着するなど、海岸環境を悪化させ、また海岸での漁業活動等へ影響を与える事故等が発生している。

海岸の良好な自然環境を維持するためには、適切に海岸を管理していくことが重要であり、今後は、海岸の特性を考慮しつつ、必要に応じて区域や時期を限定した、立入禁止等の対策を講ずる。

船舶の放置や油濁事故等による、海岸環境の悪化を防止するためには、大島町での座礁船事故に際して設置された事故連絡会議の実績等を踏まえ、関係機関や地元町村、漁業関係組織、住民も含めた迅速に対応できる管理体制を確立していく。

漂着ゴミによる海岸環境の悪化に対しては、関係主体間の役割分担と相互協力による、発生抑制・回収・処理による海岸漂着物対策の推進が重要である。海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸美化、希少な動植物の保護について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの

投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、必要な情報の提供など、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めていく。

なお、海岸漂着物対策として海岸漂着物対策推進計画（伊豆諸島、小笠原諸島）に基づき、海岸管理者等として必要な措置を講じるとともに、関係町村との役割分担のもと適正な海岸環境の保全に努め、良好な海浜景観の維持を図っていく。

③ 海岸愛護活動への支援

海岸環境の保全には、人々が海や海岸を知り、その大切さを認識することが必要である。現在もNPO（特定非営利活動法人）等による環境保護・研究・啓発活動や島の観光協会や小中学校の児童・生徒等による海岸美化のための清掃活動が行われているものの、未だ一部の海岸にすぎない。

これら海岸の自然環境を観察・体験・学習するなどの愛護活動を実践していく人材の育成については、地域住民やNPOと地元町村が連携するなどの取組が求められている。海岸管理者は、各島の海岸の環境や保護活動の情報等の公開・共有化を促進し、海岸環境に関する認識を高めていくとともに、このような仕組みづくりや愛護活動を支援する。その一環として、海岸保全に資する清掃や植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体との協働及び海岸協力団体への指定により、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実に努めていく。

④ 気候変動の影響を考慮した海岸のモニタリング

海岸は、陸域と海域とが密接する空間であり、砂浜、岩礁等の生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、また、自然公園等の優れた自然環境の一部を形成しているが、気候変動により、海面上昇による海岸線の後退が進むと推測される。

そのため、気候変動予測の不確実性に留意し、海岸地形や海岸環境のモニタリングを行い、海岸環境の保全に努める。

3-2-3 利用に関する施策

伊豆小笠原諸島の海岸は、人々の生活、憩いの場として、また、重要な観光資源としてなど様々な利用がなされている。今後も、海岸への多様なニーズに対応して、各海岸の特性に応じた個性の発揮や利便性、快適性、安全性の向上、さらには適正な利用を図り、さらなる利用を促進していくことが必要である。

基本方針に基づき、快適で親しみやすい海岸を創造することを目指し、以下の施策を推進する。

- 海洋性レクリエーションの拠点となる海岸整備
- 利便性、快適性、安全性の向上
- イベント開催や環境教育・学習の場としての利用推進
- 海岸管理の拡大と地元町村の参画への対応
- 観光客等誰もが利用しやすい海岸への推進
- 気候変動の影響を考慮した海岸利用の調査

① 海洋性レクリエーションの拠点となる海岸整備

伊豆小笠原諸島では、観光が重要な産業の一つとなっており、魅力ある海岸の整備を進める必要がある。

海岸の整備に当たっては、各海岸の特性に応じて、多様化する余暇活動や利用者ニーズに対応していく。特に、港や集落からの交通アクセスに優れ、高い集客性が見込まれる海岸では、人工海浜、海浜公園等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設の整備を推進するとともに、海岸の多様な利用を促進する親水護岸や遊歩道などを整備し、親しまれる海岸づくりを進めていく。

その他の海岸では、海水浴やダイビングとして利用する海岸については静穏域の確保、サーフィンに利用する海岸については施設配置の工夫、ビーチバレーに利用する海岸についてはスペースの確保など、利用に応じた海岸づくりを進めていく。

さらに、海岸の利用を促進していくため、地元町村と協力し、利用者へ海浜の形状や利用時の安全性等の海岸に関する情報の提供、来島者の意見、要望等の収集等、海岸利用に関する情報の受発信機能の強化を推進・支援する。

② 利便性、快適性、安全性の向上

駐車場、休憩所、トイレ等の利便施設は、海岸に隣接して整備されている所があるものの、地元町村からの利便施設整備に対する要請が多い。また、一部の海岸については、遊歩道へのアクセスや遊歩道の連続性、海浜部へのアプローチなどが十分には確保されていない。

海岸の利用形態を把握し、その特性に応じて優先度を定め、地元町村と整備、管理等の役割分担を定めながら、海岸の快適性、利便性の向上を図っていく。

あわせて、利用者の安全で容易な海岸へのアクセスを確保するため、関係者との調整を図りながら、わかりやすい案内板の設置や遊歩道の整備を促進するとともに、緩傾斜護岸や階段、斜路などを整備する。

③ イベント開催や環境教育・学習の場としての利用推進

伊豆小笠原諸島の海岸では、伝統的な祭りや盆踊り、花火大会、トライアスロンやサーフィン大会など、各種イベントが開催されているが、その利用は夏季に集中している。また、豊かな生態系が存在することから、実体験を通じた教育・学習の場としての高いポテンシャルを有しているものの、現状では、父島での環境教育や学習の場としての海岸利用以外にはあまり活用されていない。

年間を通しての海岸利用を図るため、様々なイベントの開催を支援する。また、野外教育・社会教育等の他機関の施策や、陸域における教育・学習施設との連携を促進しつつ、磯場や岩礁を生かした環境教育・学習の場としての利用について支援する。

④ 海岸管理の拡大と地元町村の参画への対応

これまで海岸管理者による海岸の管理は海岸保全区域のみであったが、平成 11 年の海岸法の改正により、一般公共海岸区域の管理を行うことが明文化され、管理の対象となる海岸延長が飛躍的に増加することとなった。また、海岸保全区域や一般公共海岸区域において、占用や行為の許可等、日常的な管理について町村が管理事務を実施できることとなった。

このため、海岸の利用実態に合わせた管理方針を定めるとともに、海岸管理に関して町村

長から協議があった場合には、移管について積極的に対応し、地域の実情に即したきめ細かい管理を進めていく。

一般公共海岸区域には、磯釣りなどが行われている岩礁島や無人島なども含まれ、海岸管理者のみでは管理が行き届かないことが危惧される。

適正な海岸利用を促進していくためには、海岸の秩序ある利用を図ることが必要であり、海岸管理者は、地元町村等と連携して、利用者間の利用調整のルールづくりや周知に加え、利用者のマナー向上に向けた啓発活動に取り組んでいく。

さらに、迅速な情報伝達や危険箇所等の周知、利用者への注意喚起など海岸利用者の安全の確保に努める。

⑤ 観光客等誰もが利用しやすい海岸への推進

伊豆小笠原諸島は、豊かな自然に囲まれた個性あふれる地域資源を活用した観光振興を推進しており、誰もが利用しやすい、親しまれる海岸の整備を進めていく。

海岸を整備する際には、高齢者や障害者を含む、多くの人が海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海辺へのアクセスを確保し、施設のバリアフリー化に努めていく。

また、近年、国内外の旅行客が増加し、海岸の利用方法等に関する周知が不足していることから、海岸や海水浴場等に看板等を設置し、海岸利用者の利便性を図ることとし、町村や民間事業者による多言語対応等、ユニバーサルデザイン導入の取組を支援する。

⑥ 気候変動の影響を考慮した海岸利用の調査

海岸は、行事の場や海洋レクリエーション等による海岸利用が多くなっているが、気候変動による海面上昇及び海面上昇による海岸線の後退により、海岸での利用形態の変化が予測される。

そのため、海岸利用の実態等を調査し、海岸利用の推進に努める。

3-3 沖ノ鳥島の海岸保全の方向性

3-3-1 防護に関する施策

沖ノ鳥島は、我が国の国土面積（約 38 万 km²）を上回る約 40 万 km² の排他的経済水域を有する国土保全上極めて重要な島であることから、国による海岸管理が行われている。

沖ノ鳥島の海岸保全の基本方針を踏まえ、海岸の防護目標及びこれを達成するための施策を示す。

(1) 海岸の防護目標

① 防護すべき地域

北小島・東小島を含む島全体の区域（海岸保全区域）とする。

② 防護水準

2 つの小島の応急的な保全を実施したが、今後、小島の恒久的な保全を行うとともに、島全体の保全を図ることを目標とする。

(2) 防護目標を達成するための施策

沖ノ鳥島は、波浪や地盤等の基礎的な情報の蓄積が十分ではない状況で、応急的に現在の

海岸保全施設が整備された。今後、より信頼性の高い防護対策を実施していくためには、リーフ内の水理現象、サンゴ砂の移動機構、島全体の侵食実態等を解明し、適切かつ効果的な対策を行っていくことが必要である。

気象・海象条件が極めて厳しい沖ノ鳥島については、小島の円形護岸、観測所基盤等海岸保全施設の維持管理・補修及び調査・監視を行う。あわせて、気候変動に伴う海面水位の上昇等を踏まえ、小島の恒久的な保全対策及び島全体の保全のために必要な調査を行い、防護を図っていく。

3-3-2 環境に関する施策

沖ノ鳥島のリーフ内では、近年西太平洋各地で見られている高水温に起因するサンゴの白化現象が確認されており、今後さらなる気候変動に伴う海水温の上昇が懸念される。今後、サンゴ礁を基盤として形成された、美しく豊かな自然環境及び生物の生息環境を良好に保全創出する必要がある。

沖ノ鳥島を形成するサンゴ礁の維持・回復技術の調査・研究を推進し、サンゴ礁を保全するとともに、これを取り巻く生態系を保全することにより、礁嶺の消波機能の確保及び造礁機能の低下防止の適応策を速やかにかつ継続的に進める。

3-3-3 利用に関する施策

沖ノ鳥島では特殊な海洋環境を活用した新素材の試験や自然環境保全のための調査・研究が進められており、気候、海象、位置等の沖ノ鳥島特有の立地特性を生かした調査・研究の場としての利活用を促進する必要がある。

地球環境の面からも、特色のある地域に位置し、沖ノ鳥島に観測地点を設けることが、地球全体からみて空白部分のない観測網を形成するために必要である。

沖ノ鳥島における特殊な海洋環境などを生かした地球環境監視のための調査・観測、海洋資源や新材料の調査研究・開発の場としての継続的な活用を図っていく。その際、観測所基盤等における施設の充実を図るとともに、関係機関との協力体制を構築する。

第4章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

4-1 地区毎の海岸整備の方向性

海岸保全の基本理念、基本方針及び防護、環境、利用に配慮した施策を、伊豆小笠原諸島沿岸で具体的に展開していくために、沿岸を立地特性などにより「防護」、「環境」、「利用」の面から特徴のあるゾーンに区分し、これに基づき海岸整備の方向を以下に示す。

4-1-1 海岸整備の方向を検討する手順

海岸整備の方向を検討する手順を図 4-1 に示す。

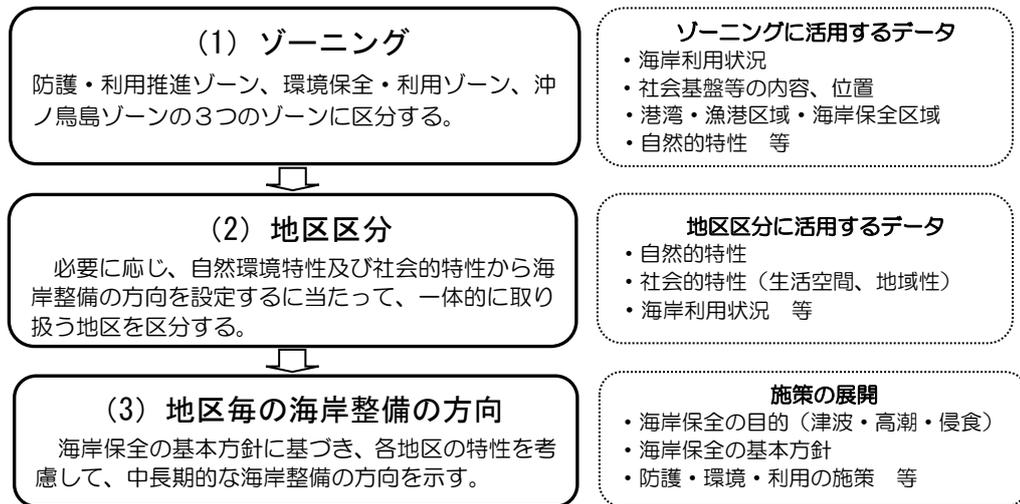


図 4-1 ゾーニングと海岸整備の方向を検討する手順

4-1-2 ゾーニング

ゾーニングは、自然的特性や社会的特性などの特徴を踏まえ、現行の海岸保全区域の指定状況を目安に、次の3つのゾーンに区分する。

防護・利用推進ゾーン	防護を図りながら環境や利用の両面にも配慮していくゾーン
環境保全・利用ゾーン	現状の自然環境を維持・保全しながら利用していくゾーン
沖ノ鳥島ゾーン	国土保全を積極的に推進するゾーン

大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島の11島については、島毎に「防護・利用推進ゾーン」と「環境保全・利用ゾーン」の2ゾーンに区分する。沖ノ鳥島は「沖ノ鳥島ゾーン」とする。上記の11島及び沖ノ鳥島以外の無人島などについては、一括して「環境保全・利用ゾーン」とする。

次に、ゾーンの考え方を表 4-1 に示す。

硫黄島及び南鳥島については、利用形態が特化しており、一般の利用がなされないことから、無人島と同様の扱いとする。

表 4-1 ゾーン考え方

ゾーン	考え方
防護・利用推進ゾーン	海上交通の拠点や漁業基地となる港湾・漁港が立地するとともに、自然環境・景観資源が共存する海岸である。海岸に近接して集落が形成され、海水浴等の海洋性レクリエーションの場として活発な海岸利用が行われている海岸であり、「防護」を図りながら、「環境保全」「適正利用」の両面にも配慮していくゾーンである。
環境保全・利用ゾーン	自然環境・景観資源が豊富な海岸線であり、海岸背後に近接して集落等は形成されていない。一部の海岸は海水浴等の海洋性レクリエーションの場として利用されているが、無人島を含む海岸線の多くは海崖や岩礁となっており、日常的な適正な管理を行い、現状の自然環境を維持・保全しながら利用していくゾーンである。
沖ノ鳥島ゾーン	我が国最南端の島であり、周囲 11km のサンゴ礁から形成され、満潮時には北小島、東小島が海面上に残る。我が国の排他的経済水域等の面から重要な海岸であり、厳しい気象・海象条件に対する「防護」をより確実にするとともに、サンゴ礁等の恵まれた自然環境を保全し、国土保全に支障を及ぼさない範囲で「適正利用」を図っていくゾーンである。

4-1-3 各島の地区区分と海岸整備の方向

ゾーンの考え方に従って、大島から沖ノ鳥島・無人島等までの各島について地区区分を行うとともに、地区ごとの現況特性及びこれを踏まえた海岸整備の方向を以下に示す。

(1) 大島

大島は、島の西部～北部と南部に人口が集中しており、このエリアを中心とした防護・利用推進ゾーンを設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-2 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表 4-2 に示す。

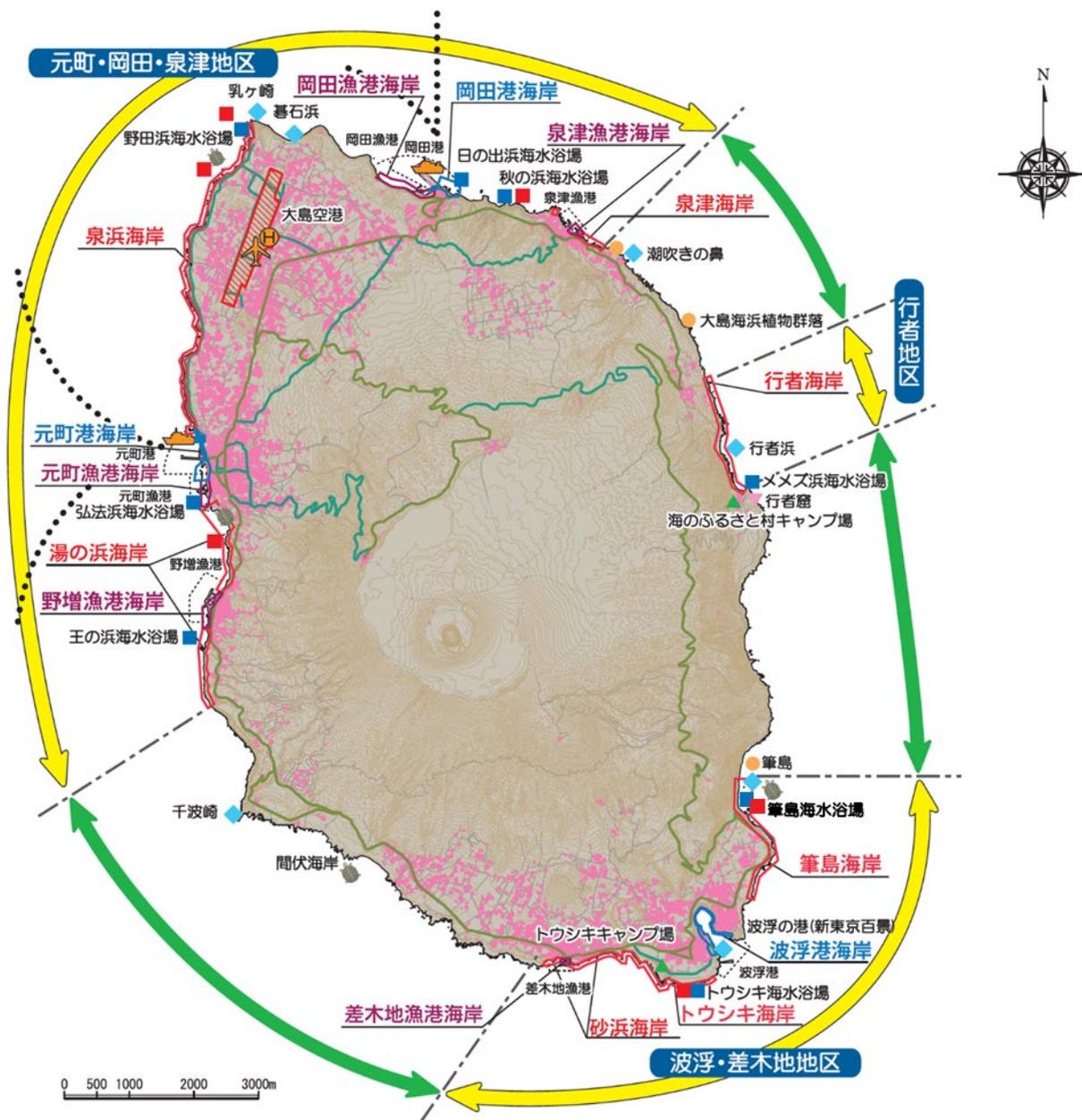
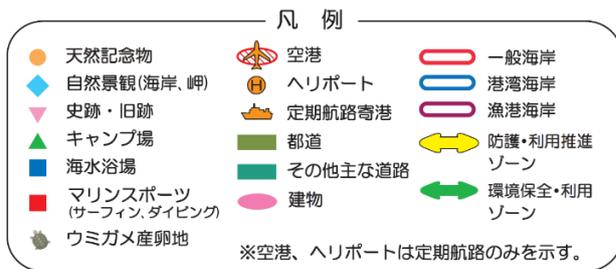


図 4-2 海岸のゾーンと地区区分 (大島)

表 4-2 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（大島）

元町・岡田・泉津地区

防護・利用推進ゾーン 大島で最も賑わいのある元町、岡田を擁する地区であり、交通の便も良いことから海水浴、ダイビング等の海岸利用が盛んである。

〔自然的特性〕

- ・海岸線は、主に岩礁、礫浜であるが弘法浜や湯の浜等、砂浜も一部ある。
- ・碁石浜(源の朝古)や乳ヶ崎（大島最北端岬）は、自然の海岸・岬となっている。
- ・泉浜海岸には、伊豆大島ジオパークのジオサイトの野田浜がある。
- ・湯の浜海岸、泉浜海岸等の砂浜では、ウミガメの上陸・産卵が見られる。
- ・湯の浜海岸の「王の浜」の沖合には、テーブルサンゴの群落地がある。

〔社会的特性〕

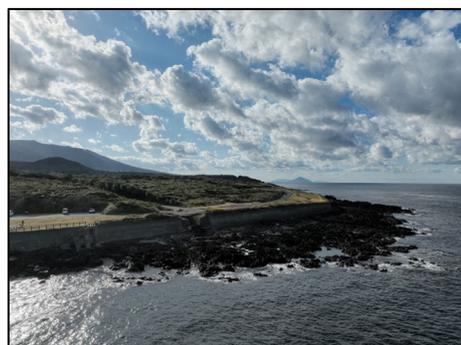
- ・元町港及び岡田港は、東京、横浜、熱海、伊東、稲取等との海上交通の拠点であり、令和4年の船舶による来島者は約18万人となっている（令和4年度 大島町町勢要覧 資料編）。
- ・本地区背後の平坦地には集落があり大島町の人口の約7割が居住している。
- ・弘法浜は、海水浴、サーフィン等の利用が盛んであり、野田浜や秋の浜では、ダイビングの利用が盛んである。
- ・元町港から大島最北端の乳ヶ崎にのびるサンセット・パームラインは、サイクリング、ドライブ等、海の美しい景観を楽しむ場であり、賑わいを見せている。
- ・元町港では、夏祭り花火大会、トライアスロン大会等のイベントが開催されている。
- ・岡田港では、椿祭り期間中に朝市が開催されている。
- ・漁業では、イセエビ、採貝、採藻が行われている。



野増漁港海岸（漁港海岸）（令和4年3月撮影）
背後に集落のある岩礁海岸



元町港海岸（港湾海岸）（令和4年3月撮影）
元町港の突堤を挟んだ南北に連なる岩礁海岸



泉浜海岸（一般海岸）（令和6年12月撮影）
海岸に沿ってサイクリングロードがある
岩礁海岸



岡田漁港海岸（漁港海岸）（令和4年4月撮影）
風化や台風等の高波浪により崩壊・侵食した
土砂の堆積がみられる崖状の海岸



岡田港海岸(港湾海岸) (令和4年4月撮影)
離岸堤、突堤及び人工海浜が整備され、海水浴場として利用されている海岸



泉津漁港海岸(漁港海岸) (令和4年4月撮影)
長年の侵食により形成された崖状の海岸

海岸整備の方向

- ・背後人口が多く海岸利用も盛んなことから、安全確保のための海岸の防護を図るとともに、来島者の様々なレクリエーション利用に対応できる海岸としていく。
- ・環境にも配慮した海岸にしていく。

行者地区

防護・利用推進ゾーン

大島の中心部から離れた位置にある東海岸中央部の地区であり、礫浜海岸と近接して公園やキャンプ場等の施設がある。

[自然的特性]

- ・行者海岸は主に礫浜や崖からなっており、行者浜とメメズ浜がある。
- ・島の東側の岩礁に挟まれたポケットビーチである。

[社会的特性]

- ・行者海岸は、海水浴場に利用されており、毎年6月には行者祭りが催されている。
- ・隣接する大島自然公園や海のふるさと村キャンプ場がある。



行者海岸<メメズ浜>(一般海岸) (令和6年11月撮影)
大島自然公園と海のふるさと村を結ぶ海岸遊歩道が背後にある海岸



行者海岸<行者浜>(一般海岸) (令和6年11月撮影)
海岸は礫浜であり階段護岸が整備されている

海岸整備の方向

- ・海岸に隣接したキャンプ場等と連携した環境教育や学習の場としていく。

波浮・差木地地区

防護・利用推進ゾーン 大島の南東部に位置する波浮港を中心とする地区であり、波浮港や筆島等の優れた景観の海岸がある。

[自然的特性]

- 海岸線は、主に岩礁であり、崖海岸が続いている。部分的に礫浜のポケットビーチがある。
- 筆島は、都指定天然記念物である。
- 筆島海岸では、ウミガメの上陸が確認されている。
- 筆島、波浮港及びトウシキ海岸は、伊豆大島ジオパークのジオサイトがある。

[社会的特性]

- 波浮港及び差木地漁港の背後の平坦地には集落があり、大島町の人口の約3割が居住している。
- 波浮の港は、新東京百景に選定されており、昔ながらの港町情緒を残している。また、波浮港見晴台や踊り子の里資料館等の観光資源がある。
- 筆島は、日本の渚百選（国土交通省）に選定されている。



波浮港海岸(港湾海岸) (令和4年3月撮影)
島の南側の波浮港にある岩礁海岸



筆島海岸(一般海岸) (令和6年9月撮影)
背後が崖状の砂浜海岸で、沖合の筆島は、景観に優れ、日本の渚百選に選定

海岸整備の方向

- 筆島や波浮の港という優れた景観を有する地区であり、これら景観に配慮し、海辺の散策や海水浴、サーフィン等が楽しめる海岸としていく。
- 環境にも配慮した海岸にしていく。

環境保全・
利用ゾーン

大島の南西部及び東部にある海岸であり、海岸背後は崖地が多いが、国指定天然記念物の植物群落やウミガメの産卵場となっている砂浜がある。

[自然的特性]

- 大島海浜植物群落は、国指定天然記念物、潮吹の鼻は、都指定天然記念物である。
- 千波崎海岸には、松林がある。
- 間伏（砂の浜：さのはま）海岸は、背後に海浜植物が繁茂している数少ない自然の砂浜である。海岸の一部は、ウミガメの産卵場となっている。

[社会的特性]

- 間伏（砂の浜：さのはま）海岸は、大島で最も延長の長い砂浜海岸であり、散策に利用されている。
- 間伏（砂の浜：さのはま）海岸では、ウミガメの保護を目的とした活動が行われている。



間伏（砂の浜：さのはま）海岸（一般公共海岸）
（令和6年9月撮影）
大島で最も延長の長い砂浜海岸



間伏（砂の浜：さのはま）海岸（一般公共海岸）
（令和6年9月撮影）



大島海浜植物群落（一般公共海岸）
国指定史跡名勝天然記念物



千波崎（一般公共海岸）

海岸保全
の方向

- 島の南西部、差木地から野増に至る海岸には、ウミガメが産卵する砂の浜（さのはま）海岸があり、環境保全のために規制等も含めて適切な管理を行っていく。あわせて利便性の向上を図るため海岸へのアクセス路の確保に努める。
- 島の北東部、泉浜から行者に至る海岸には、天然記念物に指定された海浜植物群落や松林や崖状の良好な自然景観があり、適切な管理によりこれら自然環境を保全していく。

(2) 利島

利島は、島の北部の利島港を中心として人口が集中していることから、このエリアを防護・利用推進ゾーンとして位置づけ、背後住民の生活を保全するための海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図4-3に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表4-3に示す。

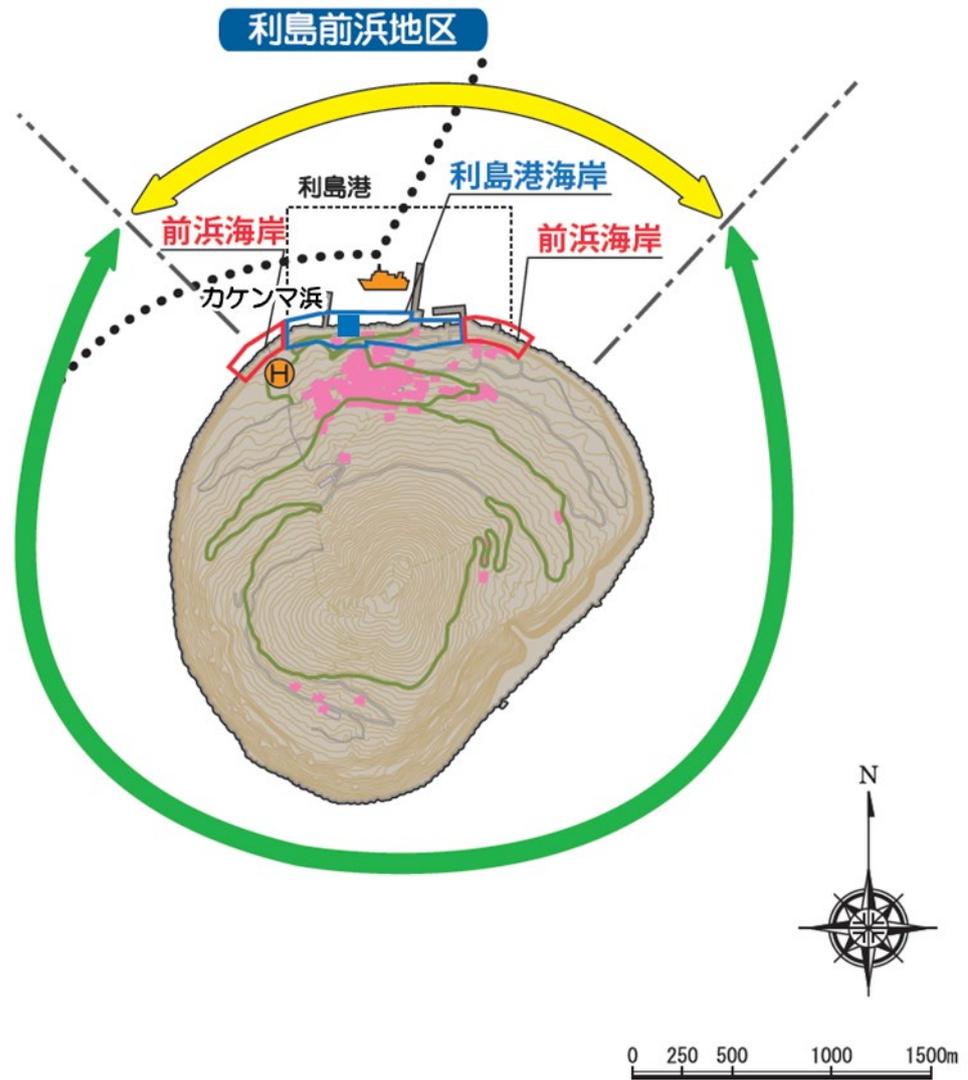


図 4-3 海岸のゾーンと地区区分（利島）

表 4-3 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（利島）

利島前浜地区

防護・利用 推進ゾーン	利島の北部に位置する利島港周辺の海岸で、背後に唯一の集落が形成されている。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線は、礫浜や崖地で形成されており、崖地では崩落が見られる。 利島港海岸は、海水浴に利用している。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利島港の背後のやや緩やかな北斜面に集落が形成されており、島の人口は 305 人（令和 6 年 5 月 1 日現在、広報としま 令和 6 年 6 月）である。 前浜海岸の背後には、ヘリポートが整備されており、平成 27 年度の大島－利島間のヘリコムーター利用者数は年間 2,228 人である。これは、船舶利用者 13,928 人に対して、約 16%の利用率である。 島で唯一の港である利島港は、冬季において低い定期船就航率となっている。平成 28 年度の定期船就航率は、1 月が最低の 32.9%、7 月が最高の 95.5%となっている（広報としま 平成 29 年 5 月）。 漁業では、イセエビ、採貝、採藻が行われている。 	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>利島港海岸（港湾海岸）（令和 4 年 4 月撮影） 利島の北側にあり海岸線は玉石浜と崖地</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>前浜海岸（一般海岸）（令和 5 年 1 月撮影） 利島港海岸に隣接する玉石の海岸と背後の崖地</p> </div> </div>	
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 利島港周辺の海岸は、玉石浜が侵食を受けており、背後にヘリポートや集落があることから、波浪の低減や施設の老朽化への対応を図るとともに、親水性にも配慮していく。

環境保全・ 利用ゾーン	利島前浜地区以外の海岸であり、海岸線の背後には急な崖地が続いている。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線の背後には、平地が少なく崖地が続いている。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 崖地の背後に続く斜面には、島の主な特産品である樺の畑がある。 	
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 崖地や背後に続く斜面の樺畑などの自然景観を保全するとともに、釣り等での海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(3) 新島

新島は、島の西部及び北部に人口が集中しているとともに、東部の羽伏浦海岸は、サーフィン等のマリンスポーツのメッカとなっている。

このため、この3エリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図4-4に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表4-4に示す。



図4-4 海岸のゾーンと地区区分(新島)

表 4-4 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（新島）

本村前浜地区

防護・利用推進ゾーン 新島最大の集落、本村地区に近接する地区で、海水浴等に利用されている砂浜がある。

[自然的特性]

- 新島港海岸や和田浜海岸は、天然の白砂の海岸である。
- 新島港海岸の黒根海水浴場は、JLA 認定海水浴場に認定されている。
- 和田浜海岸の背後地には、海浜植物が生育している。
- 間々下浦海岸の砂浜の背後地は、崖状のため雨水による崩壊が著しい。
- 間々下浦海岸には、環境省による絶滅危惧Ⅱ類（VU）（絶滅の危険が増大している種）に指定されているソナレセンブリが自生している。
- 間々下浦海岸や和田浜海岸等の砂浜の一部では、ウミガメが上陸・産卵が見られる。

[社会的特性]

- 新島の玄関口である新島港や新島空港に近く交通の利便性が良い。
- 背後の本村地区は、新島村の総人口の約7割が居住する島最大の集落である。
- 海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用が行われている。
- 間々下浦海岸の背後には、ガラス工芸体験施設や温泉等がある。



和田浜海岸（一般海岸）
新島港海岸の北側につながる砂浜海岸で背後に村道がある



新島港海岸（港湾海岸）（令和4年2月撮影）
背後に集落があり夏季は海水浴等で賑わう白砂の海浜



海浜植物群落（和田浜海岸）
和田浜海岸の上に海浜植物群落が自生している



間々下浦海岸（一般海岸）（令和6年7月撮影）
白砂の美しい風光明媚な海浜

海岸整備の方向

- 新島港に近く新島最大の集落を擁する地区であり、海水浴場としても利用されていることから、港湾利用者の利便性に配慮しながら、砂浜の侵食防止や来島者の様々な海洋性レクリエーション利用に対応できる海岸としていく。
- 環境にも配慮した海岸にしていく。

若郷地区

**防護・利用
推進ゾーン** 新島の北西部にある地区で、漁港と背後に集落があり、海水浴等で利用される砂浜海岸では侵食が見られる。

[自然的特性]

- ・海岸線は、黒色の砂浜海岸であり、一部には岩礁が点在しており、砂浜の侵食がみられる。

[社会的特性]

- ・若郷漁港の背後には、新島村の総人口の約1割が居住する集落がある。
- ・海浜の一部が漁業活動に利用されている。
- ・浜・磯遊び、海水浴等の海岸利用が行われている。
- ・悪天候時にジェット船がつくこともあり、一部港湾利用がされている。
- ・12月初旬に海へ神輿を担ぎ込む若郷師走祭がある。



若郷地区（令和4年4月撮影）
島の北西部に位置する黒色の砂浜海岸



若郷地区（令和6年7月撮影）

**海岸整備
の方向**

- ・海岸背後には集落があることから、砂浜の侵食防止と海浜の安定を図るとともに、浜・磯遊び、海水浴等の海岸利用の向上を図っていく。
- ・漁港利用者の利便性に配慮する。

羽伏浦地区

**防護・利用
推進ゾーン** 新島の東部にある地区で、南北に続く砂浜は、サーフィンや海水浴等に利用されている。

[自然的特性]

- ・羽伏浦海岸は、長さ約7kmの白砂の自然海浜であり、新東京百景に選定されている。
- ・砂浜の一部では、ウミガメの上陸・産卵が見られる。
- ・背後の砂丘には、海浜植物群がある。

[社会的特性]

- ・羽伏浦海岸は新島港とは反対の東側に位置し、背後には都立羽伏浦公園がある。
- ・羽伏浦海岸は、サーフィンが一年中楽しみ、世界的にも有名なサーフィンの開催場となっている。また、海水浴等の海岸利用も行われている。



サーフィン大会（羽伏浦海岸）
選手による競技



サーフィン大会（羽伏浦海岸）
海岸から競技を楽しむ見学者

**海岸整備
の方向**

- ・サーフィン、海水浴等の海岸利用が行われており、砂浜を生かしたマリンスポーツの利用・振興に対応していく。
- ・環境にも配慮した海岸にしていく。

環境保全・
利用ゾーン

新島の北部及び南部にある崖状の海岸である。

[自然的特性]

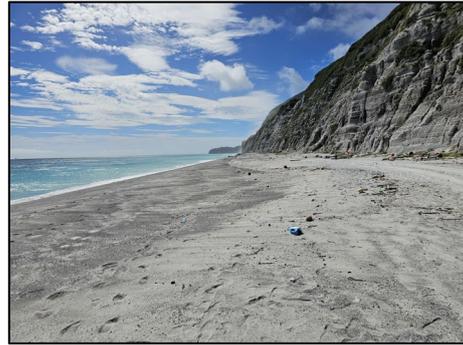
- 羽伏浦海岸の砂浜に白ママ層の海蝕崖が続いており、優れた自然景観を有する。
- 海岸線は、崖状の海岸である。
- 淡井浦海岸には砂浜があり、前面海域の流れが速い。

[社会的特性]

- 崖状の海岸背後には、特に集落や公共施設等はない。
- 淡井浦海岸は、サーフィン等のスポーツ利用をしている。



白ママ層の海食崖（令和6年9月撮影）



白ママ層の海食崖(近景)（令和6年9月撮影）



淡井浦海岸（令和6年7月撮影）



淡井浦海岸(砂浜と崖地)（令和6年7月撮影）

海岸保全
の方向

- 白ママ層の海蝕崖の優れた自然景観を保全するとともに、流れの速い淡井浦海岸の安全な利用について海岸利用者へ周知する等の適切な管理を行っていく。

(4) 式根島

式根島は、東部から北部にかけて人口が集中していることから、このエリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

また、西部から南部の環境保全・利用ゾーンのうち、西部の海岸では海水浴やキャンプに利用されている海岸があることから、環境保全に配慮しつつ安全な利用が図れるように、適切な管理を推進していく。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-5 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表 4-5 に示す。

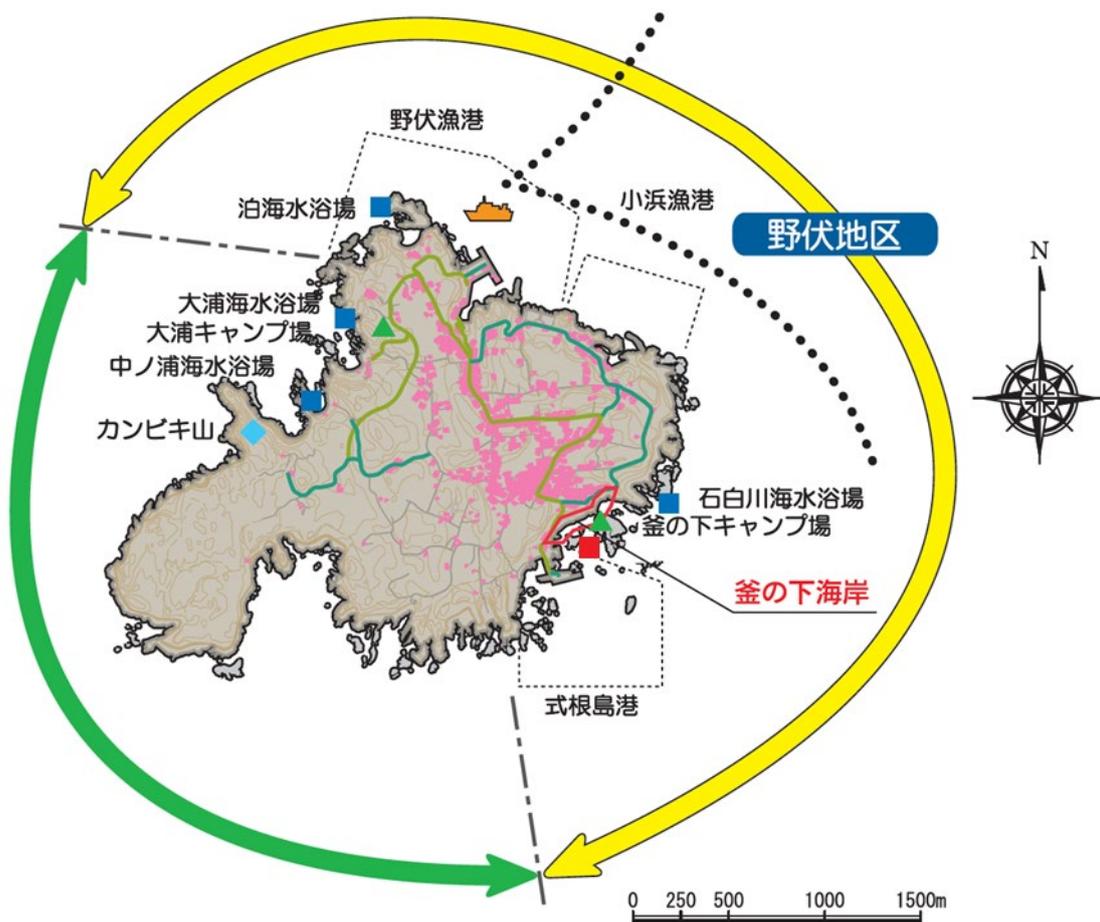


図 4-5 海岸のゾーンと地区区分 (式根島)

表 4-5 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（式根島）

野伏地区

防護・利用 推進ゾーン	式根島の東部にある地区で、港湾及び漁港の背後に集落が形成され、海岸は海水浴や海中温泉等で利用されている。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 釜の下海岸には、遠浅の砂浜や松が自生する岩礁がある。 泊海水浴場は、JLA 認定海水浴場に選定されている。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 釜の下海岸の背後には、集落がある。 釜の下海岸は、サーフィンや貝取りなど島民に親しまれている。 磯遊び、海水浴等の海岸利用が行われている。 式根島港周辺には、岩礁に湧く海中温泉や露天風呂等がある。 	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>釜の下海岸<石白川>(一般海岸) (令和6年9月撮影)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>釜の下海岸<釜の下>(一般海岸) (令和6年9月撮影)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>泊海水浴場 (一般公共海岸) (令和6年7月撮影)</p> </div> </div>	
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 海岸背後に集落があり、海水浴客等の観光客が多く来島していることから、道路や集落等への越波防止を図るとともに、入り江の活用等、観光と連携した海岸の利用を図っていく。

環境保全・ 利用ゾーン	式根島の西部にある地区で、集落から離れており、海岸線は複雑に入り込んでいる。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線は、複雑に入り込んだ海岸であり、その湾奥に白浜の海岸がある。 崖状の岬に囲まれる波静かな入江が多い。 砂浜の一部では、岩が露出傾向にある。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸の背後には、集落や公共施設等はない。 入江を利用した海水浴場や温泉等がある。 	
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 入江等に形成された砂浜の適正な利用に配慮するとともに、岩が露出傾向にある砂浜については注視し、自然環境の保全を図っていく。海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(5) 神津島

神津島は、島の西部に人口が集中するとともに、東部には港湾、漁港が整備されていることから、この2エリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図4-6に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表4-6に示す。



図 4-6 海岸のゾーンと地区区分 (神津島)

表 4-6 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（神津島）

神津・沢尻長浜地区

**防護・利用
推進ゾーン** 神津島の西部の神津島港周辺及びその北に続く地区で、砂浜、礫浜や奇岩からなっている。

[自然的特性]

- 神津島港海岸は、天然の白砂が広がるポケットビーチ状の海浜であるが、土砂の供給源がないため侵食傾向にある。また、海浜の南側は崖海岸である。
- 神津・沢尻・長浜地区の北側に位置する沢尻・長浜海岸には、砂浜、礫浜や奇岩がある。
- 砂浜の一部で、ウミガメの産卵・上陸がみられる。
- 神津島港から沢尻湾にかけては、禁漁区域が設定され、イセエビ等の採捕を禁止するなど、漁業資源保護を行っている。

[社会的特性]

- 神津島港海岸は、神津島港や集落に近く、海水浴、マリンスポーツ、ビーチバレー、ダイビング、体験学習等の様々な海岸利用が行われ、島で一番の賑わいを見せている。
- 沢尻・長浜海岸は、海水浴に利用されている。



神津島港海岸(港湾海岸) (令和4年4月撮影)
景観に配慮した離岸堤(潜堤)の設置が進む砂浜で、集落に近く賑わいのある海水浴場として利用



沢尻・長浜海岸<長浜>(一般海岸) (令和5年10月撮影)
白砂の砂浜、奇岩と五色の玉石海岸で、海水浴場として利用



沢尻・長浜海岸<沢尻>(一般海岸) (令和5年10月撮影)
白砂の砂浜で、海水浴場として利用



沢尻・長浜海岸<長浜>(一般海岸)
ぶっとおし岩

海岸整備の方向

- 集落と港に近く、島で一番賑わう海水浴場のある海岸があることから、砂浜の侵食の防止や既設護岸の老朽化への対応を図るとともに、様々な海洋性レクリエーションへの対応を図っていく。
- 環境にも配慮した海岸にしていく。

多幸浜地区

防護・利用 推進ゾーン	<p>神津島の東部にある地区で、キャンプやマリンスポーツ等で利用されている。</p> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 多幸浜海岸の背後には天上山の白い崖が広がり、雄大な景観を形成しているが、崖の崩壊がみられる。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 多幸浜海岸は、神津島港とは反対の東側に位置し、マリンスポーツ等の海岸利用が行われている。 神津島港の補完港である三浦漁港の泊地には、崩壊した土砂の堆積がみられる。 三浦漁港の中の丸島では、海水浴の利用が増えている。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>多幸浜海岸（一般海岸）（令和5年10月撮影）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>幸浜海岸背後の天上山（令和4年4月撮影）</p> </div> </div>	
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 天上山から崩れ落ち、堆積傾向にある砂浜の維持管理を図りながら、多幸湾の砂浜と断崖の自然景観を保全するとともに、海水浴利用や隣接する既存の教育・学習施設等と連携した海岸利用を図っていく。

環境保全・ 利用ゾーン	<p>神津島の南部及び北東部にある地区で、ほとんどが岩礁海岸となっている。</p> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全・利用ゾーンの大半は、海蝕崖であり、岩礁や奇岩が点在する。 返浜は、島北部に位置し、式根島、新島、利島、大島を一望することができる。 集落から離れた返浜や奇岩と断崖に囲まれた千両池がある。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 返浜は、サーフィンでの利用が主である。 岩礁海岸の背後には集落は形成されていない。
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線は、集落から離れた断崖となっており、アクセスの確保されている海岸は少ないが、一部サーフィンや釣り等に利用されている海岸があることから、安全な利用について海岸利用者へ周知する等の適切な管理を行っていく。

(6) 三宅島

三宅島は、島の北部、西部、南部、東部と沿岸部に集落が分散していることから、住居が集中する4エリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図4-7に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表4-7に示す。

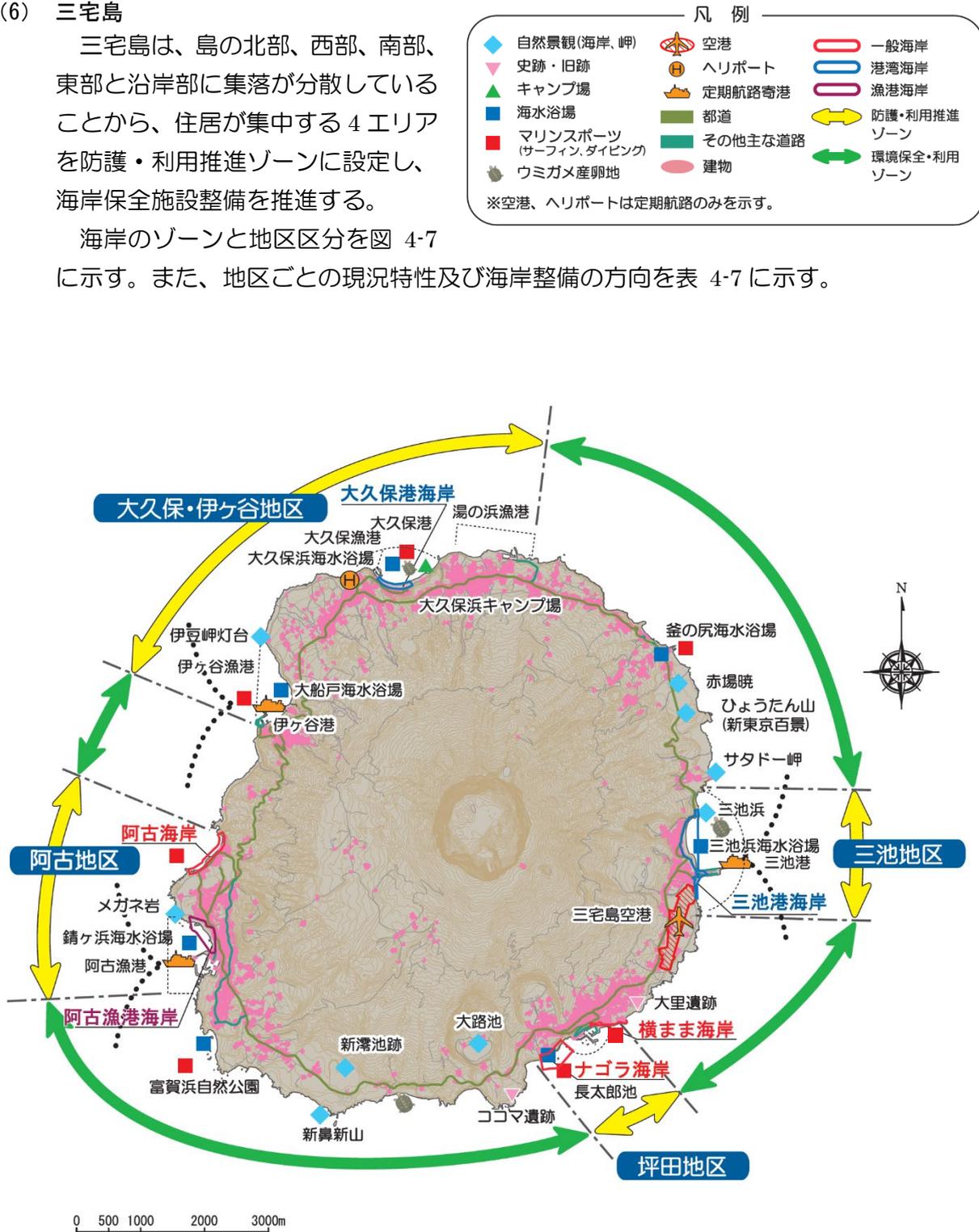


図 4-7 海岸のゾーンと地区区分 (三宅島)

表 4-7 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（三宅島）

阿古地区

<p>防護・利用 推進ゾーン</p>	<p>三宅島の南西部の地区で、海水浴、ダイビング及び磯釣り等に利用されている。</p>
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線は、岩礁海岸とその間に形成しているポケットビーチ状の海浜で構成されている。 ・溶岩流が波で侵食されてできた奇岩の「メガネ岩」がある。 ・環境省による絶滅危惧Ⅱ類（VU）（絶滅の危険が増大している種）に指定されているカンムリウミスズメや絶滅危惧ⅠB類（EN）（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定されているアカコッコなどの貴重な動物が生息している。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿古漁港海岸は、海水浴に利用されており、その周辺には、ふるさと体験ビレッジ、遊歩道がある。 ・阿古漁港には、定期船が着岸する岸壁があり、背後に集落がある。 ・阿古海岸の前面海域は、ダイビングポイントの「夕景浜」がある。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="263 761 726 1108">  </div> <div data-bbox="845 761 1308 1108">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="263 1108 774 1205"> <p>阿古漁港海岸（漁港海岸）（令和4年4月撮影） 比較的勾配のある砂利浜で、夏季にはレクリエーションに利用</p> </div> <div data-bbox="845 1108 1356 1205"> <p>阿古海岸（一般海岸）（令和4年12月撮影） 阿古漁港に近接する岩礁海岸で背後に旧阿古小中学校、前面海域はダイビングに利用</p> </div> </div>	
<p>海岸整備の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の背後に道路が近接していることから、火山活動に伴う沈下を踏まえ、道路への越波防止や海浜侵食への対応を図る。また、海水浴やダイビング等に配慮した海岸利用の向上、遊歩道や休憩所等の利便施設の充実を図っていく。 ・環境にも配慮した海岸にしていく。

大久保・伊ヶ谷地区

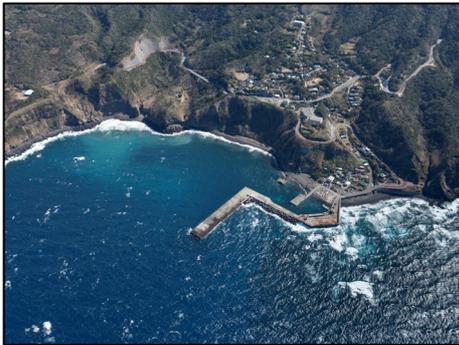
**防護・利用
推進ゾーン** 三宅島の北部の地区で、海水浴やキャンプ等に利用されている。

[自然的特性]

- 海岸線は、溶岩質の砂礫浜や磯浜となっている。
- 環境省による絶滅危惧 I B 類 (EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) に指定されているアカコッコやウチヤマセンニュウなどの貴重な動物が生息している。
- 大船渡海水浴場は、JLA 認定海水浴場に選定されている。

[社会的特性]

- 伊ヶ谷漁港周辺は、ダイビングやシーカヤック等に利用される。また、伊ヶ谷漁港は定期船が着岸し、海の玄関口としての役割も果たす。
- 大久保港海岸は、ダイビングやキャンプ等に利用されている。
- 湯の浜漁港周辺は、磯釣り等に利用され、背後には「三宅村交通公園」があり、交通安全講習等に利用される。
- 伊ヶ谷漁港や大久保港の背後には集落がある。



伊ヶ谷漁港(漁港区域) (令和4年2月撮影)
比較的勾配のある砂利浜で、夏場にはダイビング、シーカヤック等に利用



大久保港海岸(港湾海岸) (令和4年4月撮影)
島で最も長い延長を有する砂礫浜の海岸で、海水浴やダイビング等に利用



湯の浜漁港(漁港区域)
磯浜は、磯釣り等に利用され、背後に交通公園がある

海岸整備
の方向

- 背後集落の地盤が低いことから、既存護岸の改良や擁壁の強化など、海岸線の防護を図るとともに、漁港においても侵食や越波被害が確認された場合は、海岸保全施設の整備を検討していく。また、海水浴場等として利用されていることから、海浜へのアクセスの向上を図る。
- 漁港利用者や環境に配慮した海岸にしていく。

三池地区

**防護・利用
推進ゾーン** 三宅島の東部にある三池港周辺の地区で、礫浜は海水浴等に利用されている。

[自然的特性]

- 海岸線は溶岩質の礫浜となっており、侵食傾向にある。
- 三池浜の背後は三方を山で囲まれた平地（海拔 6m 程度）となっている。
- 環境省による絶滅危惧 I B 類（EN）（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定されているアカコッコなどの貴重な動物が生息している。

[社会的特性]

- 三池港及び三宅島空港があり交通の拠点となっている。
- 三池港地区は、平成 12 年の火山活動の影響により、平成 25 年まで準居住区域とされていた。平成 27 年には三宅島の居住地区における規制は全て解除された（三宅村 村勢要覧 資料集）。
- 三池港海岸の三池浜海水浴場は、火山ガス規制の解除に伴い、平成 28 年度より利用が開始している。
- 三池浜の背後の平地には集落がある。



三池港海岸（港湾海岸）（令和 4 年 2 月撮影）
海浜が侵食されている



三池港海岸（港湾海岸）（令和 4 年 12 月撮影）
既設防潮堤の背後の平地に集落がある

海岸整備
の方向

- 砂浜の背後に集落があることから、火山活動に伴う沈下を踏まえ、侵食の防止と海岸保全施設の充実を図る。また、海水浴場等として利用されていることから、海浜へのアクセスの向上を図る。
- 環境にも配慮した海岸にしていく。

坪田地区

防護・利用推進ゾーン 三宅島の南東部にある坪田漁港の周辺の海岸で、砂礫浜があり、海水浴等にも利用されている。

[自然的特性]

- 海岸線は、溶岩質の岩礁と磯浜となっている。
- 環境省による絶滅危惧 I B 類 (EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) に指定されているアカコッコやオーストンヤマガラなどの貴重な動物が生息している。

[社会的特性]

- 横まま海岸は、坪田漁港の東側に広がる溶岩質の砂礫浜であり、釣り、サーフィンやスキューバダイビング等に利用されている。
- ナゴラ海岸は、坪田漁港の西側にある磯浜で、天然の岩で囲まれた長太郎池を有し、海水浴、スキューバダイビングや魚などの自然観察場として利用されている。
- 坪田漁港の背後地の高台には、集落が形成されている。
- 周辺には、三宅島自然ふれあいセンターが整備されている。



横まま海岸 (令和5年6月撮影)
坪田漁港の東側に広がる砂礫浜



ナゴラ海岸(長太郎池) (令和5年8月撮影)
天然タイドプール背後に整備された階段護岸

海岸整備の方向

- 沈下による汀線後退に伴って背後地の侵食が懸念されることから、背後の集落や道路の防護を図るとともに、磯場や岩礁等を生かした環境教育の場としての利用を図る。
- マリンスポーツ利用や環境に配慮した海岸にしていく。

環境保全・利用ゾーン 三宅島の防護・利用推進ゾーン以外の地区で、岩礁海岸となっている。

[自然的特性]

- 三宅島は火山島であり、火山活動に由来するジオスポットが多数点在する。
- 北東部のひょうたん山が新東京百景に選定されているほか、赤場暁の大溶岩原やサタドー岬の溶岩流岬等がある。
- 南部の海沿いには富賀浜園地や新鼻新山、内陸には新瀨池跡や大路池などがあり、周辺にはアカコッコ館が整備されている。
- 富賀浜には、日本最北のテーブルサンゴの群落地がある。

[社会的特性]

- 北東部の砂礫浜は、海水浴場（釜の尻）として利用されている。
- 南部の海岸にある富賀浜園地は、ダイビングスポットとなっている。
- 海岸の背後には、集落や公共施設等はほとんどない。



ひょうたん山（新東京百景）とサタドー岬
（令和4年2月撮影）



大路池とアカコッコ館（令和4年2月撮影）



新鼻新山と新瀨池跡（令和4年2月撮影）



富賀浜自然公園

海岸保全の方向

- 南部の海岸にある富賀浜は、海域公園地区に指定されており、適切な管理により自然景観を保全する。
- その他の岩礁海岸についても、自然景観を保全するとともに、釣り等での海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(7) 御蔵島

御蔵島は、島の北東部に位置する御蔵島港を中心として人口が集中していることから、このエリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-8 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表 4-8 に示す。

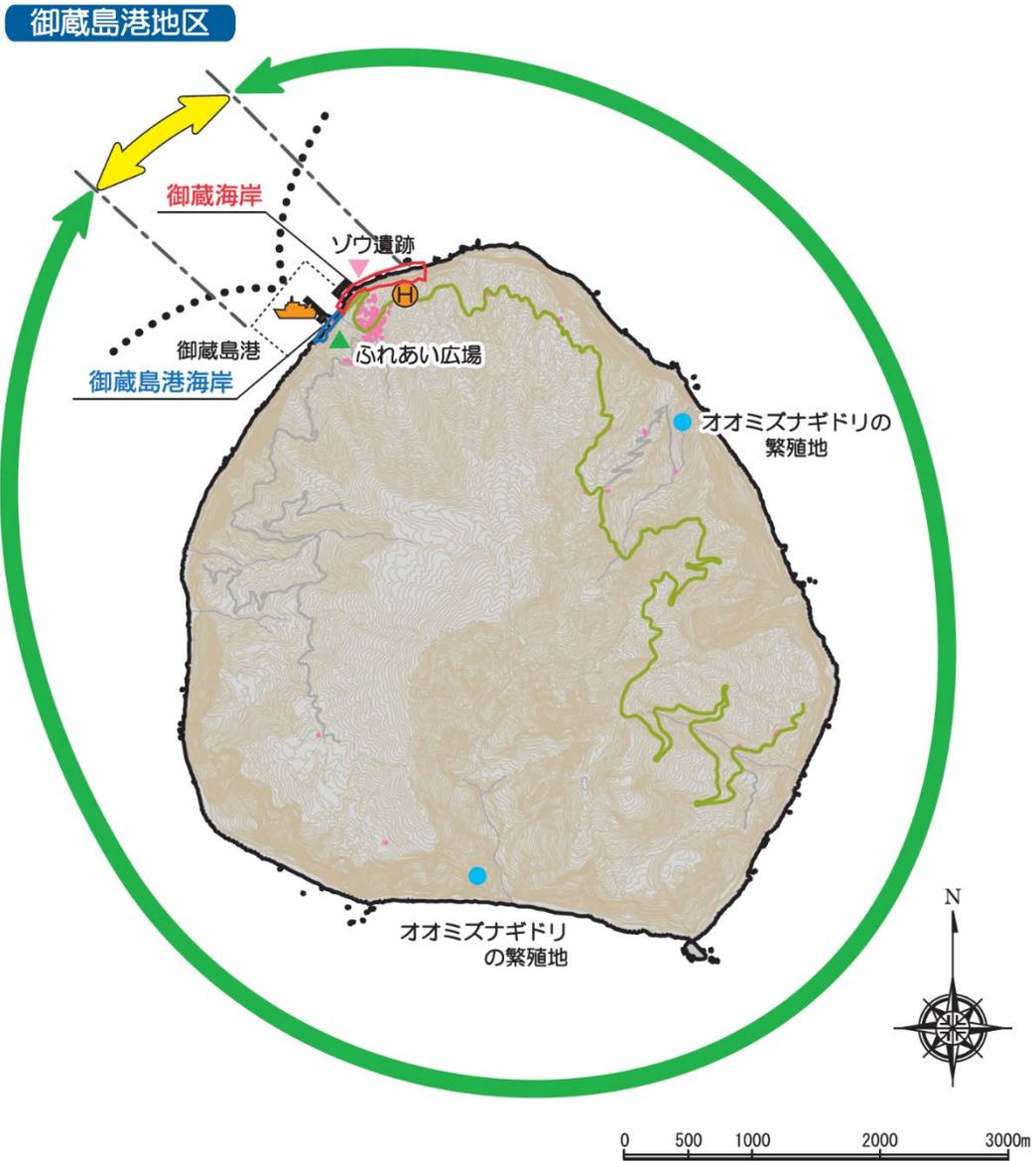
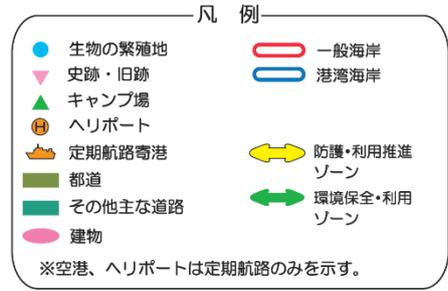


図 4-8 海岸のゾーンと地区区分（御蔵島）

表 4-8 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（御蔵島）

御蔵島港地区

防護・利用 推進ゾーン	御蔵島の北西部にある御蔵島港周辺の地区で、背後の高台に集落があり、海岸線は崖地となっている。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線は、礫浜となっており、背後の崖が崩落し礫の供給源となっている。 ・御蔵島港の栈橋からイルカやウミガメがみられる。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島で唯一の港である御蔵島港は、冬季において低い定期船就航率となっている。令和5年の就航率は、1月が最低で33%、9月が最高で80%であった（広報みくら 令和5年2月～令和6年1月）。 ・御蔵島港の背後には集落、ふれあい広場（アウトドア施設）、ヘリポート等がある。 ・縄文時代の住居跡であるソウ遺跡が御蔵島港付近の崖の上にあって、都指定の旧跡となっている。 	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>御蔵島港海岸（港湾海岸）（令和4年4月撮影）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>御蔵海岸（一般海岸）（令和5年6月撮影）</p> </div> </div>	
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・集落があることから、海岸背後の道路への越波、浸水等への対応を図るとともに、背後にある既存の野外レクリエーション施設等と連携した利用を図っていく。 ・環境にも配慮した海岸にしていく。

環境保全・ 利用ゾーン	御蔵島港地区以外の地区で、崖地となっている。
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線の背後は、崖地となっており、原生林、海蝕崖、海へ落ちる白滝など自然環境に富んでいる。 ・渡り鳥であるオオミズナギドリの繁殖地となっている。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崖地の背後には、特に集落や公共施設等はない。 ・御蔵島の沿岸では、バンドウイルカが生息しており、イルカウォッチングやイルカと一緒に泳ぐことができる。 	
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・島の外周が崖地となっており、原生林、黒崎高尾の海蝕崖等の自然景観を保全するとともに、釣り等での海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(8) 八丈島

八丈島は、島の中心部の北東側海岸から南西側海岸までの間、及び、島の南側と南東側に人口が集中していることから、これらの人口集中地域を踏まえて、3 エリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-9 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表 4-9 に示す。

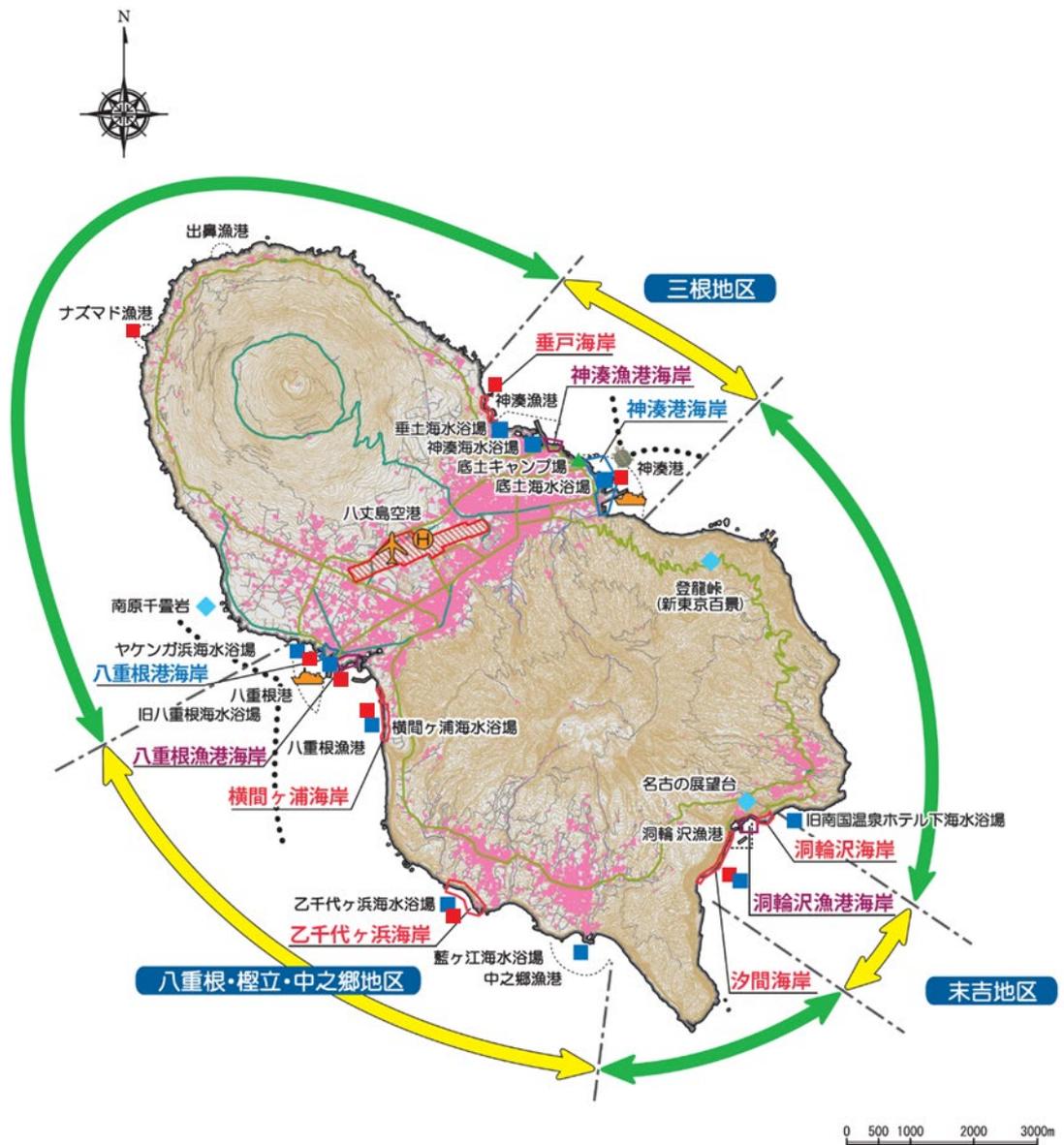
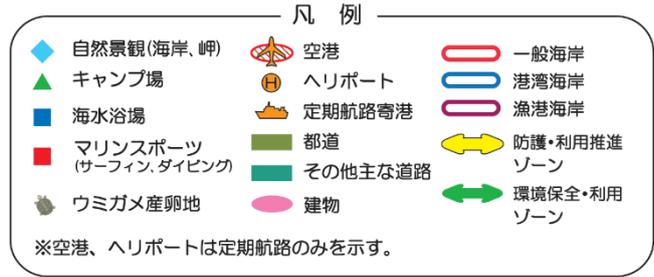


図 4-9 海岸のゾーンと地区区分 (八丈島)

表 4-9 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（八丈島）

八重根・榎立・中之郷地区

防護・利用推進ゾーン 八丈島の南西部に面した地区で、八重根港や八重根漁港の背後には集落があり、海岸線には海水浴場が点在している。

〔自然的特性〕

- 海岸線は、礫浜、玉石、岩礁となっている。
- 海岸背後は、標高が8m以上あり、海岸線は、岩礁や礫浜で構成されている。
- 横間ヶ浦海岸は他の海水浴場と異なり、玉石の海岸となっている。

〔社会的特性〕

- ヤケンガ浜、横間ヶ浦、乙千代ヶ浜等は、海水浴場として利用されている。
- 八重根港海岸、八重根漁港海岸、乙千代ヶ浜は、ダイビングスポットとなっている。
- 八重根港や八重根漁港の背後の比較的離れた高台に民家が点在する。



乙千代ヶ浜海岸（一般海岸）（令和5年12月撮影）
各種利便施設が整備され、海水浴、磯遊び、バーベキュー、ダイビングなどが楽しめる海岸及び砂利浜の海岸



横間ヶ浦海岸（一般海岸）（令和5年6月撮影）
一部利便施設が整備された礫浜ダイビングなどに利用される



八重根港海岸（港湾海岸）（令和4年3月撮影）
天然の磯を利用した親水施設が整備され、海水浴、磯遊び、スキングダイビングなどに利用される



八重根漁港海岸（漁港海岸）（令和4年3月撮影）
背後の高台に道路、民家が点在する岩礁及び礫浜の海岸

海岸整備の方向

- 背後の高台に集落があることから、民家や公共施設への影響が生じないように、適切な維持・管理を行うとともに、ダイビング、磯遊び等の海岸利用を支援し、自然を共に享受できる体験学習の場の形成を図っていく。

三根地区

防護・利用推進ゾーン 八丈島の北東部に面した地区で、神湊港と背後に集落を擁する神湊漁港があり、海岸線は海水浴場やダイビングスポット等として利用されている。

[自然的特性]

- 海岸線は岩礁帯に自然海浜の礫浜や養浜による人工海浜がある。
- 海浜背後は比較的平坦であるが、区域北側の垂戸海岸背後は、急崖である。
- 神湊港海岸では、ウミガメの産卵が確認されている。

[社会的特性]

- 神湊港海岸には、底土キャンプ場・底土園地に隣接する島内最大の底土海水浴場があり、ダイビングスポットにもなっている。
- 垂戸海岸は、海水浴やスキンドイビングに利用されている。
- 神湊漁港の背後の平地に集落が形成されている。
- 神湊港は、伊豆諸島の島々や東京（竹芝）等と海上交通により結ばれている。



神湊漁港海岸(漁港海岸) (令和4年3月撮影)
背後に道路、民家が集中する岩礁及び砂利浜の海岸



神湊港海岸(港湾海岸) (令和4年3月撮影)
人工海浜が整備され、島で随一の海洋性レクリエーションの場



垂戸海岸(一般海岸) (令和5年6月撮影)
天然の礫浜及び岩礁スキンドイビングなどに利用される

海岸整備の方向

- 背後に集落があることから、波浪による越波防止や海岸保全施設の拡充を図るとともに、海水浴、マリンスポーツやイベント等の様々な利用への対応を図っていく。
- 環境にも配慮した海岸にしていく。

末吉地区

**防護・利用
推進ゾーン** 八丈島の南東部にある洞輪沢漁港周辺の地区で、海水浴場があるほかサーフィンが盛んな海岸がある。

〔自然的特性〕

- ・海岸背後は崖地となっており、海岸線は岩礁と礫浜で構成されている。
- ・名古の展望は、眼下に洞輪沢を遠方に青ヶ島を望む景勝地となっている。慶応2年（西暦1866年）、常陸の流人鹿島則文が選定した八丈八景のひとつ（名古秋月）である。

〔社会的特性〕

- ・洞輪沢海岸は、海水浴場として利用されている。
- ・夕間海岸の南側は、サーフィンが盛んな海岸となっている。
- ・洞輪沢漁港海岸の背後地には、集落があり、民家、民宿、温泉がある。



洞輪沢海岸（一般海岸）（令和5年12月撮影）
背後に民家・都道がある岩礁海岸



洞輪沢漁港海岸（漁港海岸）（令和4年3月撮影）
背後に民家が密集する礫浜



夕間海岸（一般海岸）（令和5年12月撮影）
背後に急傾斜地の迫る礫浜海岸

**海岸整備
の方向**

- ・背後の民家や道路への越波・浸水を防止するため、海岸の防護を図るとともに、磯遊び等の浜辺にふれあえる空間の形成や浜辺へのアクセスの向上を図っていく。

環境保全・利用ゾーン 八丈島の北西部及び南東部にある海岸で、海岸のほとんどが磯や崖地である。

[自然的特性]

- 環境保全・利用ゾーンの海岸のほとんどが崖状の地形をしており、海岸線へのアクセスが難しい。
- 八重根港に近い南原千畳岩や新東京百景に選定されている登龍岬など景観性の高い場所が存在する。

[社会的特性]

- 磯や崖地の背後には、集落や公共施設等はない。
- ナズマド漁港は、ダイビングスポットとなっている。



南原千畳岩
八丈富士の噴火によりできた溶岩の台地



登龍岬の展望（新東京百景）（令和6年3月撮影）



ナズマド（一般公共海岸）と八丈小島

海岸保全の方向

- 島の外周が崖地となっており、南原千畳岩等の自然景観を保全するとともに、釣りやダイビング等での海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(9) 青ヶ島

青ヶ島は、島の南西部に位置する青ヶ島港付近が現在、唯一海岸沿いに存在する公共施設であることから、このエリアを防護・利用推進ゾーンに設定し、海岸保全施設整備を推進する（大千代港は現在利用されていない）。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-10 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向は、表 4-10 に示す。

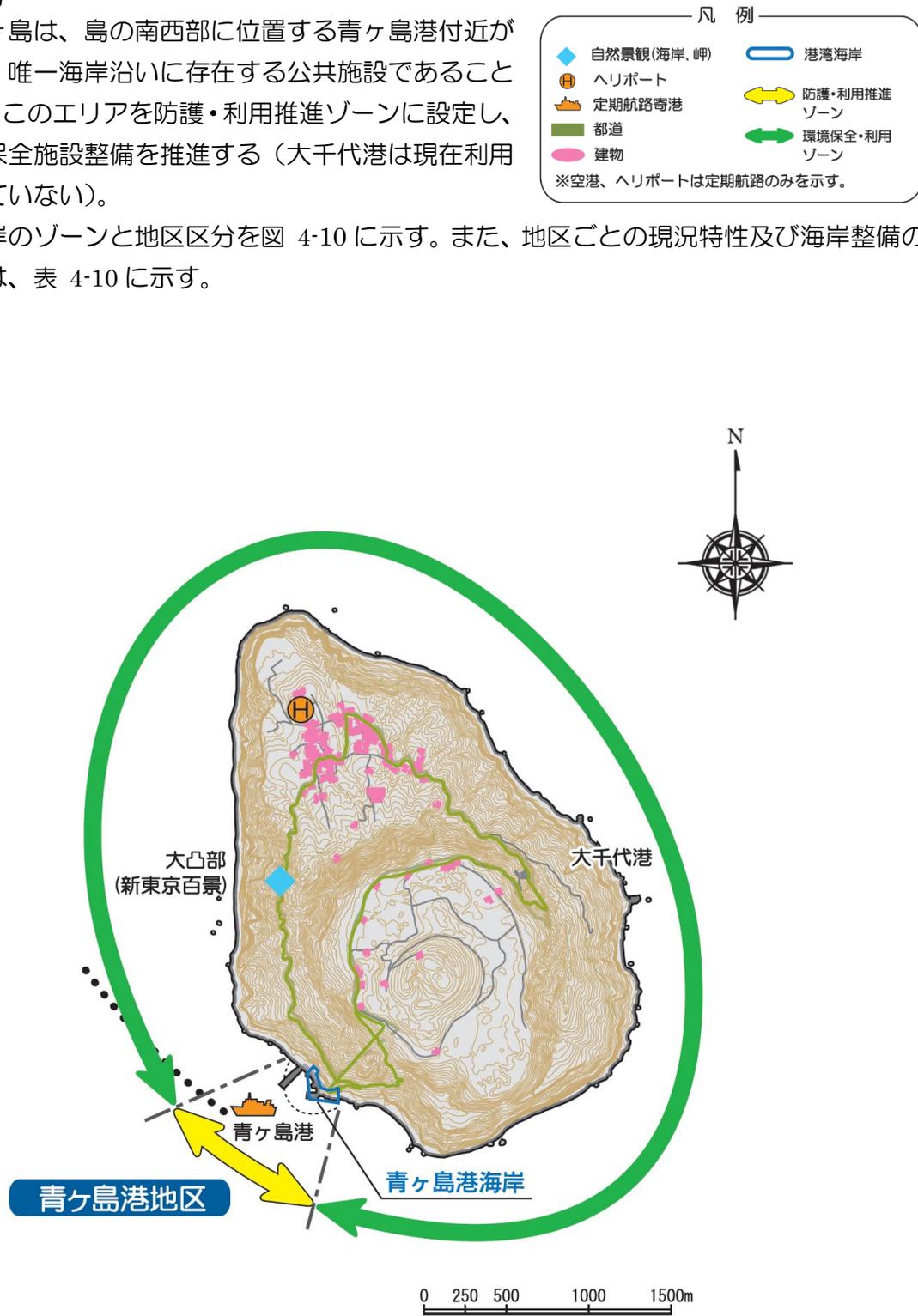


図 4-10 海岸のゾーンと地区区分 (青ヶ島)

表 4-10 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（青ヶ島）

青ヶ島港地区

防護・利用 推進ゾーン	<p>青ヶ島の南西部にある青ヶ島港周辺の地区で、海岸線は急な崖となっている。</p> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線には、岩礁や転石があり、背後は崖斜面の崩壊が著しい。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落は、外輪山北側の丘陵地帯に集中しており、島の人口 162 人である（令和 6 年 5 月 1 日現在、広報あおがしま）。 島で唯一利用できる青ヶ島港は、海上交通の拠点であり、令和 5 年度の船舶による来島者は、936 人となっている（広報あおがしま）。 海岸にアクセスできる数少ない場所である青ヶ島港では、港湾施設を利用した海水浴が行われている。 港と集落を結ぶ都道のうち、外輪山のルートはがけ崩れのため通行止めとなっているが、内輪山を経由するルートが通行可能である。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>青ヶ島港海岸(港湾海岸)（令和 4 年 3 月撮影）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>青ヶ島港海岸(港湾海岸)（令和 4 年 11 月撮影）</p> </div> </div>
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 崖海岸の侵食傾向が確認された場合には、海岸保全施設の整備を検討していくとともに、海岸利用については将来的な港湾利用形態との整合を図りながら検討していく。

環境保全・ 利用ゾーン	<p>青ヶ島港周辺以外の海岸で、海岸線は断崖絶壁となっている。</p> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 島全周が断崖絶壁であり、海岸へのアクセスが容易ではない。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 断崖絶壁の背後には、特に集落や公共施設等はない。
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 島の外周が崖地となっており、自然景観を保全するとともに、釣り等での海岸利用について安全に対する注意を喚起するなど、適切な管理を行っていく。

(10) 父島

父島は、二見湾内に人口が集中していることから、二見港、二見漁港を中心とした地区を防護・利用推進ゾーンとし、必要に応じて海岸保全区域の設定等を検討していく。海岸のゾーンと地区区分を図4-11に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表4-11に示す。

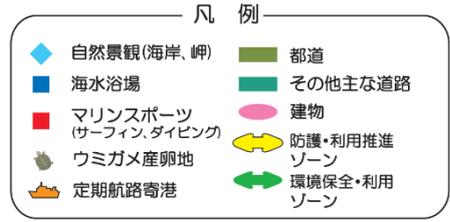
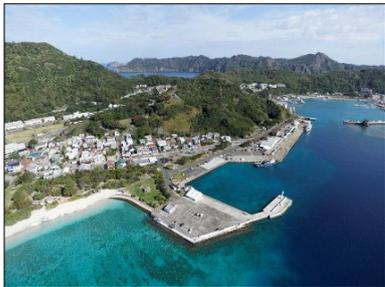


図 4-11 海岸のゾーンと地区区分 (父島)

表 4-11 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（父島）

二見港地区	
防護・利用 推進ゾーン	小笠原の玄関口となっている二見港周辺の地区で、背後に集落が形成され、海岸は海水浴等に利用されている。
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 二見港は、湾奥に位置する天然の良港である。 • 砂浜の多くでは、ウミガメの上陸・産卵がみられる。 • 周辺では、イルカやクジラ、環境省による絶滅危惧ⅠA類(CR)（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）に指定されているアカガシラカラスバト等の貴重な動植物がみられる。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> • L1 津波による背後地の浸水が想定されている。このため、海岸保全施設整備の必要性について検討を行ったが、村の要望書による「保全機能確保の中で提案されている対策については、事業規模が莫大であり、小笠原を取り巻く状況の中では、現実的な対応策とは考え難い」という意見も踏まえて、現在は、ソフト対策や緊急輸送機能の確保による対応を行っている。 • 二見港は小笠原の玄関口となっており、背後には集落がある。 • 小笠原の歴史や自然を紹介する小笠原ビジターセンターやウミガメの保護と研究のための小笠原海洋センター等の施設がある。 • 二見港に近接する大村海岸は、海水浴やウインドサーフィンに利用されている。また、二見港、二見漁港の防波堤口に建つ青灯台・赤灯台周辺の海域は、熱帯・亜熱帯に生息する魚類が多く、シュノーケリングに利用されている。 </div> <div style="width: 35%; text-align: center;">  <p>二見港(港湾区域)</p> </div> </div>	
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> • 必要が生じた場合は、海岸保全区域の設定について検討していくとともに、体験学習型の環境教育・環境学習の場として多くの人々が円滑に海岸を利用できるように努めていく。 • 環境にも配慮した海岸にしていく。
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>環境保全・ 利用ゾーン</p> <p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> • サングオが多い遠浅の海岸や白浜海岸は、美しい自然景観を形成している。 • 砂浜の多くは、ウミガメの産卵地となっている。 • 海岸線は、溶岩が隆起して形成されたもので、その海岸線のほとんどが国立公園特別保護地区に指定されている。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小港海岸やコペペ海岸等は、海水浴やシュノーケリングに利用されている。 • 海岸背後には、特に集落や公共施設等はない。 • 海岸部では、小笠原諸島等への外来種の拡散を防止するため外来種対策が行われている。 </div> <div style="width: 35%; text-align: center;">  <p>小港海岸(一般公共海岸)</p> </div> </div>	
海岸保全 の方向	<ul style="list-style-type: none"> • サングオやウミガメ類をはじめとする自然環境の保全や、地元と調整を図った海岸の利用に関する適正な管理を検討していく。

(11) 母島

母島は、沖港付近に人口が集中していることから、沖港を中心とした地区を利用推進ゾーンとし、必要に応じて海岸保全区域の設定等を検討していく。

海岸のゾーンと地区区分を図 4-12 に示す。また、地区ごとの現況特性及び海岸整備の方向を表 4-12 に示す。

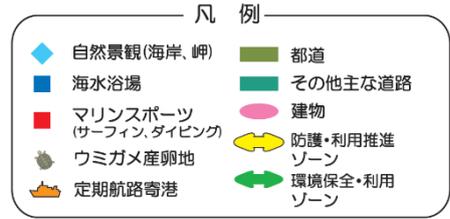
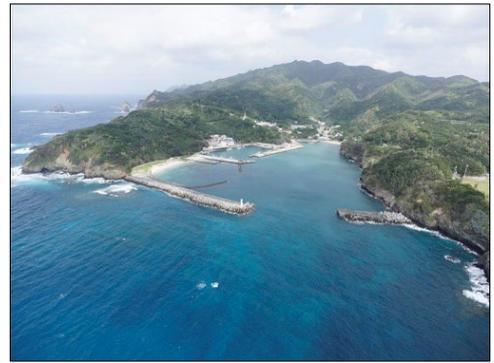


図 4-12 海岸のゾーンと地区区分 (母島)

表 4-12 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（母島）

沖港地区

<p>防護・利用 推進ゾーン</p>	<p>母島の沖港周辺の地区であり、背後に集落が形成され、海岸は海水浴等に利用されている。</p>
	<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖港は、天然の良港である。 ・砂浜の多くは、ウミガメの上陸・産卵がみられる。 ・周辺では、イルカやクジラ、環境省による絶滅危惧ⅠA類(CR)(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)に指定されているアカガシラカラスバト等の貴重な動植物がみられる。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L1 津波による背後地の浸水が想定されている。このため、海岸保全施設整備の必要性について検討を行ったが、村の要望書による「保全機能確保の中で提案されている対策については、事業規模が莫大であり、小笠原を取り巻く状況の中では、現実的な対応策とは考え難い」という意見も踏まえて、現在は、ソフト対策や緊急輸送機能の確保による対応を行っている。 ・沖港は、父島（二見港）との海上交通の拠点である。 ・沖港前浜は、海水浴やボードセーリングに利用されている。 ・沖港の背後には、集落が形成されている。 ・脇浜なぎさ公園にはウミガメの産卵場が整備されている。
<p>海岸整備 の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落に近く気軽に利用されている海岸であることから、侵食等により背後の民家や公共施設への影響が生じないように、必要に応じて、海岸保全区域の設定について検討していくとともに、多くの人々が利用できるような海岸づくりに努めていく。 ・環境に配慮した海岸にしていく。



沖港（港湾区域）

環境保全・
利用ゾーン

母島の沖港地区以外の地区であり、サンゴの多い遠浅の海岸や砂浜海岸がある。

[自然的特性]

- サンゴが多い遠浅の海岸や砂浜の海岸であり、砂浜の多くはウミガメの産卵場となっている。
- 海岸線のほとんどが国立公園特別保護地区や第1種特別地域に指定されている。
- イルカやクジラ、環境省による絶滅危惧ⅠA類(CR)（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）に指定されているアカガシラカラスバト等の貴重な動植物がみられる。

[社会的特性]

- 御幸之浜、万年青浜や蓬莱根等は、海水浴やシュノーケリングに利用されている。
- 母島石門一帯では、自然環境を生かしたエコツーリズムが進められている。
- 海岸の背後には、集落や公共施設等はない。



御幸之浜※（一般公共海岸）



蓬莱根※（一般公共海岸）

※小笠原母島観光協会 HP より (<https://hahajima.com/sights/>)

海岸保全
の方向

- サンゴやウミガメ類をはじめとする自然環境の保全や、地元と調整を図った海岸利用に関する適正な管理を検討していく。

(12) 沖ノ鳥島

海岸のゾーンを図 4-13 に示す。また、海岸の現況特性及び海岸整備の方向を表 4-13 に示す。

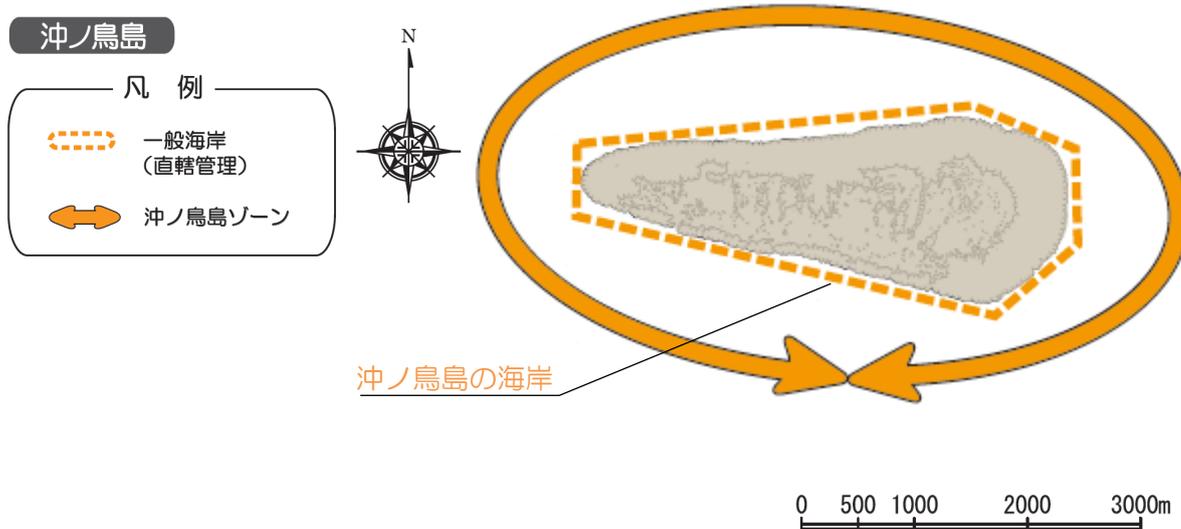


図 4-13 海岸のゾーンと地区区分 (沖ノ鳥島)

表 4-13 海岸の現況特性及び海岸整備の方向 (沖ノ鳥島)

沖ノ鳥島

沖ノ鳥島 ゾーン	我が国最南端の島であり、我が国の排他的経済水域を確保するために、島の維持保全が重要である。
	<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京から約 1,700km 我が国最南端の島である。 東西 4.5km、南北 1.7km、周囲 11km のサンゴ礁からなり、満潮時には北小島、東小島が海面上に残る。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下、「低潮線保全法」という。)に基づき、14 箇所の「低潮線保全区域」が設定されている。 低潮線保全法に基づく基本計画では、「特定離島」として指定されている。
海岸整備 の方向	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の排他的経済水域等の面から重要な位置にあり、海面水位の上昇や侵食の影響により水没しないように防護を行い維持保全に努めている。 小島の円形護岸、観測所基盤等海岸保全施設の維持管理・補修および調査・監視を行う。併せて、小島の恒久的な保全対策および島全体の保全のために必要な調査を行い、防護を図る。 サンゴ礁の維持・回復技術の調査・研究を推進し、サンゴ礁を保全する。また、これをとりまく生態系を保全することにより、礁嶺の消波機能の確保を図る。 特殊な海洋環境などを生かした地球環境監視のための調査・観測、海洋資源や新材料の調査研究・開発の場としての継続的な活用を図る。その際、観測所基盤等における施設の充実を図るとともに、関係機関との協力体制を構築する。

(13) 無人島等

海岸の現況特性及び海岸整備の方向を表 4-14 に示す。

表 4-14 海岸の現況特性及び海岸整備の方向（無人島等）

無人島等

<p>環境保全・ 利用ゾーン</p>	<p>限られた用途に使用されている硫黄島や南鳥島、その他の無人島は、ほぼ自然のままの海岸となっている。</p>
<p>[自然的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥島はアホウドリの営巣地であり、島全体が国の天然保護区域に指定されている。 南硫黄島は、原生の状態にあり、島全体が国の天然保護区域及び原生自然環境保全地域に指定されている。 八丈小島（八丈町）、地内島（新島村）などの無人島は、崖地や岩礁であり、島内は海鳥や野性化した山羊の生息地となっている。また、周辺海域はアワビ等の磯根漁場やカツオ・マグロ等の漁場となっている。 <p>[社会的特性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 南鳥島には、気象観測施設があり、気象庁・海上保安庁の職員等が駐在している。 硫黄島には、自衛隊施設があり、海上自衛隊・航空自衛隊の隊員等が駐在している。 磯釣りの名所として八丈小島があるほか、地内島・聳島（むこじま）ではダイビングに利用されている。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="293 1003 802 1384">  <p>八丈小島（一般公共海岸）</p> </div> <div data-bbox="884 1003 1393 1384">  <p>地内島（一般公共海岸）</p> </div> </div>	
<p>海岸保全 の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境及び貴重な動植物の生息環境を保全する。 磯釣り等の利用者がアクセスする可能性のある無人島の海岸では、釣り船経営者、ダイビングショップのインストラクターなどに対して、海岸利用の際の注意点・危険度等について周知する。

4-2 海岸保全施設の整備に関する事項

「4-1 地区毎の海岸整備の方向性」に基づき、海岸の保全のために実施する。海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について以下の通りとりまとめた。

4-2-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

本計画では、「第3章 3-2-1 (1) 海岸の防護目標」で定めた防護すべき地域のうち、越波・浸水等の高潮災害の状況、海浜の侵食の有無、既存海岸保全施設の維持又は修繕の必要性及び海岸整備に関する地元住民からの要望等を総合的に勘案して、海岸保全施設を整備しようとする区域を定めている。

＜検討の対象海岸選定の基本的な考え方＞

- ①海岸法が適用される全ての海岸を対象として、海岸背後に保全対象（家屋、公共施設、生活道路）が存在する海岸を抽出する。
- ②砂浜等を有する海浜のうち、環境保全の面から砂浜の維持が必要な海岸及び海水浴等に利用されている海岸を抽出する。
- ③侵食を防止するために既に海岸保全施設を整備している海岸のうち、今後さらに侵食が進行することで、これらの施設の被災が懸念される海岸を抽出する。
- ④維持又は修繕の対象となる海岸を抽出する。

(1) 一般海岸

背後に集落や公共施設、生活道路等が位置している海岸及び砂浜が形成されている海岸を抽出する。全ての海岸が上記②、③の条件に該当することから、25 海岸を検討の対象海岸とする。

(2) 港湾・漁港海岸

港湾海岸及び漁港海岸のほとんどでは、背後に集落や公共施設、生活道路等が位置している。また、海水浴等に利用されている砂浜を有する海岸も多く、全ての海岸が上記①、②、③のいずれかに該当する。港湾海岸 12 箇所及び漁港海岸 10 箇所の計 22 海岸すべてを検討の対象海岸とする。

上記で抽出した 47 海岸及び国が管理する沖ノ島島を加えた 48 海岸について、既存海岸保全施設の老朽化及び機能低下の有無、現在の施設整備状況、高潮による越波・浸水等に対する防護水準、侵食に対する海浜の安定性、及び海岸整備に関する地元住民からの要望の有無について検討した（表 4-15 参照）。

表 4-155 海岸保全施設の整備対象海岸

注) 令和6年12月時点

島名 (町村名)	ゾーン特性 の区分	地区	番号	海岸名	海岸の区分				保全区域指定	海岸保全施設	長寿命化計画 ※1	新設改良計画 ※2	対象地震 L1津波
					一般海岸	港湾海岸	漁港海岸	直轄海岸					
大島 (大島町)	防護・利用推進 ゾーン	岡田・元町・ 泉津地区	1.1	湯の浜	○				有	有	○	改良	安政東海
					○	○			有	有	○		安政東海
						○			有	無	—		安政東海
							○		有	有	○		安政東海
						○			有	有	○	改良	安政東海
								○	有	無	—	新設	宝永
						○			有	有	○		宝永
									有	有	○		大正開東
									有	有	○		大正開東
									有			改良	安政東海
									有	有	○		安政東海
									有	有	○	改良	安政東海
									有	無	—		安政東海
									有	有	○	改良	安政東海
									有	無	—		安政東海
利島 (利島村)	防護・利用推進 ゾーン	利島前浜地区	2.1	前浜	○				有	有	○		安政東海
						○			有	有	○		安政東海
									有	有	○		宝永
									有	有	○	新設 改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設 改良	想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	無	—		想定 東・東・南
									有	有	○		安政東海
新島 (新島村)	防護・利用推進 ゾーン	本村前浜地区	3.1	間々下浦	○				有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	新設 改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設 改良	想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○		安政東海
式根島 (新島村)	環境保全・利用 ゾーン	野伏地区	4.1	釜の下	○				有	有	○		安政東海
									有	有	○		宝永
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設 改良	大正開東
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○		安政東海
神津島 (神津島村)	防護・利用推進 ゾーン	神津・沢尻長浜地区	5.1	神津島港	○				有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	安政東海
									有	有	○	新設 改良	安政東海
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設 改良	大正開東
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○		想定 東・東・南
三宅島 (三宅村)	防護・利用推進 ゾーン	阿古地区	6.1	阿古漁港			○		有	有	○	改良	安政東海
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設 改良	大正開東
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○		想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
御蔵島 (御蔵島村)	防護・利用推進 ゾーン	御蔵島港地区	7.1	御蔵島港			○		有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	新設	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	想定 東・東・南
									有	有	○	改良	大正開東
八丈島 (八丈町)	防護・利用推進 ゾーン	末吉地区	8.1	垂戸					有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
									有	有	○	改良	大正開東
青ヶ島 (青ヶ島村) 沖ノ島 (小笠原村)	防護・利用推進 ゾーン 沖ノ島 ゾーン	八重根・樫立・ 中之郷地区	8.7	乙千代ヶ浜					有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
									有	有	○	改良	宝永
青ヶ島 (青ヶ島村)	防護・利用推進 ゾーン	青ヶ島地区	9.1	青ヶ島港			○		有	有	○	改良	安政東海
									有	有	○	改良	安政東海
									有	有	○	改良	安政東海
沖ノ島 (小笠原村)	防護・利用推進 ゾーン	—	—	沖ノ島			○		有	有	—	—	
									有	有	○	—	—

※1) 長寿命化計画の策定状況を示す。
 ○：長寿命化計画の検討済み。 —：計画策定なし。
 ※2) 海岸保全施設の新設及び改良計画の有無を示す。
 新設：新設計画あり。 改良：改良計画あり（下線は気候変動対策として）。

4-2-2 海岸の状況

町村の情報や町村ヒアリング及びアンケート等から海岸の利用等の状況についてまとめた海岸の状況を、別冊資料の海岸保全施設の整備に関する事項一覧表に示す。

4-2-3 海岸保全施設の状況（施設の種類、新設又は改良、規模）

海岸保全施設の種類、規模及び配置等については、海岸保全施設を整備（新設又は改良）しようとする区域において、各島のゾーニングと施策等を踏まえて適切に設定する。海岸保全施設の種類とその概要及び整備イメージ等を、図 4-14 に示す。

海岸保全施設を新設又は改良とする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を別冊資料の海岸保全施設の整備計画図に、種類及び規模を別冊資料の海岸保全施設の整備に関する事項一覧表に示す。

4-2-4 受益の地域及びその状況

受益地域は、海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食等による海岸災害から防護される地域である。受益の地域及び現況の土地利用の状況を、別冊資料の海岸保全施設の整備に関する事項一覧表に示す。

4-2-5 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の数回/年程度の巡視、1回/5年程度の定期点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の処置を講じ、施設の機能維持を図る。

また、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保するために、長寿命化計画を策定し、施設的良好な状態を保つよう、計画的な維持又は修繕を実施していく。

各海岸における維持又は修繕の方法を別冊資料の海岸保全施設の整備に関する事項一覧表に示す。

4-2-6 海岸整備の方針

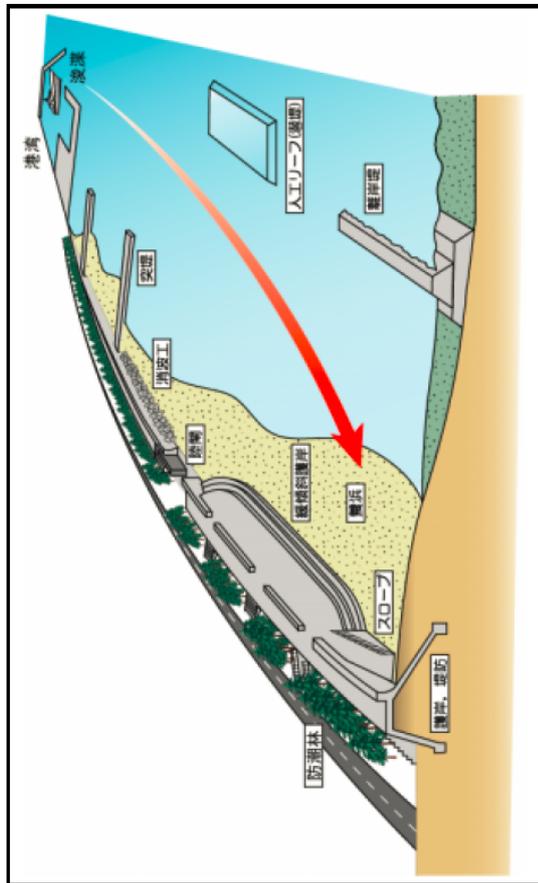
前計画の整備方針、現在の状況、各地区の海岸整備の方向性、また、町村ヒアリング及びアンケート等を踏まえた各海岸の整備の方針を別冊資料の海岸保全施設の整備に関する事項一覧表に示す。

～ 海岸保全施設の種類とその概要 ～

海岸保全施設の種類	施設の概要	イメージ図
堤防	現地盛土やコンクリート打設などによって嵩上げし、高潮、津波などによる海水の進入を防止し、波浪による越波を減少させるとともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。	
護岸	現地盛土を石やコンクリートなどによって被覆し、高潮、津波による海水の進入を防止し、波浪による越波を減少させるとともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。	
緩傾斜護岸	護岸のうち、傾斜が緩やかで、海辺へのアクセス性や親水性に優れた施設。	
消波工	護岸などの前面に設置し、波のうちあげや越波量および衝撃破砕圧を減ずるための施設。	
突堤	海岸線と平行方向への砂移動(漂砂)の大きい海岸で、海岸から突出して設けられるもので、漂砂を制御することによって汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設。	
離岸堤	汀線から離れた沖合の海面に、汀線にほぼ平行に設けられるもので、沖合からの波浪を小さくすることを目的とするものや、背後に砂を貯えて侵食防止や海浜の造成を目的とする施設。	
人工リーフ(潜堤)	珊瑚礁がもつ波減衰効果を模したものであり、離岸堤とほぼ同じ目的、効果を有しているが、海岸の景観や眺望に配慮し、堤体を海面下に設けた施設。	
養浜	侵食された海岸に人工的に砂を供給することによって、海岸侵食や波浪、越波の軽減を目的とするものや海水浴場等の造成を目的とした施設。	
陸間	堤防、胸壁の前面の海浜、港湾・漁港等を利用するために、車両、人の通行が可能ないように設けた門扉等の施設。	

(注) 上記の海岸保全施設は、基本的な施設を示したものである。

～ 海岸整備イメージ ～



～ 伊豆小笠原諸島沿岸海岸での整備事例 ～

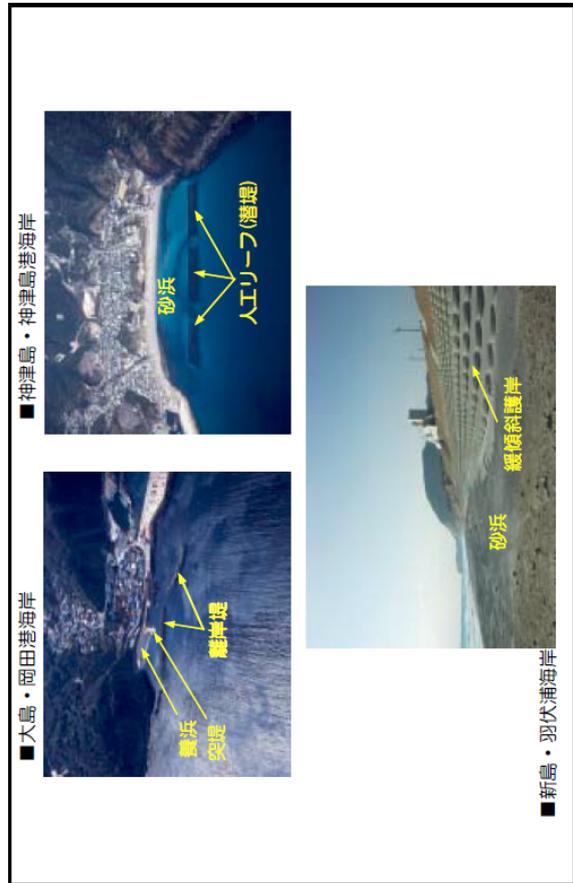


図 4-14 対象海岸の整備イメージ及び海岸保全施設の種類とその概要

第5章 今後の海岸の保全に当たっての留意事項

5-1 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

5-2 関係行政機関との連携調整

(1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

地域全体の安全の確保や快適性や利便性の向上を、社会経済活動と一体的に展開するために、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘察し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。

特に伊豆小笠原諸島沿岸は、離島という特殊な自然条件やこれに伴う社会条件を背景として整備が進められており、限られた土地を有効に利用しながら様々な整備が行われている。

また、沿岸域の多くは、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を目的とした「低潮線保全区域」として指定されており、国益を守るためにも重要な役割を果たしている。

これらの多様な整備の動向を踏まえながら適切な海岸保全を行うためには、海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る必要がある。特に、気候変動の影響による平均海面水位の上昇については、長期的視点からこうした取組を進めるうえで目安となる平均海面水位を共有していく。

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する気候変動の影響予測を行いつつ、沿岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進める。

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性をさらに広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備とあわせ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知に加え、気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域

住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、海岸漂着物対策推進計画（伊豆諸島、小笠原諸島）に基づき、海岸管理者等として必要な措置を講じるとともに、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、防災・環境教育の充実に努め、地域における愛護活動を推進するような人材を育成する。

海岸保全に資する清掃や植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体との協働及び海岸協力団体への指定により、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実に努める。

5-3 気候変動への対応

気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行や高潮や波浪による被害の激甚化等、海岸のみならず国土保全の観点から深刻な影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪、生態環境等についての継続的な監視やデータの蓄積によりその変動を適時適切に把握し、気候変動による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の具体化を進める。

5-4 地域住民の参画と情報公開

計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

5-5 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等が大きく変わる場合は、計画の見直しを行う。

卷 末 資 料

1 伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 海岸法第二条の二第一項の規定に基づく、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針の変更に伴い、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（令和2年11月20日農林水産省、国土交通省）に沿って、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成29年4月）を改定するに当たり、関係機関及び地域の意見等を反映した詳細検討を行うために伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 伊豆小笠原諸島の有する特性に配慮し、島しょ部振興に向けた中長期的展望に立った海岸整備の基本方針（海岸整備の方向性、沿岸域のゾーニング、ゾーン別海岸保全目標等）の更新
- (2) 基本方針に基づいた海岸保全施設整備区域の設定、海岸保全施設整備の計画緒元、海岸保全施設の整備内容、施設整備の事業効果についての更新
- (3) 海岸の管理、利用、行為制限に係ること
- (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関すること
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長1名を置く。委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員会では、地元自治体及び関係所管局で構成するオブザーバーからの意見を反映させる。
- 4 オブザーバーは、別表2に掲げる者をもって当てる。

(開催)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、別表3に掲げる者をもって当てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月13日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	職名(敬称略)
委員	高知工科大学 教授 佐藤 慎司
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官 加藤 史訓
	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 津波高潮研究グループ グループ長 高川 智博
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 水産工学部 水産基盤グループ 主幹研究員 大村 智宏
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課長
	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長
	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長
	建設局 河川部 防災課長
	港湾局 離島港湾部 計画課長

別表2 (第3条関係)

区分	職名
オブザーバー	大島町 政策推進課長
	利島村 産業観光課
	新島村 建設課長
	神津島村 産業観光課長
	三宅村 企画財政課長
	御蔵島村 産業課長
	八丈町 企画財政課長
	青ヶ島村 総務課長
	小笠原村 総務課 企画政策室長
	総務局 行政部 島しょ振興担当課長
	総務局 行政部 小笠原振興担当課長
	環境局 自然環境部 自然公園担当課長
	産業労働局 農林水産部 水産課長
	産業労働局 観光部 振興課長
	建設局 河川部 指導調整課長
港湾局 離島港湾部 管理課長	

別表3 (第5条関係)

区分	職名
事務局	建設局 河川部 土砂災害対策担当課長
	○港湾局 離島港湾部 島しょ港湾防災対策専門課長

注) ○事務局長

2 伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画 経過資料

	日 時	内 容
第1回 委員会	令和4年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定の方針について 気候変動を踏まえた外力の検討について
第2回 委員会	令和5年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた外力の検討について
第3回 委員会	令和5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた外力の検討について
第4回 委員会	令和6年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた外力の検討について 必要天端高の検討について
第5回 委員会	令和6年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた外力の検討について 必要天端高の検討について 整備ロードマップの検討について 計画書改定（素案）の概要について
町村アンケート調査	令和6年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> 計画書改定（素案）の概要説明及び意見聴取
第6回 委員会	令和6年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 整備ロードマップの検討について 計画書改定（案）と計画書改定（案）の主な変更箇所について
インターネットによる意見公募	令和6年12月26日～ 令和7年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ホームページでの意見公募（意見：6件）

3 参考文献

第1章 海岸保全基本計画改定の概要

1. 海岸保全基本方針（国土交通省・農林水産省）
2. 東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）：（令和5年3月：東京都総務局）

第2章 伊豆小笠原諸島沿岸の現況

1. 全国都道府県市区町村別面積調（令和6年4月1日時点：国土地理院）
2. 海岸統計 令和5年度版（国土交通省水管理・国土保全局編）
3. 東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）（令和6年3月：東京都総務局）
4. 八丈支庁事業概要（令和3年11月：東京都八丈支庁）
5. 伊豆小笠原諸島 気象データ（統計期間1988～2023年）（気象庁）
6. 沖ノ島島 気象・海象データ（統計期間1988～2023年）（京浜河川事務所）
7. 全国港湾海洋波浪観測 30か年統計（NOWPHAS 1970-1999）
（ア）（平成14年12月 港湾空港技術研究所 資料1035 国立研究開発法人港湾空港技術研究所）
8. 海洋速報（海上保安庁）
9. 定地水温観測表（令和5年3月～令和6年2月：東京都島しょ農林水産総合センター）
10. おがさわら海の情報（令和5年3月～令和6年2月：東京都小笠原水産センター）
11. 令和2年国勢調査（令和4年5月2日公表（更新）：総務省統計局）
12. 東京都観光客数等実態調査（平成23年～令和5年：東京都産業労働局）
13. 島しょ地域における観光ニーズに関する意識調査（平成24年3月：財団法人 東京市町村自治調査会）
14. 東京都の島しょ地域における災害に関する総合調査報告書（1983年：東京都総務局）
15. 津波工学研究報告 第10号（平成5年3月：東北大学工学部災害制御研究センター）
16. 日本付近で発生した主な被害地震（平成8年以降）」（気象庁）
17. 津波工学研究報告 第29号（平成24年：東北大学工学部災害制御研究センター）
18. 平成25年度 小笠原管内概要（東京都小笠原支庁）
19. 記録 昭和58年 三宅島噴火災害（昭和60年9月30日：東京都総務局）
20. 噴火警報、噴火予報の発表状況（西之島）（気象庁）
21. 伊豆・小笠原諸島の活火山（気象庁）
22. 火山に関する情報の発表状況（気象庁）
23. 沿岸域管理に関する国内主要法令（平成24年度「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究」、pp50～86：海洋政策研究財団）
24. 「未来の東京」戦略（令和3年3月：東京都政策企画局）
25. TOKYO 強靱化プロジェクト（令和4年12月：東京都政策企画局）
26. 第7次 大島町基本構想・前期基本計画（令和6年3月：大島町）
27. 利島村第4次総合計画（基本構想）（平成30年4月：利島村）

28. 利島村第4次総合計画（後期基本計画）（令和5年4月：利島村）
29. 新島村第3次総合計画基本構想・基本計画（令和3年3月：新島村）
30. 神津島村第5次総合計画（令和3年3月：神津島村）
31. 第6次三宅村総合計画（令和3年12月：三宅村）
32. 御蔵島村 基本構想・基本計画（構想：平成22年12月、計画：平成27年3月、御蔵島村）
33. 八丈町基本構想 令和3年度～12年度（2021～2030）・基本計画 令和3年度～7年度（2021～2025）（令和3年4月：八丈町）
34. 青ヶ島村新総合開発計画基本構想平成14～23年度（平成14年：青ヶ島村）
35. 青ヶ島村総合基本計画前期基本計画平成14～18年度（平成15年：青ヶ島村）
36. 第4次小笠原村総合計画基本構想・基本計画（後期5ヵ年）（令和6年3月：小笠原村）
37. 東京の海岸事業（令和4年3月：東京都建設局）
38. 伊豆・小笠原諸島－港湾・漁港・空港・海岸－（令和3年3月：東京都港湾局）
39. 東京の土地利用（令和4年多摩・島しょ地域）（令和6年3月：東京都都市整備局）
40. 海岸ハンドブック 2003-2004 国土交通省河川局海岸室監修（平成16年：全国海岸協会）
41. 漁港漁場漁村ポケットブック 2024（令和6年9月：公益社団法人全国漁港漁場協会）
42. 海岸統計 令和5年度版（令和4年度）（令和6年：国土交通省水管理・国土保全局海岸室）

第3章 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設維持管理マニュアル(令和2年6月：農林水産省 農村振興局 防災課、農林水産省 水産庁 防災漁村課、国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省港湾局 海岸・防災課)
2. 海岸保全計画の手引き（平成6年3月20日：一般社団法人全国海岸協会）
3. 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月：一般社団法人沿岸技術研究センター編）
4. 海岸施設設計便覧（平成11年11月：土木学会海岸工学委員会海岸施設設計便覧小委員会編）
5. 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月：公益社団法人 日本港湾協会）
6. 漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023年版（令和6年1月：水産庁）
7. 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言（令和2年7月：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会）
8. IPCC 第5次評価報告書（AR5）（平成26年10月：IPCC）
9. 海洋・雪氷圏特別報告書（SROCC）（令和元年9月：IPCC）
10. 日本の気候変動2020－大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書（令和2年12月：文部科学省及び気象庁）
11. 地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース（d4PDF）（文部科学省、気象庁、東京大学大気海洋研究所、京都大学防災研究所、国立環境研究所、筑波大学、海洋研究開発機構）
12. 気候変動予測・影響評価に関するデータ（京都大学防災研究所）
13. 水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）（平成20年6月：社会資本整備審議会）
14. 漁港施設等における気候変動適応策の設計に係る手引き（暫定版）（令和5年4月：水産庁）
15. 港湾における気候変動適応策の実装方針（令和6年3月：港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会）

第4章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 伊豆大島町勢要覧（令和3年4月：大島町）
2. 伊豆大島町勢要覧 資料編（令和5年11月：大島町）
3. データにいじま（令和4年7月：新島村）
4. 神津島村について（神津島村）
5. 三宅島村勢要覧（令和6年3月：三宅村）
6. 三宅島村勢要覧 資料集（令和2年3月：三宅村）
7. 八丈町人口ビジョン/八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略』（令和3年4月：八丈町）
8. 町勢要覧「はちじょう2023」（資料編含む：令和6年3月：八丈町）
9. 海しる（海洋状況表示システム）（海上保安庁）
10. JLA 認定海水浴場（公益財団法人 日本ライフセービング協会）

4 情報検索サイト

【自治体】

東京都 <http://www.metro.tokyo.jp/index.htm>
東京都 大島支庁 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/11osima/>
東京都 三宅支庁 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/14miyake/miyakehp/>
東京都 八丈支庁 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/09hatijou/>
大島町 <http://www.town.oshima.tokyo.jp/>
神津島村 <http://vill.kouzushima.tokyo.jp/>
三宅村 <http://www.miyakemura.com/>
御蔵島村 <http://www.mikurasima.jp/>
八丈町 <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>
青ヶ島村 <http://www.vill.aogashima.tokyo.jp/>
小笠原村 <http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/>

【観光協会】

大島観光協会 <http://www.izu-oshima.or.jp/>
新島観光協会 <http://niijima-info.jp/>
式根島観光協会 <http://shikinejima.tokyo/>
神津島観光協会 <https://kozushima.com/>
三宅島観光協会 <http://www.miyakejima.gr.jp/>
八丈島観光協会 <http://hachijo.gr.jp/>
小笠原村観光協会 <http://www.ogasawaramura.com/>
母島観光協会 <https://hahajima.com/>

【商工会】

大島町商工会 <http://www.island-net.or.jp/>
新島村商工会 <http://www.niijima.or.jp/shokokai/>
神津島村商工会 <http://www.kozu-shokokai.or.jp/>
三宅村商工会 <http://www.miyakejima.jp/>
八丈町商工会 <https://hachisho.princia.net/>
小笠原村商工会 <https://ogasawara-shokokai.jp/>

【交通機関】

東海汽船株式会社 <http://www.tokaikisen.co.jp/>
小笠原海運株式会社 <http://www.ogasawarakaiun.co.jp/>
全日本空輸株式会社 <http://www.ana.co.jp/group/>
新中央航空株式会社 <http://www.central-air.co.jp/>
東邦航空株式会社(東京愛らんどシャトル) <http://tohoair.co.jp/>
伊豆諸島開発株式会社 <http://www.izu-syotou.jp/>
神新汽船株式会社 <http://shinshin-kisen.jp/>

【その他】

一般社団法人 日本サーフィン連盟 <http://www.nsa-surf.org/>

社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会 <http://www.jmba.or.jp/>

公益財団法人 東京都島しょ振興公社 <http://www.tokyoislands-net.jp/>

東京アイランドドットコム <http://www.tokyo-islands.com/>

公益財団法人 東京観光財団 <http://www.tcvb.or.jp/jp/index.html>

東京都 島しょ農林水産総合センター <https://www.ifarc.metro.tokyo.lg.jp/>

小笠原水産センター <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/07ogasawara/fish/index.html>

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

海しる（海洋状況表示システム）」（海上保安庁）<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

総務省 統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 <http://www.pari.go.jp/>

東京大学大学院 工学系研究科 <http://www.t.u-tokyo.ac.jp/soe/admission/>

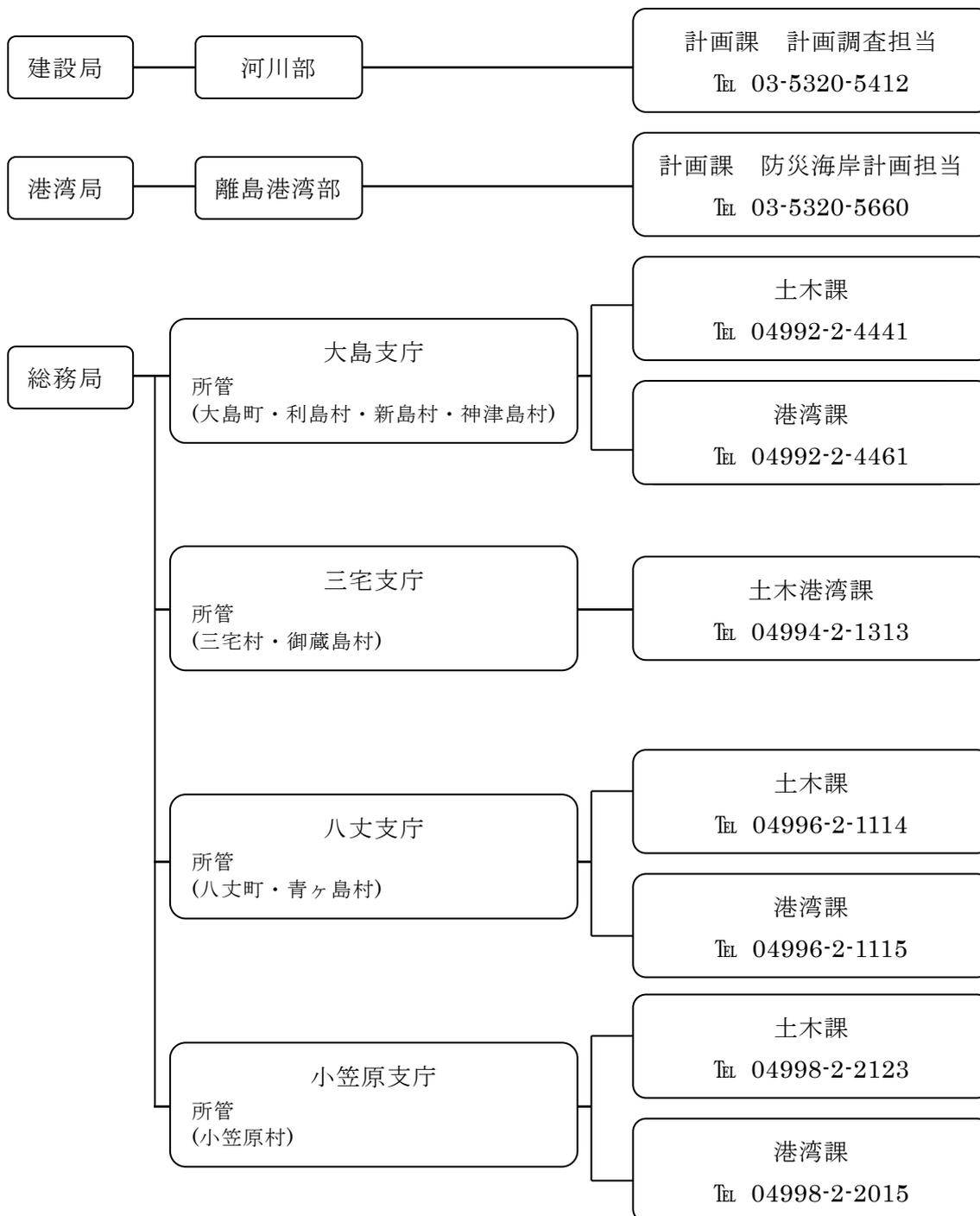
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 <http://www.nilim.go.jp/lab/fcg/>

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 <http://www.pari.go.jp/>

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産工学研究所 水産土木工学部 <https://www.fra.go.jp/>

5 海岸事業に関する問い合わせ先

【東京都】



【国土交通省】

